

参議院労働・社会政策委員会会議録第一号

平成十二年十月三十一日(火曜日)
午前十時八分開会

委員氏名

委員長 吉岡 吉典君
理事 大島 慶久君
理事 大野つや子君
理事 小山 孝雄君
理事 木俣 佳丈君
理事 長谷川 清君
理事 上杉 光弘君
理事 釜本 邦茂君
理事 齊藤 滋宣君
理事 清水嘉与子君
理事 溝手 顕正君
理事 川橋 幸子君
理事 笹野 貞子君
理事 前川 忠夫君
理事 但馬 久美君
理事 浜四津敏子君
理事 八田ひろ子君
理事 大脇 雅子君
理事 高橋紀世子君
理事 魚住 汎英君
理事 友部 達夫君

委員の異動

九月二十一日

補欠選任

大野つや子君 日出 英輔君
小山 孝雄君 畑 恵君
溝手 顕正君 佐藤 泰三君

九月二十二日

辞任

補欠選任

上杉 光弘君 成瀬 守重君

大島 慶久君 国井 正幸君
佐藤 泰三君 山崎 正昭君
畑 恵君 小山 孝雄君

十月三十日

辞任

補欠選任

八田ひろ子君

笠井 亮君

八田ひろ子君

出席者は左のとおり。

委員長 吉岡 吉典君
理事 齊藤 滋宣君
清水嘉与子君
清水嘉与子君
日出 英輔君
木俣 佳丈君
長谷川 清君

委員

釜本 邦茂君
国井 正幸君
成瀬 守重君
山崎 正昭君
川橋 幸子君
笹野 貞子君
前川 忠夫君
但馬 久美君
浜四津敏子君
八田ひろ子君
大脇 雅子君
高橋紀世子君
魚住 汎英君
友部 達夫君

国務大臣

労働大臣 吉川 芳男君

政務次官

法務政務次官 上田 勇君
大蔵政務次官 村田 吉隆君
労働政務次官 釜本 邦茂君
自治政務次官 中谷 元君
金融再生政務次官 宮本 一三君

事務局側

常任委員会専門員 山岸 完治君
政府参考人 町田 幸雄君
法務省人国管理局長 今井 正君
外務大臣官房領事移住部長 御手洗 康君
文部省初等中等教育局長 大塚 義治君
厚生省老人保健福祉局長 高尾 佳巳君
社会保険庁次長 林 良造君
通商産業省生活産業局長 伊藤 庄平君
労働事務次官 松崎 朗君
労働大臣官房政策調査部長 野寺 康幸君
労働省労働基準局長 藤井 龍子君
労働省女性局長 渡邊 信君
労働省職業安定局長 日比 徹君
労働省職業能力開発局長

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○国政調査に関する件

○政府参考人の出席要求に関する件

○労働問題及び社会政策に関する調査

(現下の雇用失業情勢及び雇用対策に関する件)
(少子・高齢化社会における労働力確保等に関する件)
(財団法人ケーエスデー中小企業経営者福祉事業団の経理内容等に関する件)
(繊維産業労働者の雇用安定に関する件)
(介護労働力の確保等に関する件)
(外国人技能実習生制度の改善等に関する件)
(小・中学校における職業教育の必要性に関する件)

○労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(吉岡吉典君) ただいまから労働・社会政策委員会を開会いたします。
委員の異動について御報告いたします。
昨日までに、直嶋正行君、高嶋良充君、溝手顕正君、大野つや子君、上杉光弘君、大島慶久君及び八田ひろ子君が委員を辞任され、その補欠として川橋幸子君、前川忠夫君、日出英輔君、成瀬守重君、山崎正昭君、国井正幸君及び笠井亮君が選任されました。

○委員長(吉岡吉典君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。
委員の異動に伴い現在理事が三名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉岡吉典君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に清水嘉与子君、日出英輔君及

が斉藤滋宣君を指名いたします。

○委員長(吉岡吉典君) 国政調査に関する件についてお諮りいたします。

本委員会は、今期国会におきましても、労働問題及び社会政策に関する調査を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉岡吉典君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(吉岡吉典君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

労働問題及び社会政策に関する調査のため、本日の委員会に法務省入国管理局長町田幸雄君、外務大臣官房領事移住部長今井正君、文部省初等中等教育局長御手洗康君、厚生省老人保健福祉局長大塚義治君、社会保険庁次長高尾佳巳君、通商産業省生活産業局長林良造君、労働大臣官房政策調査部長松崎朗君、労働省労働基準局長野寺康幸君、労働省女性局長藤井龍子君、労働省職業安定局長渡邊信君及び労働省職業能力開発局長日比徹君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉岡吉典君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(吉岡吉典君) 労働問題及び社会政策に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○斉藤滋宣君 おはようございます。自民党の斉藤滋宣でございます。

昨日この委員会室に入りまして、大変立派になったのはいいんですが、余りにも広くなりまして、大臣を初め委員の先生方の御尊顔が遠くなったことを少し寂しく感じますし、何か委員会も閑散とした感じがするわけでありますけれども、せめて議論だけは白熱した議論ができ

るように頑張っていきたいと思っております。

私は、過去の日本経済に貢献してきた中高年層には相応に報いていく一方で、未来の労働力である若年層の雇用を守ることが極めて重要な課題だと思っております。そういう中で、ことしの労働白書は、サブタイトルが「高齢社会の下での若年と中高年のベストミックス」ということでありましたが、大変私も興味深く読ませていただきました。きょうは、この白書の中身を中心にしながら、質問主意書に従いまして質問させていただきます。

まず、大臣にお伺いしたいと思っておりますけれども、けさほど総務庁の九月の労働力調査の発表がありました。総的には、前年比としてまた八月の調査から見ると若干悪化しているようにも思えます。完全失業率は四・七％、完全失業者数は三百二十万人、非自発的離職者が九十九万人、就業者数六千四百八十八万人、就業者数以外若干でありますけれども悪化しているのが今回の調査報告だと思っております。

そこで、大臣の御所信をお伺いしたいと思っておりますのは、この雇用情勢をどのように理解されておられるのか、大臣の御意見を伺いたいと思っております。

○国務大臣(吉川芳男君) 順次お答えさせていただきます。

今ほどお述べのように、雇用関係の指標を見ますと、九月の完全失業率は四・七％と前月より〇・一ポイント上昇し、有効求人倍率は〇・六二倍と前月と同水準となっております。本年二月及び三月の完全失業率四・九％よりは低い水準となっておりますけれども、現下の雇用情勢は依然として厳しい状況にあると認識しております。

しかしながら、新規求人がサービス業、製造業など主要な産業で増加し、特に情報通信技術や介護関連の分野等においては本年一月以降連続して前年に比べて二〇％以上増加しております。また、雇用者数も前年同月と比較して五カ月間連続して増加しております。このような状況が続いてい

ることから、雇用情勢には改善の動きが見られると判断しております。

○斉藤滋宣君 政府の見解によりまして、景気の底は昨年の四月だったと言われております。有効求人倍率、いろんな指標を見てみますと、昨年の五月に底を打ちまして、それ以降上昇している。また、先行指標である製造業の所定外労働時間、昨年の夏ぐらいに底を打って、前年同月比プラスに転じているところでもあります。そういう意味では、今大臣がおっしゃったように改善の兆しが見えてきたという感じがいたします。

今までの例を見ますと、求人倍率の底から失業率がピークを打つところまでのパターンを見ますと、バブル崩壊後の最初の景気後退期には約十カ月間かかっていました。こじつける気は毛頭ないわけでありまして、今回求人倍率の底が昨年の五月、そして今大臣がおっしゃったように、完全失業率のピークが三月、四月、大体十カ月周期になっているかなという感じがいたします。

いろいろ、その間の上がり下がりはあるわけでありまして、そろそろ完全失業率のピークは来ているのかなという感じがするわけでありますけれども、大臣の見解はいかがでしょう。

○国務大臣(吉川芳男君) 雇用関係の指標を見ますと、九月の完全失業率は四・七％と前月より〇・一ポイント上昇いたしました。有効求人倍率は〇・六二倍と前月と同水準となっております。本年二月及び三月の完全失業率四・九％よりは低い水準となっておりますが、現下の雇用情勢は依然として厳しい状況にあると思っております。

○斉藤滋宣君 ということは、まだピークが過ぎているという見解と認識してよろしいでしょうか。

○国務大臣(吉川芳男君) お説のとおりだと思います。

○斉藤滋宣君 そこで、さらにお伺いしたいと思っております。先ほど言ったように、確かに求人倍率の底から完全失業率のピークを打つまでその

のタイムラグが、遅効性があるタイムラグがあるのはわかりますけれども、今までのパターンからするとちよつとその足取りが遅いような感じがするんですけども、失業率の遅効性というものがさらに強まっているんじゃないのかという感じがいたします。もし今大臣の認識のとおりであります。

その辺の認識は、労働省いかがでしょうか。

○政府参考人(渡邊信君) ただいま大臣から御答弁申し上げましたように、最近の雇用情勢の特徴は、確かに失業率は横ばいしないし若干微増というところなんでありまして、新規求人、特にITとか福祉を中心とした求人の伸びは大変大きいというところから見ると、私どもとしてはかなり雇用の回復傾向は見られるのではないかとこのように見えております。

ただ、そういったITの例えば需要が大変、安定所にも随分出てくるわけですが、それが就職する方が例えば一割とか二割までいかないと、非常に少なく、実際に求人はあるんだけど、結びつかない、それから若い人の離職が大変多い、こういったことがあって、なかなか求人は出ているけれども失業率にすぐに反映してきていない、ミスマッチの傾向というのは強くなっているんじゃないかというふうに考えております。

○斉藤滋宣君 次に、ことしの労働白書を見ますと、完全失業率のうち、需要不足による失業が全体の約四分の一、それ以外の約四分の三、三・五％ほどが構造的・摩擦的失業というふうに言われております。そこで、白書に載っている「構造的・摩擦的失業率、需要不足失業率の推移」を見てみますと、需要不足失業率が大幅に下がったときに構造的・摩擦的失業率も下がっている傾向が見られると思っております。

白書の中で、この説明に対して言われているのは、いわゆる構造的・摩擦的失業というものと需要不足失業というものはなかなか線引きが難しいんだと。だから、この需要不足、いわゆる求人が

大幅にふえたとき、本来であれば若年層に向かう求人が、余りにもそれが大きくなり過ぎたがゆえに、本来であれば向かない中高年層に向かったときに構造的・摩擦的な失業が減る傾向にあるんだという説明がされていると思うのであります。

そうしますと、今まで労働省でもこのミスマッチ解消のために、また構造的失業のためにいろんな施策を打ってきたけれども、もしそういう説明をすると、今まで打ってきた政策がこの構造的・摩擦的な失業率の低下に余り寄与してこなかった。確かに、それは下支え効果もあったし、その施策をしなければもつと上がっていたんだという議論はあると思います。

ただ、そういう説明をしてしまうと、今までの施策が何も効果なく、ずっと上がり続けてきているのかなという感じがするわけでありますけれども、その辺、労働省はいかがなお考えでしょう。

○政府参考人(渡邊信君) 今、委員御指摘のように、我が国の失業率のかんりの部分は構造的・摩擦的失業ということで、例えば安定所の求人だけを見ましても年間五百万人くらいの求人が来るわけですが、結局これは充足されないでそのまま残ってしまうというふうなことになっておりまして、仕事がないから失業がひどいという状況ではないというふうに思っているわけでありますが、これがなかなか結びつかない、そういったものを称しまして構造的・摩擦的失業というふうに言っているわけであります。

そのミスマッチの大きい原因というのは、例えば能力の問題である。先ほど申しましたように、ITの需要はあるけれども供給の能力が追いつかないというような問題。能力の問題と、それから大変大きいのが年齢による制限。中高年になりますと、これが大変大きな壁になりまして就職に結びついていかないというふうなことがあります。それから、あとは労働条件の問題等々いろいろあるわけであります。

そういったことで、この構造的・摩擦的失業の問題というの

は、能力の開発にしろ、年齢制限の緩和という問題にしろ、大変我が国の抱えている大きな問題がそこにあつて、今まで随分私も努力を積み重ねてきておりますし、また来年度に向けましては百万人のIT教育というふうなことも考えているわけでありまして、確かになかなか時間がかかる、いま一つ時間がかかると。根本的に取り組んでいく問題ではなからうかなというふうに思います。

それから、若い人が自発的に転職をする傾向は、景気の厳しい中でも、バブルのころよりも今は転職をされる若い人が多いわけで、必ずしも景気が悪いから転職が減るという状況でもない。若い人がやはり自分に合った仕事を求めてどんどん転職していくということがあります。そういったところに対しては、的確な再就職の情報というものを迅速に的確に提供する体制というものを整備しなきゃいけないというふうなことを考えておりまして、この構造的な失業の問題というのは実はなかなか大きい問題であつて、効果があらわれるまでには相当の時間かかるのではないかなというふうなところでありまして、

○斉藤滋宣君 先ほど申し上げたとおり、構造的・摩擦的失業と、それから需要不足による失業、この線引きはなかなか難しい、両方がダブっているダークゾーンというのがあるのはよくわかります。

白書の説明の中にもあるわけでありまして、この区分というものは厳密に線引きされるものではないけれども、例えば政策展開のときにその数値をあらわすことによつて、今どういう政策を選択したらいのか。例えば需要不足対策をするべきなのか、構造的・摩擦的な対策をするべきなのかという一つの大きな指針といえますか、そういうことになるだろうと思ふんです。

そこで、今までもこのミスマッチ対策、いわゆる数次にわたる雇用対策をやつてきてしまっている成果が上がっている。実際に資料をいただいている中にもその成果がいろいろ評価されていま

す、数がたくさんありますので紹介はしませんけれども。

しかし、現実には、今申し上げたとおり、それでもなおかつ失業率が上がつていまして、構造的・摩擦的失業率の改善が見られていない。これはある意味では、さつきも言つたように、その区分があるもののがどういう政策展開をしたらいのかという一つの指針になるとするならば、やはり幅の大きい構造的・摩擦的な失業率に対する対策が今までもいろいろ行われてきて、労働省がおっしゃるようないろいろな数値での成果を上げられていられるけれども、先ほど来言うように、確かに下支え効果はあつたのかもしれないけれども、本当に効果があつたのだろうか。

大変失礼な言い方で恐縮です、今までの雇用環境を見ると、急激に一気に悪化してきましたから、どうしても対症療法的にならざるを得ない面はあつたと思います。しかし、私は、もうそろそろこの構造的・摩擦的な失業率の低下のために抜本的な対策、そういったものを総合的に、それこそ構造的にやらなければいけない時期に来ているのではないのか。

そのためには、各省横断的に総合的に対策を練るとか、やはりもつと突っ込んだ対策をしなければなかなか完全失業率が下がつてこないのではないかと懸念するものでありますけれども、労働省の御意見をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(吉川芳男君) 御指摘の構造的な問題の解決を図るためには、良好な雇用機会の創出、確保を図るとともに、円滑な労働移動に対する支援など、労働力需給のミスマッチを解消するため施策をより一層効果的に講じていく必要があると考えております。

また、経済・産業構造の変化に対応した雇用の安定のための具体的な支援策につきましましては、現在、関係審議会で御審議をいただいているところでありまして、その検討結果を踏まえて、法的整備も含めて適切に対処していきたいというふうな考えております。

○斉藤滋宣君 私は、やっぱり完全失業率を下げる、極端な言い方かもしれませんが、そのためには有効需要政策だとかマクロ経済政策だけではもう下がつてこなくなつてきているのではな

いか。ですから、今大臣がおっしゃつたように、その報告を受けて法的整備も含めて考えていくということ結構でありますけれども、やはりこ

でももう少し構造的・摩擦的な失業に対して抜本的な、そしてまた総合的な対策というものを一歩労働省が大きく踏み出すべきだと思つております。次に、雇用政策研究会の報告によりますと、労働力人口は二〇〇五年に六千八百五十六万人をピークに減少に転じていく、五年後の二〇一〇年には六千七百三十六万人となる。わずか五年間で百二十万人の激減になると予想されています。しかも、年齢構成の変化は、一九九八年から二〇一〇年の十二年間で見ますと、十五歳—二十九歳の若年層が約四百万人減少するのに対して、五十五歳以上の高年齢層が約三百八十万

人増加すると見込まれております。この二つの年齢層の人口増減が非常に対照的であります。こうした人口構造の変化によつて、現在、高度成長時代のピラミッド型の人口構成時にビルトインされてきた税収だとか年金だとか企業経営といったものが、そういった機能がうまく機能してこなくなつてきている、私はそのように思ふわけでありまして、そういう意味では、雇用制度とか雇用政策もまたその例外ではないのではないかと

年にピークになりまして、それ以降、労働力人口は絶対的に減少していくという事で、これは恐らく我が国が有史以来のことだろうというふうに思います。その減少していく労働力人口の年齢構成を見ますと、これも御指摘のように、若い層が減りまして高齢者がふえていく、高齢者の供給はほとんどふえていくという事でございます。

したがって、特段の対策を講じないという事になりますと、現状では若い人に対する労働需要は旺盛であります、高齢者に対する労働需要は大変少ないというふうなことでありますから、このままいくと年齢間のミスマッチ、労働力の需給のアンバランスというものがますます拡大をしていくだろうというふうに考えられます、高齢者が十分活用されないという事になりますと労働力人口は減るわけでありまして、国民総生産が減少していく、経済が縮小再生産していく、こういうふうになっていくのではないかとこのように思います。

こういったことを考えますと、まだまだ六十歳定年が主流であります我が国の高齢者の働き方、あるいは女性の方が持てる力を本当に発揮できるような環境の整備、こういったことを行っていないと、先ほど申しましたように労働力が絶対的に減少していく中で、我が国の経済は縮小せざるを得ない。したがって、高齢化対策あるいは女性の働きやすいような環境の整備、こういったことが労働市場対策として今後大変大きい課題ではないかというふうに、大変一般的ですが申し上げますとそういうことになるかと思えます。

○斉藤滋宣君 労働力の減少下にあつても今までと変わらない一人当たりのGDPの伸びを維持していくためには、幾つかの方策があるかと思えます。ざっと考えましても、一つには労働力率の低下を上回って労働生産性を伸ばしていく、それから減少労働力の代替として若年労働者の就職率のアップや女性や高齢者の活用が考えられると思えます。

そこで、お伺いしたいんですけれども、白書の

中でも書かれていますけれども、二〇二五年までのラフな予測によれば、高齢者、女性の積極的な活用を図れば、一人当たり二％の経済成長が達成可能と白書の中には書かれております。ちよつと私はこの分析がよく理解できないのでありますけれども、高齢者、女性の積極的な活用によつて二％の経済成長をなさることができるとあれば、今やたらまた経済成長二％伸びるのかという気がするわけですね。

だから、今もうそれをやってみたらどうですかという気になってしまふわけでありまして、このも、揚げ足取りみたいで恐縮なんです、そのところが私にはちよつとよく理解できないもので、すから、そのところを説明していただきたいのと、同じ白書の中で、産業構造審議会の分析として、「研究開発・情報化投資を過去の趨勢程度増加させ続ければ、資本蓄積をGDPの伸び以下に抑えても、労働力人口減少下において二％程度の成長は実現可能」との記述もあります。そのところも含めて、この分析について御説明いただきたいと思ひます。

○政府参考人(松崎朗君) 御指摘のように、ことの平成十二年版の労働白書におきましては、「今後、高齢者、女性の積極的な活用を図れば、一人当たり二％成長率は二〇二五年まで達成可能と考えられる」というふうに記述しております。これは、先ほど職業安定局長からも御説明がございましたように、一般論として、人口の減少またこれは労働力人口にも言えるわけでございまして、けれども、こういった労働力人口の減少というものが、供給側から見まして経済成長率を低める要因になるということが言われております。

そういったことから、ほつておきますとそういうことになるわけでございますけれども、現在の労働力率、そういったものを高めるために、これはもう高齢者または女性、こういった方は非常に意欲はあるわけでございますけれども、なかなか働きにくいという環境がございます。そういった環境を整備することによりまして、高齢者、

女性の就労というものが促進されることによりまして、就業率といえますが労働力率が上昇して就業が進むということになりますと、今申し上げた供給側からの制約というものはある程度薄められるんじゃないかという考え方でございます。

それからもう一方は、産業構造審議会の推計でございまして、これは労働力の供給側といふものではなくて、これは技術革新の観点から言つたものというふうに理解しております。これも、経済の成長には労働力の投入量の増加、それから資本蓄積の増加、それから技術革新、こういったものが寄与するというふうに言つておるわけでございますけれども、そういった中で、労働の投入量、すなわち労働力人口が減少したとしても、例えば情報化投資といったような技術革新によりまして補うことによつて、全体として二〇二五年までに年平均で二％程度の成長、一人当たりしますと二・三％は達成できるというふうに分析しておるものというふうに理解しております。

○斉藤滋宣君 ちよつと前段よく聞き取れなかつたんで申しわけございませんけれども、

そうすると、両方足して四％という、そういう簡単な数字ではないでしようけれども、それぞれ要素が違うわけでありまして、それに近い数字での経済成長率は可能というふうにとつていいんですか。

○政府参考人(松崎朗君) それぞれ視点が違ひますけれども、全体としましては労働力の供給という制約の面、それを緩和することによりまして、ほつておきますと確かに労働力人口が減つてまいりまして、供給は制約が出てまいります。これをいろいろ条件整備と環境整備をすることによつて労働力率を高めるといふことで供給側の制約というものを低め、また一方では産構審の言つておりますように、一般的にOECDの各国におきましても、労働力人口が減つていく場合には生産性といひますか技術革新が進むということが確認できております。

そういったことで、労働力人口は若干減つてい

くのは事実でございますけれども、そういった中でこの技術革新というものが進むことによつてその面からも経済成長というものをバックアップしていけるんじゃないかというふうな考え方でございます。

○斉藤滋宣君 きよう、ちよつとダイジェスト版を持つてきたんですが、たしか本文の方では、表の六十表だつたと思ひますけれども、こちらでは第三十四表に表はあるわけですが、二十四ページですね。

ちよつと最初の方がよく聞き取れなかつたんで、もう一回この分析についてお伺いしますけれども、私は逆に、この表を見る限り、一人当たりのGDPの成長率を二％にするためには、そういう労働力人口が減つても労働生産性上昇率、質を高めていけば、一・九％にすれば二％の経済成長ができるんですよということなのか。それとも今部長の御説明にあつたように、最初はちよつと聞き取れなかつたんですが、いわゆる高齢者やそういう女性労働を活用することによつてこの労働生産性というものが一・九％に上がるから経済成長率二％というのが達成できるんだと、そういうことなのか。ちよつとよく聞き取れなかつたので、もう一回お願いします。

○政府参考人(松崎朗君) 申しわけございませ

ん。この二十四ページの三十四表でございましてけれども、こで二〇一〇年から二〇二五年のところにそれぞれ労働力人口の増減率等が書いてございまして。こで括弧の中の数字が書いてございまして、これは注意書きにございまして、これはほつておくという事で一番下の三にございまして、括弧内は二〇二五年の年齢別労働力率が二〇一〇年の推計値と同様で推移するといふこととございまして。したがって、ほつておきますと〇・六％減少するといふこととござい

ます。そういった場合には、先ほど申し上げました技術革新等そういったものが進むといふことで、労働

働生産性については二・三％ということは計算上できるわけですが、そうではない、括弧の外に書いてございますように、労働力人口の増減率をマイナス〇・六ではなくて、環境整備をすることによってマイナス〇・三にやってくるということによりまして労働力の供給側の制約をなくす。その場合には、確かに技術革新のところはそれはストリートに出ないということで、若干・九というふうになりますけれども、それを補って二％達成というものができるのではないかと、ううに推定したわけでございます。

○斉藤滋宣君　なぜ、私ここにこだわるかというと、今や若年労働者の失業率が非常に高いわけでありましてね。けさの数字でも十五歳から二十四歳の完全失業率は九・三％、もう男性に至っては一〇％を超えているという状況にあるわけですね。この人たちが、今仕事がない、中には働きたくない、そういう人たちがいるでしょうし、実際に仕事につけないで困っている人もいます。

後でまた質問しますけれども、こういう若年層がこれだけ失業しているときに、例えばそういう高齢者や女性の活用によって経済成長二％達成ということになってきますと、やっぱり将来的な経済成長の面から見ると、日本は人的資源という面から見れば、こういうことはあつてはならないことなかも、せいぜいせいぜい、経済成長率ということだけを考えれば、だったら今若い人が働かないで年寄りとか、年寄りという言い方は怒られますね、高齢者だとか女性をその代替労働力として使えば、技術革新が進んで経済が成長していくという論になってくると思うんですね。

ですから、このところで、ただこういう書き方をすると、非常に今一方では若年労働者の完全失業率が高いことが問題になっているのに、何か腑に落ちないといいますが、ひつかかるものを私は感じるんですけれども、ですからもう少し書き方を丁寧にするといいますが、決してそういう

取ってかわればいいという話ではなくして、結果としてそうなるべくと。だけれども、そのときに今部長がおっしゃったように、産業革新だとか労働生産性の上昇によって労働力率の質を高めていくとか、そういうことによって経済成長率を二％達成することも可能なんですよという、そういう書き方をすべきではないのかなという気がするんですけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(松崎朗君)　確かにおっしゃるとおり、ちよつと舌足らずの面があつたかもしれない。ただ、白書の中で、高齢者それから女性の活用によって労働力の供給側の制約というものは薄れるというのを記述しておりますのは、やはり一部で、労働力が減っていくので単純労働力についても外国人を入れるべきではないかという議論が一方であるわけでございます。そういうことに対しては、もう一般的な労働力全体につきましても、一般的な労働力全体として見た場合に、高齢者、女性、そういう人たちが活用されることによってそういう外国人に頼らなくても二％程度の成長率というものは確保できるんだということを書いたわけでございます。

これら学卒無業者や不安定就労者が増加することとは、若年期における有形無形の技能形成や経験の蓄積の大きな支障となり、職業人としてのキャリア形成が十分なされないおそれがあるものと思われまふ。

さらに、今後、若年労働力が大幅に減少していく中でこうした若年者がそのまま高い年齢層に移行していくとすれば、労働生産性や経済活力の維持などの面で我が国の経済社会全体に大きな影響を与えることが懸念されるところであります。

ただ、白書の中で、高齢者それから女性の活用によって労働力の供給側の制約というものは薄れるというのを記述しておりますのは、やはり一部で、労働力が減っていくので単純労働力についても外国人を入れるべきではないかという議論が一方であるわけでございます。そういうことに対しては、もう一般的な労働力全体につきましても、一般的な労働力全体として見た場合に、高齢者、女性、そういう人たちが活用されることによってそういう外国人に頼らなくても二％程度の成長率というものは確保できるんだということを書いたわけでございます。

次に移りたいと思いますが、今もちよつと話題にしましたが、若年労働者の問題について質問したいと思ひます。

学卒未就業者の状況を見ますと、昨年四月が二十三万人で、この四月が二十四万人となつています。雇用人員判断DⅠを見ていますと、雇用人員の過剰は九九年三月六月がピークで三二％ポイント、その後、昨年十二月実績一八％ポイント、この九月実績で一一％ポイント、十二月予測では九％ポイントと改善しております。そういう意味では、ことしの春言われたような、就職氷河期の最たるものという、そういう時期は越えてきたかな、少し明るい兆しが見えてきたかなという気はするわけでありまふ。

○斉藤滋宣君　労働白書によりまして、各国の学卒無業者について比較可能な統計資料がないので、就職者に占める正規就業についていない者の比率を比較しております。その中で、諸外国では我が国以上に学校から正規雇用への移行が円滑にいつていないという、そういう指摘がなされてい

○斉藤滋宣君　今、説明を聞いて理解はできるんですけれども、ただ、どれだけの人がこういうのに目を通すかわかりませんけれども、やはり白書を出す以上は数多くの人に目を通していただきたいというつもりで書いていますので、そのためのダイジェスト版だと思ひますね、そういう機会を多くするための。この部分を読んでもうと、どうも私は今の労働行政の中における一つの課題というものと、それからここに二％成長と書かれてしまうと、何か合わないといひますか、違和感を感じますね。

また、その一方で、若者の失業は社会的不安を増大させると言われます。ある研究によれば、少年犯罪発生率と新規学卒求人倍率には長期的、安定的な関係があると報告されております。

若年者の失業問題を考えるときに、やはり若年者の意識変化だとか産業構造変化に伴う構造的な問題への対応が不可欠と私は考えるわけでありまふけれども、労働省のお考えはいかがでありますか。

○政府次官(金本邦茂君)　御指摘のとおり、学卒無業者やフリーターが増加している原因については、ここ数年の厳しい雇用情勢が背景となつてい

大変失礼な言い方になるかもしれませんが、もしこれから以降こういう記述があるとすれば、もう少し丁寧な書き方をしたいと思ひます。

○政府次官(金本邦茂君)　御指摘のとおり、学卒無業者やフリーターが増加している原因については、ここ数年の厳しい雇用情勢が背景となつてい

○政府次官(金本邦茂君)　御指摘のとおり、学卒無業者やフリーターが増加している原因については、ここ数年の厳しい雇用情勢が背景となつてい

の職業意識が不十分であるとの御指摘もなされて
いるところであります。

このため、労働省といたしましては、雇用機会
の創出、確保に一層の努力をするともに、若年
者が適切に職業選択を行い安易に無業や不安定な
就労を選ぶことがないよう、インターンシップの
導入等についてこれから文部省と連携し、学校教
育の早い段階からの職業意識啓発に努めていると
ころであります。

今後は、文部省と共同で研究会を設け、こうし
た若年者の職業上の諸問題について実態把握を行
うとともに、諸外国の状況も踏まえつつ対策を検
討してまいりたいと思っております。

○斉藤滋宣君 私、今政務次官から御説明あつ
たように、インターンシップの効果というものは
評価するものでありますし、労働省でいろんな施
策をとられて、そういう若い人たちの必要な知識
を多く持たせるようにしたり、そういう体験を多
くしたりとか、そういうことは非常に評価するの
でありますけれども、今もお話のあったとおり、
やはり一つには、若い人たちが要するに働きた
くないという意識層の人たちもかなりいることは確
かだと思ふんですね。これはやっぱりある意味で
は教育の問題ですから文部省も大事でしょうし、
それからもう一つは家庭といいますが、いわゆる
自分がつきたい仕事がない、またつきたいと思
う仕事がない、ある程度生活が豊かになってき
ていますから、親御さんが、無理して働かなくて
もいいよ、しばらくうちにおつていい仕事が見つ
かるまでアルバイトでもしていたら、フリーター
でもやっていたらどうというようなこともあると
思ふんですね。いわゆる若年層のパラサイト化と
いいますか、そういう現象も起きていると思ふん
です。

ですから、今とられている制度、施策について
は私は評価するものでありますけれども、そうい
う若年者の意識改革、職業に対する意識だとか、
それから人生というものを考えていく、そういう
ものを支えていくためには、やっぱり地域だとか

家庭だとか学校だとか、そういったものが全部連
携して、そしてまた労働省も入って対応してい
かなければいけない問題だと思ふわけでありま
す。

ですから、やっぱり私は、もつと抜本的な部分
に触れるような、各省庁横断的にいろんな知恵を
出し合つてこの問題を解決していかなければ、な
かなか若年者の、さつきも言いましたけれども、男
性では一〇%を超えるような失業率の改善、それ
が進まないのではないのかなという気がしてなり
ません。

いま一度その辺をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(渡邊信君) 我が国では若年失業率
が大変高くなつてまいりまして、ただいまおつ
しやいましたように、十五から二十四歳層を見ま
すと一〇%程度の失業率という若年失業率であり
ます。

また、若年者の失業の問題は欧米においても大
変大きい問題で、欧米におきましてもやはり若年
者の失業率が高いんですが、ここの労働白書で
も指摘をしておりますけれども、欧米と日本の若
年失業率の決定的な違いと申しますのは、欧米の
場合には若い人は非自発失業が多いわけで、就職
したくてもできない。高齢者の方を優先するとい
いますか、そういったことでありますけれども、
日本の若年失業の特色はほとんどが自発失業なわ
けであります。それと、今おっしゃったように、
毎年三十万人もの、何をしていいかわからない無
業者が出るというふうなことで、欧米と日本と若
年者の失業率はやや似ていますが、中身は決定的
に違つているというふうに思っております。

そういった意味でも、私も、若い人たちの
職業意識の啓発というのが大変大きな問題で、
そのためには労働行政も文教行政も、あるいは
おっしゃいました地域や家庭の問題も大変大き
い、それぞれが相まって若い人の働く意欲を引き
出していくといえますか、そういったことになろ
うかと思つてゐるわけでありまして、当面
は、先ほど政務次官から御答弁申し上げましたよ
うに、労働省と文部省とで、次官を初め関係局長

が集まりまして、これからそういった若者の職業
意識、職業対策について検討しようということに
いたしました。

今までの雇用対策の中ではどうしても中高年の
非自発ということが重点でありましたが、これか
らの日本を考えていきますと、先ほどの国民総生
産のお話にもありますが、若い人が働かなくては
IT革命も絶対にできつこないわけでありまし
て、そういった意味で、この若い人の就職問題、
職業意識の啓発の問題、大変大きい課題として位
置づける必要があるか、ようやく私どもの行政
もそういう段階に来たところじゃないかと思つて
おります。

○斉藤滋宣君 表現が当たつていないかもしれま
せんけれども、今まではどちらかというとそうい
う就職にかかるコスト、意識改革だとかそれから
学校での技能習得だとか、そういった部分という
のが意外と教育の場では、大変労働省側から言
うのは言いづらいことなのかもしれませんけれど
も、私はやっぱり手厚かつたとは言えないと思
ふんです。それが今ややっぱりここにきて若い人た
ちの職業意識の変化になり、そしてまたこういう若
年者の失業率の大幅なアップにつながつてきてい
ると思ふんです。

やはりここで、大変言いづらいのかもしれない
し、労働省として指摘しづらい面もあるかもしれ
ませんけれども、やはり労働行政としての限界と
いうものはこの若年労働者の失業者数の増加の中
ではかなりあると思ふんです。これは教育の部
分、文部省だけに責任を押しつける気はありませ
んけれども、やはり他省庁にまたがる対策という
ものをしっかりと講じ、今までみたいにそういうこ
ともやつていますよではなくして、職業啓発活動
だとかそういうことをやっていますよということ
ではなくして、ある意味ではそれも主體的になつ
てくるような、そういう行政というものが省庁横
断的に行われなければなかなか解決しづらい問題
だと思ひます。

答弁でありますので、ぜひともその辺も深く掘り
下げて、大変言いづらい話かもしれませんが、こ
の問題解決のために、労働省としてはやはり言う
べきことは言うという姿勢をしつかりと持つてい
ただきたいと思ひます。

次に、女性の問題で、先ほども話がありました
が、女性の有効活用という問題でちよつとお聞き
したいと思ひます。

労働力人口の減少の対応として女性の有効活用
が必要だということは先ほど来議論があつたところ
であります。しかし、現実に見てみると、就職
を希望しながら、育児との両立の難しさ、能力を
生かせる形で雇用機会が図られていないかとい
う女性の労働力の有効活用が図られているかとい
うと決してそういうふうにはなつていない。これか
らそういう女性の有効活用が社会発展に必要なと
白書も述べております。

労働力調査特別調査を見ますと、その中で
私はわけても気になるのは、学歴別の就業率を見
てみますと、女性がほとんど高学歴化しているに
もかわらず、逆に高学歴の女性の労働力率が下
がつているという調査結果が出ています。この状
態が続きますと、一方で高学歴化が進んでいつ
て、高学歴化が進むことによつて労働力率が下
がつてくるということになりますと、労働力人口
の減少の対応として、先ほど来言うように、女性
の活用が重要だと言つておきながら、そのことが
期待されながらそれが実現できないような方向に
向かつてゐるのではないかとこのことを心配する
わけでありま。

高学歴女性の労働力率の低下がどういった原因
によるものなのか、そしてまた労働省はその対応
をどのようにお考えになつてゐるのか、お伺い
したいと思ひます。

○政府参考人(藤井龍子君) 先生が今御提起なさ
いましたような問題意識、まさに私もかねて
から持たせていたものであります。平成十一年
度の「働く女性の実情」、通称女性労働白書と呼
んでおりますが、これで学歴別の女性の就業バ

ターンの分析をしてございます。これによりますと、二十歳代では高校卒の女性の労働力率よりも大卒、大学院卒の女性の労働力率が高くなっているわけですが、育児期を経た三十歳代後半から六十歳代前半では逆に高卒の女性の労働力率に比べて大卒、大学院卒の労働力率が大体一〇%ほど低いという状況になっております。

この要因といたしましては、私どもは、一つは高学歴女性は一般的に結婚・出産年齢が遅くなり、子育てが一段落して再就職をしようという年齢がどうしても遅くなる。ところが、企業の方で中途採用については大抵年齢制限を設けておられる。それが三十歳代後半というのが多いようございまして、これが一つ再就職を困難にしているのではないかと分析しております。

それから二つ目は、高学歴の女性の方々は再就職に当たりましてはやはり仕事の内容を非常に重視される。少し本格的な仕事をしたいと。ただ、それにしては自分の能力が現状ではそこまで行っていないのではないかとという気持ちでなかなか再就職できないといったこともあるのではないかと、いうふうに分けております。

それで、私どももいたしましては、この求人の方々の年齢制限につきましては、人材の有効活用という観点から年齢制限を緩和していただくよう企業に対して啓発を進めてまいりたいと思っております。さらに、十三年度から、新たに本格的に労働市場に参入したいという女性の方々のために、企業や社会のニーズも高いし、女性の側のニーズも高いと思われる情報通信関連や国際関係の職業分野、こういった分野への再就職のためのキャリアアップ・トレーニングあるいは能力開発技法を行います。また、それに基づいて職業能力開発や職場体験を実際に実施していただく、そういうことをモデル的に実施したいと考えているところでございます。

○斉藤滋宣君　そこで、今局長からお話のあった年齢制限の緩和について、同じように女性の立場からだけではなくて、高齢者側でもそういう問題

はあろうかと思ひます。

先ほど来ずっと議論してきたように、労働力人口の減少の中で、女性と同様に高齢者の活用が言われてきたわけでありまして、高齢者側からすれば、年金受給が六十五歳に上がることによって必然的に今まで以上長い期間働かなければならないという理由もあります。

高齢者の勤労意欲の旺盛さ、それはやはり日本にとつて非常にメリットだと思つておりますけれども、しかし高齢者の就業、雇用を促進するためにはいろんなハードルを越えなければいけないものがあると思ひます。わけでもその中で私が気になるのは、やはり今言つた年齢制限の問題と、それから定年制の問題であります。

一方では、ある程度の年齢になつたから会社をやめなさい、また一方では仕事を求めたときに年齢制限にひつかかつて就職することができない。今、六十五歳定年制を導入している会社は六%にすぎませんし、求人平均上限年齢は四十一・一歳となつております。今、職業人生が長くなることが求められているときに、今言つたように、一方によつては年齢で会社をやめなければならぬ、また一方ではその年齢制限によつて勤めることができない、そういう問題が今起こつております。そのこととてなかなか高齢者の再就職が難しくなつていくという現状だと思ひます。

高齢者の活用を図るためには、この問題をやはりクリアしなければならぬ雇用促進が進まないのではないかとと思ひますけれども、労働省のお考えをお伺ひしたいと思ひます。

○政府参考人(渡邊信君)　今、御指摘されましたように、高齢者については、定年は六十で、再就職しようと思つと求人の方には年齢制限があつて四十一・一歳だということになつていくわけ、大変厳しい状況に現在なつていくわけでありまして、

私どももいたしましては、六十五歳までは現役として働ける社会ということを目指していろいろとやつておりまして、毎日毎日、安定所の窓口で

は年齢制限があるものについては、例えば五歳アップしてくだされと指導しているわけでありまして、

先般、全国の労働局の安定部長に通達を出しまして、部長みずから企業なり企業の団体を回つて年齢制限の緩和というものを訴えるように指示いたしました。また、そこでどういった問題があるのか十分聞いてくるように、それを十二月中には本省にまた上げてくるようにしようということを指示もして、努力もしているわけでありまして、

また、先般の、さきの通常国会の高齢者雇用安定法の改正では、六十五歳に向けて定年年齢そのものの引き上げの努力義務というものも規定をさせていただきまして、高齢者は補助的な働きをするのではなくて、やはり今までの企業あるいは企業グループで定年の延長というふうなことによつて正規労働力として十分働ける、そういうことが必要かという気持ちでございまして、

こういったことを通しまして、企業に年齢制限あるいは定年の撤廃、あるいは定年の延長を訴えていきたいと思つておりますが、この根本には我が国の長い間の慣行といひますか年功的な処遇といひますかあるわけでありまして、これもなかなか一朝一夕には難しい問題であらうかと思ひます。が、私ども、全国の高齢協会等とタイアップして、定年の延長あるいは安定所を通じた年齢制限の緩和を指導いたしますとともに、定年の延長の制度を導入する企業に対する助成金の制度あるいは高齢者のための職場改善のための融資の制度、こういったことも用意をしております、あらゆる角度からこの六十五歳現役というところの実現に向けて努力していきたいというふうに考えております。

○斉藤滋宣君　もう時間がありませんので、またその問題につきましては、後日議論させていただきますと思ひます。

最後に、労働白書を見ますと、若年者と中高年者の雇用トレードオフ論には否定的な御意見だと思ひます。

その根拠としては、挙げられているのをちよつと読ませていただきますと、一つとしては、「現在の失業の四分の三は一方に未充足求人がありながら、結合がうまくいかないために起きている構造的・摩擦的失業であることを想起する必要がある。」、二として、「若年者の職種や企業規模によるミスマッチへの働きかけを一方で行いつつ、他方で「より少ない若年者より多い中高年」による仕事の進め方により、年齢間のミスマッチを軽減していけば、構造的失業問題はかなりの程度、改善されるものと考えられる。」、さらに三として、「今後、若年労働力人口が急速に減少していくことを考えあわせると、六十五歳までの雇用継続などを高年齢者への対応が必ずしも若年者に悪影響を及ぼすというところにはならない」という考え方を示して、そして続けて、「ゼロサムを前提にしてトレードオフを悲観するのではなく、「より少ない若年者より多い中高年」による、「若年者」と中高年者のベストミックスの仕組みによつて、新たな価値を生み出せる状況を作り出し、雇用創出につなげ、各々が社会の中でその能力を十分に発揮できる状況を目指すべきである。」と結んでおります。

私は、この白書の結びについて、中長期的にはこうなつていただきたいと思ひます、その考え方にくみしたいという気持はするんですけども、でも現実には、今長々としゃべりましたけれども、今言つた中身の話というのは今までもずっと政府や労働省が対策として講じてきていることではないのか、いろいろな対策を講じたけれどもなかなか改善が進まないでいるんじゃないのか。だから、今まで議論してきたように、高い構造的、摩擦的失業に多くの失業者が苦しんで、学卒未就職者や学卒無業者が多くなつていて、そして働く意欲がありながらなかなか仕事がない高齢者の方も多いということを考えたときに、この結論というものが、大変言葉は悪いかもしれませんが、余りにも理想過ぎるんじゃないのかという気がしてなりませ

ん。
白書という性格を考えたときに、なかなか具体的に踏み込んで書けないというところは理解するわけでありませうけれども、やはりこういう現状、冒頭大臣が言ったように、まだまだ雇用改善が若干進んでいるけれども底を打ったとは言えない状況下であって、現状を打破していく、現状を緩和するというのが、そういう積極的な姿勢を見せていくことが私は今行政に問われているのではないのかと考えるわけでありませう。

白書を興味深く拝見させていただきましたけれども、どうもこの結びだけは非常に、繰り返すように申しわけないんですが、理想的に結ばれているなという感じがしてなりません。先ほど申し上げたとおり、やはり労働行政の中で各省庁にまたがる問題も数多くあるわけですから、言うべきことは言う、そして今の現状を少しでも緩和していくという姿勢を私は見せる必要があったのではないかと思うんですが、この辺最後に聞かして、質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(吉川芳男君) ことしの労働白書では、中高年熟練技能者は若手に熟練の技能を、また若手は中高年者に数値制御の機器の操作をそれぞれ伝授し合つて、地域ぐるみで新しい物づくりに挑戦している例などを紹介されて、若年者と高齢者のベストミックスによる雇用創出につなげていくべきであると指摘しているわけですが、このため、現在も講じておられる高年齢者の雇用機会の確保策、若年者の雇用の安定の促進策等を引き続き推進するだけでなく、若年者と高齢者のベストミックスについてその具体策を検討するため、現在予算要求をしている段階でございます。

どうぞ、御支援のほどよろしくお願い申し上げます。
○斉藤滋宣君 おっしゃることはよくわかるんですけれども、やはり私はここで若年者と中高年齢者のベストミックスということを言うのであれば、もう少し例えばワークシェアリングに踏み込

んでみるとか、今の賃金体系のフラット化の問題に踏み込んでいくとか、そういった議論をもう少し深く掘り下げていくことがベストミックスにつながっていく、そういうふうなふうに思ふんです。今の御意見もよくわかりますけれども、ぜひとも今後そういうところも踏まえながら御検討いただければありがたいと思います。

どうもありがとうございます。

○木俣佳丈君 おはようございます。

民主党・新緑風会の木俣佳丈でございます。まず冒頭、今景気が若干上向いたとかいろいろお話をありますが、株価も非常に低迷しております、半年前と比べても本当にびっくりするぐらい、一万五千円を割れたり、また乗せたり、こういう一進一退を続けているわけでございます。今の経済状況を見ると、倒産件数、特に中小企業の倒産件数、そしてまた最近では伝統的な生命保険会社さえ次々につぶれている、こういう状況でございます。これをまず、質問の通告でございますが、労働大臣はいかがお考えになりますか。

○国務大臣(吉川芳男君) 私も、今御指摘のような大きな生命保険会社の次々の倒産、中小企業の倒産は非常にゆゆしき、また憂うべき事案だというふうな思つております。

○木俣佳丈君 特に、我々民主党も中小企業に何とか元氣をつけていたきたい。全事業数の九・八%を占める中小企業、昨国会で中小企業基本法が改正されて、新たに資本金、そしてまた従業員数、変わっております。多くの方々が中小企業になつていくわけでございますが、私も中小企業の経営者の息子として非常に痛切に現在の倒産のあり方等々を考えるわけです。そしてまた、中小企業の言つてみるとおやじ連中、また従業員の方々も、働いている時間も二十四時間体制、特に雇用主の方も非常に変な中で二十四時間、一日も休みがない中でやっていらつしやる方が多いと思ふんです。

そこで、そういったものに目をつけて、最近評判になつておりますケーエスデー中小企業経営者福祉事業団、このKSD、こういったものが昭和三十九年にできたわけでございますが、これを労働省は当初どのように思つていたか、大臣御存じですか。

○国務大臣(吉川芳男君) あなたの御質問については、ようやくの取材をさせていただきました。全部出そろつたところでございますが、けさから私も見せてもらつておるわけでございますが……

○木俣佳丈君 もうちょっと大きい声でしゃべってください。

○国務大臣(吉川芳男君) はい。

あなたの質問についてレクチャーも受けておるわけでございますが、今急に、大分先の質問項目の中にあつたと思うのでございませうけれども、できた取材の順番でひとつお聞き願ひたいと思うのでございませう。

○木俣佳丈君 ちよつとお話になりません。順番が変わつて質問ができないという大臣は私初めてお目にかかりました。ちよつとそれは不見識というおかしなことだと思ひますけれども、大臣、ちよつとその件、ちよつとお答えください。

○国務大臣(吉川芳男君) KSDの前身である中小企業経営者災害補償共済会は任意団体であつたと承知しております。また、共済事業の実施主体を規制する法律は承知しておりません。

○木俣佳丈君 労働省も、これができて、昭和三十九年の一年後に、昭和四十年に新しい労災関係の事業主を対象とする特定加入という制度を始めたいのを御存じですか。

○国務大臣(吉川芳男君) それもこの問題が起きてから聞かせてもらつていられるわけでございます。

○木俣佳丈君 もう一度、これは何年からできたか御存じですか。

○国務大臣(吉川芳男君) 今御指摘の団体は、昭和四十年、四十四年ですね、二月に東京都の許可を得まして財団法人ケーエスデー中小企業経営者福祉事業団となつておるわけでございます。

○木俣佳丈君 全然違いますよ。再答弁を求めます。全然違うことを申し上げていらつしやるので、違います。労働省の施策の中で特定加入制度というのがこの団体ができた前後にできているんですよ。現在五十万人がそれに加入しているんですが、そのことを言つておりますが、いかがですか。全然違いますよ、お答えが。

○国務大臣(吉川芳男君) 今、局長からは三十九年であつたと思うふうな御指摘がございました。

○木俣佳丈君 それはKSDの発足じゃないの。労働省、ちゃんとやってよ。ちよつともう一回答えて。

○国務大臣(吉川芳男君) そのことにつきましては、後ほど正確に調べて御報告申し上げます。

○木俣佳丈君 労働省、じゃ教えてよ、大臣に。労働省、大臣に教えてくださいよ。そんなことわかるでしょう、基本的なことでしょうが。

○政務次官(金本邦彦君) もう一度趣旨を御説明願ひます。

○木俣佳丈君 時間をとめてもらわないと、ちよつと時間をもつたないんだけれども。

要するに、中小企業の労災ということを目にKSDの前身の中小企業経営者災害補償共済会というのができたんだけれども、しかし労働省も同じような施策をつくつたんじゃないんですかと。この設立年月日を、設置年月日を聞いていられるんです。

○国務大臣(吉川芳男君) 今、事務当局から御指摘がありまして、昭和四十年でございます。

○木俣佳丈君 そのとおりだと思ふんですよ。それはそれでいいんですが、このKSDの問題でかなり問題になつていられるわけですね。これに関して労働大臣、今どのようにお考えになつてい

特に、先般の十月二十八日付ぐらいの報道ですね、大臣が、政治団体豊明会政治連盟、通称豊政連がパーティー券を購入しているが、十月の二十

七日で現金書留で同連盟に返却したとあるが、これは事実ですか。

○国務大臣(吉川芳男君) そのとおりでございます。事実でございます。

○木俣佳丈君 そのときに豊政連というのはありましたか。

○国務大臣(吉川芳男君) この問題についてちょっと経緯を説明いたしますと、その日の二十六日でしたか、ある通信社よりKSD関連の資金というものがあるかどうかということを聞いてまいりましたので、調査いたしましたところ、平成十一年と平成十年のこの二回、私パーティーをやっておるわけでございまして、その節、豊明会中小企業連盟にそれぞれ三枚分ずつ六万円、計十二万円のパーティー券を購入してもらっていることが判明いたしましたので、こういう時期でもありますし、また立場も立場でございしますから、早速に返却するようにということを秘書に言いつけて、そのようにした次第でございます。

○木俣佳丈君 もう一度お答えいただきたいんですが、いわゆる豊政連の方に返却したということよろしゅうございしますか。

○国務大臣(吉川芳男君) 返還につきましては、政務秘書官が豊明会中小企業政治連盟の事務局に連絡した上で、先方の事務所に送ったものでございます。

○木俣佳丈君 豊政連に返したということいいですか。もう一度ちょっと。

○国務大臣(吉川芳男君) それでよろしゅうございします。

○木俣佳丈君 豊政連は実は十月の十八日に解散しております。十月の十八日に解散して、十月二十七日に返すことができますか。

○国務大臣(吉川芳男君) 解散しても、やっぱり事後処理のためにいらっしゃる方がいまして、こちらから返却しますよということを申し上げたら、そのようにしてくださいということを受けて取っていただきました。

○木俣佳丈君 私どもも十月二十日に調べまし

た。口座は閉鎖されておりました。ですから、返せないはずなんです。

それから、このような時期だからというお答えがございましたが、このような時期というのはどういうことを指すか、具体的に教えてください。

○国務大臣(吉川芳男君) その趣旨は、財団法人ケーエスデー中小企業経営者福祉事業団をめぐるまして先般来、前理事長の背任容疑で捜査中であり、また当該公益法人を所管しておる労働大臣の立場として、これは返還するのが適当と考えたわけでございます。

○木俣佳丈君 なぜそれを適当だと思われたんですか。

○国務大臣(吉川芳男君) 私の感性と申すべくでございます。

○木俣佳丈君 感性ですか。感性で返した。感性で返したとはどういうことですか。十月六日にKSDに捜査が入っている、家宅捜査が入っている。だから返したんじゃないんですか。感性で返した。もう一度教えてください。

○国務大臣(吉川芳男君) 私は自分でこのパーティーの処理というものは、冒頭、私申し上げたでしょう、その通信社が言っていることと全然わからなかったことなんです、私自身は。だけれども、一遍よく調査せよということとわかったものだから、たまたまその日が二十六日だから七日だったというわけでございましたから、そう言われましてもちよつと返答に困りますが。

○木俣佳丈君 何を言っているんですか。何が問題で、だからこそ返したか、それを聞いているんです。何が問題でなぜ返したか、そういうことを言っているんですから。何を言っているんですか。

○国務大臣(吉川芳男君) これも私申し上げたけれども、先般来、前理事長の背任容疑で捜査中でありまして、このことについていろいろ問題もあるわけでございますから、返還するのが適当だと考えたところでございます。

○木俣佳丈君 KSDの一体どのあたりが、もう

ちよつと具体的に言つてほしいんですが、どのあたりが背任容疑に今なっているか。所管の大臣として明確にお答えください。

○国務大臣(吉川芳男君) その点は、捜査当局が一番やっぱり詳しく調査しておるわけでございまして、私としてこれ以上申し上げることはできません。

○木俣佳丈君 労働大臣は、捜査が入っているからといってどのあたりが問題かというの推測もできないということではよろしいんですか。

○国務大臣(吉川芳男君) それは、考えていることとありますけれども、今の段階でどういうことだからどうだというふうに私が断定するわけにはいかないと思っております。

○木俣佳丈君 今まで労働省がこのKSD財団に対して何度も勧告をしているのを御存じないということですね。

○国務大臣(吉川芳男君) いやいや、それは私もちゃんと報告を受けていますので、前後四回にわたって口頭ないしは文書でもって指摘をしているということはちゃんと報告を受けています。

○木俣佳丈君 じゃ、どのあたりが問題か御説明ください。

○国務大臣(吉川芳男君) 私も今申し上げたようになつてございまして、それにつけて何かが物を申せと言いましても、過去のことでございます。これは役所はみんなよく知っているわけでございまして、政府委員をして答弁させてはいいかがでしよう。

○木俣佳丈君 いや、だってこれは御存じだ、もう大臣に、あなたにもう御説明があったと言つたじゃないですか。今世間を騒がせている第一番目の問題と言つてもいいことですよ。ですから、早急に答えてください。そんな、政府委員じゃない、大臣が答えるべきですよ。

○国務大臣(吉川芳男君) 平成十二年五月十七日、十八日、立入検査をいたしました、平成十二年八月十日、改善勧告の交付書を文書でもってしてあります。

その中身につきましては、一つは評議員会、評議員の設置等のことについて改正をせよということとを前々申し上げているわけでございますが、それがまだなされていないということ。また、二番目といたしまして、豊明会との関係における審査、検査体制の確立、補助金の使途の明確化並びに組織、職員、場所についての明確な区分ということについても指摘してあります。また、三番目は、豊明会における経理について、補助金と他の経理との区分経理をはっきりする。また、四番目といたしまして、KSDの会館の使用の適正化、五番目といたしましては、KSDの行う事業の適正化、宗教法人への融資の解消、関係会社への便宜供与の是正ということを指摘しております。

○木俣佳丈君 簡単に申しますと、要は経理区分が余りにもこちゃこちゃになつていて、いわゆるKSDという財団と、それから、それからいった豊明会というものが会計区分が全くなされていない、こういうことで労働省から勧告をしている。しかしながら、その勧告に対して全くそれに反応していない。ただ、それじゃ明確にしますと、そういうやりとりだけなんですよ。だから、全くおかしいやりとりというか、もう無意味なやりとり、勧告しかやつていない。

簡単に申し上げますと、このKSDというのは、加入者一人当たり月額二千円、これ経費で落ちるというふれ込みで、要は借金とかが窓口になつてほとんど販売促進をしている。年額二万四千円、いわゆる共済制度で、これが経費で落ちるといふれ込みで半強制的に信用金庫から売り出している。何とその年額が、トータルが掛け捨てで二百四十億円のこのシステム、その中で実際に、いわゆる括弧つきの災害補償、労災じゃないですよ、災害補償、労災と書いてあるけれども、これは労災じゃない。単なる死亡からあと損害保険、こういうたのものです。これに使われているのが七十億、二八%しか十年度では使われていない。そのほかの百七十億が勝手に使われている。こうい

う問題なんですよ。

しかも、このお金の流れ、どのぐらい労働省はつかんでいっていますか。KSDから豊明会へ、豊明会から自民党の豊明支部へ、そしてまた、自民党の豊明支部から豊明会中小企業政治連盟へ、そしてまたそこから先政治家へ、この一連の流れをどういうふうにつかんでいるか、大臣、お答えください。平成七年から十年まで。

○国務大臣(吉川芳男君) KSD本体については、公益法人を認可しておる立場の労働省といたしましては把握しておりますけれども、その先の団体については、これはもう任意団体でもあるわけでございますし、また、政治団体のことにつきましては、労働省としては正確な数字をつかんでおらないと思っております。

○木俣佳丈君 いや、これ担当者が言うことと大臣の言うことと大分違うんです。つかんでいるというのが私が担当者から聞いた話です。もう一度東京都豊明支部へ献金がされた、こういうことで了解してよろしゅうございますか。

○国務大臣(吉川芳男君) 豊明会から自由民主党東京都豊明支部に対し平成七年から九年にかけて寄附が行われていることは承知しておりますけれども、平成十年十一月にKSDから受けた説明によれば、豊明会から自由民主党東京都豊明支部への寄附に対する支出にはKSDからの補助金は充当しておらず、それ以外の収入から充当しているということでございます。

○木俣佳丈君 それ以外の資金というのはどういふものがあるんですか、この豊明会として。

○国務大臣(吉川芳男君) その収入は自前の収入でやられているというふう聞いております。

○木俣佳丈君 自前の収入というのは何ですか。幾らありますか。

○国務大臣(吉川芳男君) 今お聞きするところによりまして、二億四千万円ほどでございますが、いろんなイベント等に使われ、また観劇等があるわけでございますが、そういうときに補助金的な

意味も含まれて支出されているというふう聞いております。

○木俣佳丈君 その補助金がKSDから出ているわけでしょう。まあいいや。ちよっと、まずその前に、自治省から政務次官おいでいただいていますね、ありがとうございます。

自治省がつかんでいるKSD豊明会から自民党の東京都豊明支部へ、そしてまたそこから豊明会中小企業政治連盟、豊政連へ、この流れを平成七年からできる限り最近まで、きのう東京都の方発表しておりますので、十一年まで御報告いただきたいと思ひます。

○政務次官(中谷元君) 東京都の選挙管理委員会に確認したところ、KSD豊明会から平成七年に八千五百四十万円、平成八年に五千二百万円、平成九年に五千万円、平成十年に三千万円、平成十一年に四千万円の寄附を受けた旨の記載がございます。

また、平成七年から十一年における豊明会中小企業政治連盟の収支報告書の要旨に係る官報告示または収支報告書を確認したところ、自民党東京都豊明支部から平成七年に七千七百四十万円、平成八年に五千八百六十万円、平成九年に五千三百二十万円、平成十年に四千二百万円、平成十一年に四千万円の寄附を受けた旨の記載がございます。

○木俣佳丈君 ありがとうございました。

もう一度労働大臣に伺いますが、この政治献金、トータルするとえらい額ですね。二億円近いお金でございますか、これは例えば豊明会から自民党東京都豊明支部へ、先ほど言われたように豊明会から出たということよろしゅうございますか。

○国務大臣(吉川芳男君) KSDから豊明会への補助金につきましては適切に執行される必要がありますが、平成十年十一月にKSDから受けた説明によれば、豊明会から自由民主党東京都豊明支部への寄附に関する支出にはKSD補助金は充当されておらず、それ以外の収入、例えば会員負担

金及び雑収入から充当されているという説明でございました。

○木俣佳丈君 よく調べてくださいよ。

労働省にこの豊明会の決算収支を出してということをやつたら、これ十年しかないというんですね、平成十年しか。実際には我々も集めてるんですよ、九年も八年も七年も。まずその辺言いたいんですが、時間ありませんからちよっと申し上げますと、今収入の部で、いわゆる会員負担金、つまり会費です、これが例えば平成九年の場合で言うと二億二千五百万円、いいですか、それしか集まっていな。しかしながら、支出の合計は三十二億五千万円。もう一度言います、会費が二億二千五百万円しか集まっていなのに、支出では三十二億五千万円。

どういふことかという、ここに括弧つきの補助金、つまりKSDから横流れしたお金がどんと入っている。これが三十億円。三十億円入つてようやくとんとんになるんですよ。その事実は知っているでしょう。知っているでしょう、知りませんか。知らないなら知らないで結構ですよ。

○国務大臣(吉川芳男君) 金額のすべてにわたつては聞いておりませんが、そういう流れになっているという事は聞いております。

○木俣佳丈君 ですから、私が申し上げたのは、豊明会から出たとして、自民党支部に、この献金はつまりKSD本体から献金がされているということじゃないですか。だって、会費でやれない、補助金でやっている、つまり括弧つきの補助金ですよ、KSDから横流れしてきた三十億、丸めてようやく収支が合う。だってそうでしょう、百億の何かをやるのに会員収入が三億しかない。

九十七億赤字なのに献金する人、そんな会社あります。そんな会社あります。たくさんあつてお金が余っているから政治献金しようというんでしょう。

だから、つまり何が言いたいかというと、結局会員の収入ではやり切れない。だから豊明会からじゃないですよ、つまり財団本体から政治献金を

しているということでしょう。間違いありませんか。

○国務大臣(吉川芳男君) そういうふうには決めつけられませんが、私は財団から……

○木俣佳丈君 収支を見て言っているんだ。決めているんじゃないよ。決めたつて言っているんじゃないよ。収支見て答えてくださいよ。答弁にならないよ、そんなのは。答弁になつてないですよ、これは。収支を見て言ってるんだから。決めたつてじゃない、あるんだから。

○委員長(吉岡吉典君) 発言を求めて。今答弁中ですから。

○国務大臣(吉川芳男君) 事務方から説明させてもらつていいですか。

○木俣佳丈君 だめです。基本的なことですから。

○委員長(吉岡吉典君) すぐ答弁できませんか。

○国務大臣(吉川芳男君) 非常に詳細な数字がここにありますけれども、その点はひとつ、これは後ほど委員にお示しをしろといえさせますけれども、今おっしゃつたようなことをにわかに、私も金の出どころはどことかという断言はできないものだと思つてゐるんです。

○木俣佳丈君 答弁になつていません。これはちよっと、再答弁願ひます。

収支がきちつとあつて、会員収入が要は二億二千五百万しかないのに事業規模で三十二億五千万のことをやっている。そしてこの平成九年のときに既に五千万円豊明会から自民党へ献金がされているという事実、ではこの五千万はどこから出ているんですかと、こう言っているわけでしょう。当然、だから会員収入からではないということとは間違ひないでしょう。

○政務次官(金本邦茂君) 平成十年十一月にKSDから受けた説明によれば、豊明会から自由民主党東京都豊明支部への寄附に関する支出にはKSD補助金は充当しておらず、それ以外の収入から充当していることでございます。

○木俣佳丈君 じゃ、どの収入ですか。具体的に

お答えください。

答えてもあれだろうからちょっと申し上げますと、例えばスポーツ関係で収入が五千百万、これ支出は、決算額、これは平成九年度です、スポーツ関係で一億三千二百万、同様に旅行関係、文化関係、現代生活上関係、女性部関係、青年部関係、いずれも決算の方が赤字になっている。こういった事業で収入が上げられるわけですか。どこを見てそれは政務次官お答えになっているんですか。つまり、断言していいと思うんですが、これは全部補助金が賄っている。つまり補助金から献金をしているのに間違いないじゃないですか。何か反論ありますか。

○政務次官(金本邦茂君) 豊明会の支出の中には、福祉事業にはKSDからの補助金は使えないというところでございまして、KSDからの補助金が政治献金に流れたということには当たらないのじゃないかと思ひます。

○木俣佳丈君 先ほどの答弁とちよつと違うんじゃないですか。事業の収入から得たお金で要は献金したと言いましたね、先ほどは。今のお答えとちよつと違うんじゃないですか。じゃ、献金はどこから出ていますか。もう一度。

○政務次官(金本邦茂君) それは豊明会への会員からの負担金だと雑収益からしているというところでございまして。

○木俣佳丈君 だから、何度も言いますように会員からの会費は平成九年度で二億二千五百万しかないんですよ。事業の全体の規模は三十二億五千万、一けた以上違うんです。十六倍ぐらいなんです。だから会員の収入から献金なんかできやうがないわけなんです。企業というのは大きくもっているからそこら企業からの献金をしよう、個人も大きく、だって赤字で借入金がある人が政治家に寄附しようというのは、それこそ何か大きなおかしなことがあるからでしょう。そんなことはありやうがないじゃないですか、それは常識で考えてください。

○政務次官(金本邦茂君) 豊明会の収支には、決

算には三十三億ということになっております。その中の三十億ほどがKSDから補助を受けていると。それはそういう福祉事業に使われているという中の、先ほども申し上げましたように豊明会に直接入ってくる中から寄附行為をしているということで御理解していただければと思ひます。

○木俣佳丈君 そんなばかな。金に色をつけて、こつから入るお金はこつへ使つていて、献金はこつからするなんて、そんな会社がありますか。献金用会費ですか、これは。献金用の会費とするならば、これは規約にしっかりと明言してあるわけね。どうですか、政務次官。

○政務次官(金本邦茂君) それは御指摘のとおりだといふぐあいに思ひます。そういうところがいまいであつたために、労働省といたしましてもそれをつきりするようにという指摘をしたわけでございます。

○木俣佳丈君 これはあいまいじゃないんだ、これが。豊明会の定款、ここにありますよ。この中に明確に書いてある。この中に、第二章の六条(九)「中小企業支援事業」として「豊明会中小企業政治連盟の支援に関すること」、まさに豊政連を支援するというのはこの定款の中に書いてある。こういったことが明確になっているんですよ、明確に。これを、労働省、どう思っているんですか。大臣答えてくださいよ、最高責任者なんだから。答えて。

○国務大臣(吉川芳男君) 豊明会からいろいろ資金が流れているということについては私もわかりますけれども、そのことについて直接労働省がタッチして、それがいかぬとか何とかということにはならないと思ひます。まあ、まだそのことについては聞いておりません。

○木俣佳丈君 それじゃ、世の中の財団法人というのは何でもでちゃやうじゃないですか、そんなこと言つたら。財団法人つくつておいて、一応そこはもう公益法人化しておいて、一つだけ幽霊団体つくつて、そこをスルーすれば何でもできるという話じゃないですか。そんなばかな話がありま

すか、そんなのは。

だから、要は二億の会費で三十億の事業をやっているわけですよ、赤字なんだから。赤字分を三十億補てんしているの明確じゃないですか、これ、KSDから。そして、その豊明会から要するに任意団体だからということで団体献金を自民党にしている、五千万、例えば一年間に。もつとしているところもありますよ。一億近く、八千五百万、平成七年ではしているわけですよ。これを問題だと思わないんですか。問題だと思わないか。

○国務大臣(吉川芳男君) それは十分問題だとは思ひつています。そのことについては捜査当局が鋭意調べているところでございますから、いましばらくやぱり時間的な猶予を与えてあげたらいかがでしょうか。

○木俣佳丈君 いや、そんな人ごとみたいに言つてほしくないですよ。問題だと思つていいるのなら、初めからそうやって言えはいじゃないですか、初めから。政務次官の答えと今の大臣の答え違うんだぜ、それは。政務次官は、今、事業収入の中からやつたと言つて、大臣はそんなこと言つてないじゃないですか、今、問題があるというふうに発言している。全くだから労働省の中で全然意見が違ふことが今同時的に行われているわけですよ。こういった事態、本当におかしいと思ひますが、もう一回大臣ちよつと言つてください。

○国務大臣(吉川芳男君) お金の件は連日のように新聞等に部分的に出ているわけでございます。それを一つの流れのもとにこうなつていいるというところについては私はまだ全部、全貌を把握するまでの報告を受けていないということを申し上げたかつたわけなんです。

○木俣佳丈君 何を言つていいるんですか。十月の六日から、きょう何日ですか、三十一日でしょう。三週間も四週間もたつていいるのに報告を受けてない。何だよ、監督官庁というのはどういうものなんです。財団法人の担当の、認可した官庁というのはどういう意味だと思つていいるんです

か。そんなもの職務怠慢じゃないですか。単なる認可を与えて、好き放題やらせると。しかも、中小企業が泣いていいるのにもかかわらず、そんなことお構ひなしだ。これは、社会的にこれだけ問題になつていいるのにまだ、細かいというよりも、細かくないよ、大まかなことだつて全然わかつていないじゃないか、大臣。違いますか。言つてく

○国務大臣(吉川芳男君) これは、KSDは、これは公益法人でありますから、先ほど来私が申し上げていいるように事情を聞く権利もあるし、またそういう義務もあるわけでございます。けれども、豊明会につきましてはそこらまたいつていいるわけでございますけれども、これはやつぱり任意団体であるということなるがゆえに正確な数字を把握することにはなれないというふうなことをひとつ御理解願ひたいと思ひます。

○木俣佳丈君 何を言つていいるんですか、平成五年ぐらゐから既に勧告をしたと自分が言つたじゃないですか。平成五年からやつていて、今何年ですか、七年もたつていいるよ。七年もたつていて、それをわからない、わからないって言い続けるのが所管の官庁だと言へますか。とんでもない話だ、そんなことは。

もうちよつと申し上げますと、この財団法人KSDは政治献金できますか。できるかできないか、イエスカノーかを答えてください。

○国務大臣(吉川芳男君) それじゃ、答弁させてもらひます。

KSDの「寄附行為」は政治献金を行うことができないう旨を明確に規制しているものではないと思ひます。しかしながら、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」、平成八年九月二十日付閣議決定においては、「後援会等特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの」は「公益法人として適当でない」とされていいることにかんがみれば、公益法人たるKSDが特定個人の精神的、経済的支援を目的として政治献金をすることは適当ではない

と考えております。

○木俣佳丈君 ちよつと待ってくださいよ。財団法人の規約に当たるとこの「寄附行為」、この中に政治献金の項目はありますか。これが上位の組織の要は規約ですよ、財団法人だったら。この中に献金していいんで書いてありますか。だから、行政権限じゃないだろう、そんなのは。何を言っているんだ。そんなでたらめなことを言うな。

○国務大臣(吉川芳男君) それは、確かにしちやいけなことも実は書いていないわけでごさいます。が、してもいいとは書いていないんですね。

○木俣佳丈君 軍隊のネガティブリストじゃありませんから、これをしちやいけななんて規約に書くばはいますか。ふざけたことを言わないでください。

「寄附行為」というのは、こういうことをしましよ、ああいうことをしましよと、目的とその事業について書いてある会社の定款ですよ。この中に入っていないと言っているのに、しちやいけなとは書いていないなんて何を言っているんですか。全くわかってない。

この「目的」、「この法人は、中小企業における災害防止活動を促進し、及び労働条件の改善、国際化等に対応した人材の育成を図る事業に対する助成を行うほか、中小企業に係る災害補償を実施し、もって中小企業の健全な発展と福祉の増進に寄与することを目的とする。」、これが財団のミッションステートメントですよ。これがミッシェン、使命でしょう。使命を果たしているのは何割だと思ってるんですか。たつたの二八％、三割弱しか支援をしていない、使命を果たしていないのに財団法人格をずっと与え続けている。こんな財団はあり得ますか。

一般的に言われて、これは行政権限内だと伺っておりますが、四五％から五〇％この目的に沿った事業をしない財団というのは、財団法人について疑義を有するというのが普通の一般的な常識です。これについてどう思いますか。

○国務大臣(吉川芳男君) 大変詳しく御指摘でこ

ざいますが、委員長、いかがでございましょう。この問題について、政府委員の……(発言する者あり)

この災害補償の給付につきましては、災害の程度等に応じた補償内容や請求手続を定めている事業団規約に基づき、補償委員会を開催して公正に支給決定を行うなど適正に運用されているところであり、その結果として災害補償の支出が三〇％となっておるということを承知しております。

○木俣佳丈君 話にならないので、きょうは警察と特捜を担当する法務省の政務次官にも来ていただいておきます。特定事件ですのこの件に詳しくお答えすることはされないと思いますので、ちよつと仮説を置いて、これについてどういう犯罪行為になるのかお答えをいただければと思っております。法務政務次官さん。

例えば共済会費ということで、このとおりにしましよ、月額二千元を払った、年額二万四千元、そしてこの共済団体が要するに全然規約にな政治献金をしてた、つまり流用ですね。この場合には、この仮説にはどういう犯罪が生じるとお答えになりますか。

○政務次官(上田勇君) 今、委員からお話がありましたけれども、個別具体的に答ええるわけにはまいりませんし、犯罪が成立するかどうかというの、収集された証拠に基づいてその罪に当たるかどうか判断されるべき事柄でありますので、その事例について詐欺罪等が成立するかどうか具体的に答ええることというのは難しいわけでありまして、あくまで一般論として申し上げれば、こうした報道等で詐欺罪等に該当するのではないかとというようなことがあります、あくまで一般論として申し上げれば、詐欺罪というのは人を欺いて財物を交付させた場合に成立することがあるものだということでございます。

○木俣佳丈君 今言われたように、まず詐欺罪にこの仮説のケースは当たる。まさにKSD、この財団は詐欺罪、そしてまた理事長においては、これはまさしくこの定款にない、つまり「寄附行

為」にない行為をしていた、ですからこれは背任に当たる。背任行為でと新聞紙上に出ていますよね。こういうことだと結論をつけたいと私は思うわけでございます。

さて、そういった中でいろんなマスコミの方々がかなり綿密に調査をされております。これ週刊朝日さんが非常に熱心に行っているらしいですね、こういうふうな「疑惑全真相」「六ヵ月ぶつぎりスクープ」という題で挙げていらつしやいます。この中で、きょう委員会の方にも私も御氏名を挙げました労働省の伊藤事務次官、お答えをいただきたいと思っております。

この新聞の中で、お歳暮をいつばいもらつたと。特にハム、九一年には、「ハムの値段は四ラシクに分けられており、「特」は二万七千元、「A」は九千元、「B」は七千二百元、「C」は四千五百元。当時の大臣、元大臣、事務次官が「特」、官房長、局長、部長、課長が「A」、課長補佐は「B」、「C」はその他。贈り先は労働省だけで約四十人にのぼつた。大蔵省は六人。、こういうことを書いてありまして、この中に、九一年当時、総務課長である伊藤庄平さんが上がつて、リストを掲載してあります。

この御記憶があるかどうか、事務次官にお答えいただきたい。事務次官にお答えをいただきたい、委員長。

○委員長(吉岡吉典君) 事務次官については、政府参考人としての決定になっておりませんので、本日出席しておられません。

○木俣佳丈君 ちよつとこの場をおかりして申し上げたいのは、これ国会をまさにジャックしている状況が今の労働省であるとは申し上げたいと思ひます。ジャックしているというのは乗っ取っている。全くファシズムですよ、こんなことは。きのうの夜、私は参考人を呼ぶべく事務次官に通告をしました。この案件で質問をしたいから事務次官を呼んでいただくように、これを労働省に言った。しかし、きょう朝来てびつくりしました、理事会で。参考人招致のこの案の中には労働

事務次官の名前が一切入っていない。これはだれがやったんだ。こんなことが国会史上あるんですか。通告をしておるのにもかかわらず、その名前が入っていない。理事会にかける前に割愛している。これ、だれがやったか、大臣、答えてください。

○国務大臣(吉川芳男君) 私は、そのことについては全然知りませんでした。

○木俣佳丈君 知らないで済まないでしよ。国権のこの権利を要は勝手にだれかが割愛している。こんなことがあるんですか。労働省の大將じゃないか。おかしいと思ひませんか。それは、おかしいと思ひませんか。国会議員を軽視して、国政調査権を軽視している。憲法違反じゃないか、そんなことは、全く。この委員会のことを何だと大臣は思っているんだ。だから、なぜ次官が出てこないんだ。出てくる前になぜこれに載らないんですか。

○国務大臣(吉川芳男君) 私は、ちよつとこの委員会が始まるのが少し数分おくれたので、その理由についてちよつと聞きましたけれども、それまでは知らなかったわけでごさいますから、ひとつ呼ぶの呼ばぬのというのはこのやっぱ理事会の決定によるものでないかと思ひますがね。

○木俣佳丈君 私はそんなことを言っているんじゃない。この参考人名簿の案の中に私が要請した伊藤事務次官の名前がないということなんだ、まず、それが第一番目。

そして、理事会の中で、これは国会の慣例だそうですね。私も新参なものですからわかりません。事務次官を呼んでいけないんというそんな国会法があるんですか。憲法にそんなことが書いてあるんですか。国政調査権は事務次官には波及しないというそういうあれがあるんですか、規定が。だから、ちよつと大臣。

○委員長(吉岡吉典君) 今の問題については理事会で協議していきたいと思ひます。

したがって、どうですか、一たんちよつと待つ

てもらつて。

○木俣佳丈君 質疑ができません。(委員長、とにかく時計をとめて、速記をとめてください)と呼ぶ者あり)

○委員長(吉岡吉典君) じゃ、速記をとめてください。

〔午後零時二分速記中止〕

〔午後零時十八分速記開始〕

○委員長(吉岡吉典君) 速記を起こしてください。

○木俣佳丈君 この週刊誌に事務次官がお答えいただいて、明確な数々の情報があるにもかかわらず、国会の因習で、習慣として、ならわしとして事務次官がこの場にお出になれない、こういうことであるならば、我々は事務次官に対して、委員長、証人喚問を要請いたします。要求いたします。

○委員長(吉岡吉典君) ただいま木俣君の要求につきましては、後刻その取り扱いを理事会で協議いたします。

○木俣佳丈君 先ほどの質問の続きでございますが、KSDから特、A、B、Cに分けてお歳暮が届いていた、この事実は何年まで続いたか、大臣、お答えください。事務次官にかわつてお答えください。

○国務大臣(吉川芳男君) 大分前から継続していられるようでございますけれども、何年から何年まであつたかということについては、私は了知しておりません。

○木俣佳丈君 そんなことじゃ、だから事務次官のかわりにならないじゃないか。政務次官。

○政務次官(金本邦茂君) 大分以前から数年前までというやに聞いておりますが、その期日がいつからいつということには私にはわかりません。

○木俣佳丈君 これは通告してありますから、何年まであつたかお答えください。事務次官のかわりです、皆さん。事務次官のかわりに大臣か政務次官がお答えに――局長、要らない。通告してないんだよ、通告してないんだ。要らない。だから

ら答えなくて結構です。委員長、だから指名しないでください。委員長、指名しないでください。○委員長(吉岡吉典君) 指名していませんから。○政務次官(金本邦茂君) そのようなことはわかりません。

○木俣佳丈君 調べてください。通告してあります。

○委員長(吉岡吉典君) 午前の会議はこれまでとしまして、午後一時二十五分まで休憩いたします。

午後零時二十二分休憩

午後一時二十九分開会

○委員長(吉岡吉典君) ただいまから労働・社会政策委員会を再開いたします。

この際、政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

労働問題及び社会政策に関する調査のため、本日委員会に労働事務次官伊藤庄平君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉岡吉典君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(吉岡吉典君) 休憩前に引き続き、労働問題及び社会政策に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○木俣佳丈君 午前に続きまして質疑を続行させていただきます。

事務次官、お着きでございます。事務次官のかわりに大臣、政務次官がお答えになるということをおっしゃっていただきますが、事務次官がまさに時間があつたようでございます。冒頭、どのようなお気持ちなのか、こうして国会に呼ばれること、今までなかったということなんですが、ちよつとお答え

いただけますか。

○政府参考人(伊藤庄平君) このKSDの問題につきましては、私、担当局長のころからいろいろと問題点について指摘し、前理事長にも指導等も行つてまいりました。結果的には、いろいろ報道等にもありますように、お騒がせする事態になっておりますことを大変残念に思つております。

そうしたこともございまして、当委員会に私出席を求められましたわけでございますので、御質問にも誠心誠意お答え申し上げます。

○木俣佳丈君 次官がお出になつたのは、次官御自身の御意思なんです、それとも委員から要請があつたからということですか。今、許容されたからお出になつたというふうにお答えになつたと思ふんですが、どちらでございますか。

○政府参考人(伊藤庄平君) 私ども役人は国会の方から委員会等に出席を求められればいつでも出席する構えでおりますので、そうしたことで国会の方の決定があつて出てこい、また質問等にもお答えをしろと、こういうことであればいつでも出てくる覚悟でおります。

○木俣佳丈君 きのうの時点で私が労働省の方に次官に出てきてくれというふうに伝えたのは伝わつておりますか、次官に。

○政府参考人(伊藤庄平君) 先生がそうした点を要求されているというふうには伺つております。ただ、私ども、政府参考人の立場で出席いたしますので、当委員会ないしは理事会においてそうしたことが決定されるかどうかというところを私どもも待つておつた次第でございます。

○木俣佳丈君 いや、これ組織的な犯行というか行いなのか、ちよつと伺いたいんですけれどもね。私が要求したんです。しかし、要求したけれども、理事会に出てきたその要請のリストの中には次官のお名前も影も形もなかったわけなんです。

だから、こういった問題について次官はどのようにお考えになりますか。国会の理由なのか、それとも労働省の理由なのか、ちよつと伺いたい

ですけれども。

○政府参考人(伊藤庄平君) ただいまのリストについては、私、承知いたしております。私どもとしては、先生からそういう要求があつたということで、ほかの用務等もいろいろ勘案して、全部キャンセル等もいたしながら、当委員会の理事会でどういう運びになるかを待つておつた次第でございます。

○木俣佳丈君 いや、承知していないというよりも、最高責任者です、ね、事務方の、執行部のですね。要は、全体の責任者として、それを知らぬ存ぜぬで、それが通じるんではないか。つまり、労働省から政府委員の方に来たその資料の中にそれが入つていなかった。それは労働省側の責任だと思いませんか。どう思いますか。

○政府参考人(伊藤庄平君) 参考人のリストという点についてのお尋ねだと思いますが、そうしたもののについて、委員会の方から求めがあれば局長等の氏名を書いて出すことはあるかもしれませんが、そうしたリストを私どもが理事会等に提出するものとして作成することはないではないかというふうに思つております。

○木俣佳丈君 いや、今まで慣例上、習慣上、事務次官が国会の場で御答弁されることはないというふうに言われたんですが、それは事実ですか。

それで、それが事実だとすれば、それをどのようにお考えになりますか。しかも、この事実、週刊誌にはお答えになつて、国会で御答弁されたくないという話なんです、呼ばないのか呼ばれていないのか、労働省の中でそれを調整されたかわかりませんが、そういった今までの慣習について破らなきゃいけないと思ふんですが、いかがお思いになりますか。

○政府参考人(伊藤庄平君) 中央省庁の事務次官は、大臣あるいは総括政務次官をいろいろ事務的に補佐申し上げながら、省全体の動向等についていわば統括をしてまいる立場でございます。第一義的には各局の局長が責任を持つてそれぞ

れの局の事務をまとも上げて推進していくわけでございますので、第一義的には恐らく国会等で答弁申し上げるのは担当局長が最適であるというふうなことで、私も事務次官は、通常、委員会等には出席して答弁申し上げない、直接携わっている担当局長が責任を持って申し上げるのが一番最適であろうということで、今までこうした形で進んでいるものと理解をいたしております。

○木俣佳丈君 それじゃ、きょうお越しの局長さんの中で、ハムをもらった方はいらっしゃいますか、この中で、じかに。いらっしゃったら御答弁ください。お歳暮、KSDからハムをもらった人、九一年当時。

○政府参考人(伊藤庄平君) 平成三年のお歳暮リストに私の名前があることは先生御指摘のとおりでございます。私としても、正直申し上げて詳細な記憶はないのですが、そうしたリストがある以上、大変うかつだった、遺憾なことであるというふうに思っております。

また、その後、私自身が、現に行つてまいりましたように、KSDに対していろいろ指導等を行う立場になった後の軌跡を考えますと、大変そのうかつさに自分自身恥じ入る気持ちでおります。

○木俣佳丈君 いや、そうじゃないですよ。事務次官に伺っているんじゃないですか。きょうお越しの局長の方で、要はハムをもらった人はいますかと僕は聞いているわけ。いらっしゃったら前へ出て御答弁いただきたい、そういうことなんです。

○政府参考人(野寺康幸君) 労働基準局長でございます。

私もその週刊誌に載っておりますリストに名前が載っているようでございます。

○木俣佳丈君 いずれにしても、次官、今ごろ出てきていたいで、私は非常に変な気持ちです。次官のことをまさにじかに話さずに、大臣、政務次官が次官のことを答弁する。全く本末転倒というのはこういうことだと思ふんです。

すが、これは大臣、どう思われますか。次官のことを大臣が答える、こういったあり方についておかしいと思いませんか。ちよつと大臣。

○国務大臣(吉川芳男君) 午前中からの御質疑でございますけれども、そういう事態にはなっていないかと思うのでございます。

○木俣佳丈君 どういう事態ですか。何を認識しているんですか。大臣、だから、寝てんじゃないのか、そんなのは。おかしいじゃないですか、そんなのは。(暴言だよ、それは)と呼ぶ者あり)

○国務大臣(吉川芳男君) ハムの問題とか……

○木俣佳丈君 違いますよ。まだ質問中です。何を言っているんですか。朝から、大臣か政務次官が次官のことについて答弁するというふうに言われたんです。私は通告はお二人にしかしてない。それについてどう思うかと聞いたら、午前中とは違うとはどういうことなんです。どういふことか答えてください。

○国務大臣(吉川芳男君) 私もこの理事会の取り運びについて仄聞をして、あなたが要求なさった事務次官が出てこられて円満に議事が始まるのはいいことだと思つて待つておりました。

○木俣佳丈君 この事件の本当に重要さというか深いやみの部分というのか、そしてまたこれは大問題で、百万人の中小企業者、三百五十万人の国民を巻き込んでる事件、そしてまた全くおかしいところを、任意団体を通じてやみの献金がされている。まさに詐欺行為、きょう、朝言われたじゃないですか、法務政務次官が、詐欺であつて責任。こういふものを、何をそんな寝ぼけたことを言っているんですか、大臣。そんな思いだから、いつまでたつてもこの件が全然進まないじゃないですか。

労働省は何年かこれを知っていたか、ちよつとこれを事務次官お答えください。これが問題があるという指摘をいつから知っていたか。

○政府参考人(伊藤庄平君) 週刊朝日のインタビューに対する私の答えに即して申し上げるべきだろうと思ひます。この取材につきましても急な

形で受けましたし、記憶をたどりながら担当記者の方に話をいたしました。また、週刊朝日の方の私の答えぶりについての表現も必ずしもそのままではないということ前置きさせていただいて、その点御理解をいただきながらお話を申し上げます。

私がKSDについて問題認識を持ちましたのは、正直言ひまして、たしか平成五年、六年にかけてだと思ひますが、当時、このKSDの創業時に前理事長古関氏と一緒に仕事をしていた者が、その後、その段階でいろいろといさかいがあつたようございまして、古関氏をやめさせるべきだということ私のところへ参りました。

その際に向こうから指摘がありましたことは、一つは、関連会社等をつくつて私物化する形が見え始めているということが一つ。それから、信用金庫の業務範囲を超えた形の会員の募集があるのではないかと一ツ点。それから、私が記憶している限りではもう一つ、ただいま先生が御指摘になりましたお歳暮リストを持って、こうした形で私にも、おまえも名前が載つてると、こういうことを挙げて、古関氏と自分とのいわば橋渡ししないし古関氏をやめさせることを私に求めてまいりました。そのこと自体は非常にいさかいの段階にございまして、冷静に私どもも対応しながら、ただそうした背景が事実だとすれば、やはり公益法人として問題もあるので、その時点でそうしたことをないよう古関氏に対してまず指導したことが、記憶の、そうした認識を持ち始めた最初でございます。

それから、その後私は、それは平成六年当時でございまして、その後担当の職務を離れておりましたので、また労働基準局長として戻りましたのが平成八年の後半でございまして、そのころに八年から九年にかけて、一つは内部投書の告発等も正直ございまして、KSD会館と呼ばれているもの、当時は迎賓館と呼ばれているものでございまして、そうした計画、あるいは豊明会に出されている補助金の経理区分がなされてない、

そういうところからくる不透明さ、こういうことについての内部告発もございました。また、先ほど申し上げた男性が再度私の方に参りまして、選挙管理委員会の方に届けられている献金の所在について私に指摘をしたこと等がございました。そうしたことをこの週刊朝日の記者の方にも申し上げ、その時点でまた古関氏と呼んだり、担当者が説明聴取を行つたりということを行つた経緯をお話しをいたしました。

○木俣佳丈君 今、事務次官が九三年か四年かというところなんです。これは労働省からもらった資料だと、初めに立入検査をしたのが平成五年の三月二十五日、平成五年の三月。ところが、こちらで言っているのが、記者が言っているのは、「伊藤さんが審議官だつた九四年に」と、「九四年の五月が最初だつたと思う」と。これ事実が違つてしまふ、まず。これはどつちですか。

○政府参考人(伊藤庄平君) 記者の方は私にそういう話を持ち込んだ人がいるという質問でございましたので、それは私がKSDとかかわるといいますか、KSDの存在を認識したのは担当した審議官のときが最初でございまして、その時点から話を申し上げたわけでございます。

ただ、そこにあります九四年五月というのは、私の記憶にあれば、自分でそうした時期をはつきり記憶しておりませんので、申し上げた記憶は正直ございせん。

○木俣佳丈君 いえ、これおかしいですよ。だって、記者の方が「九四年に」と、こう言つたら、次官の方が「九四年の五月が最初だつたと思う」と明確に答えているわけですから、これはおかしい、非常に。

それから、その後、「KSDから豊明会に流れている二十億から三十億円の補助金の使途が不明瞭になつていふという指摘だつた」と。これは実際、このころから、平成五年当時不明瞭になつていふことは気づいていたんですか、気づいていないんですか、どつちですか。

○政府参考人(伊藤庄平君) その記者に申し上げ

たのは、その点、不正確に記述されている部分であらうと思います。

先ほど申し上げましたように、繰り返しになりますが、その古閑氏といさかしの段階にあった男性が最初私のところに来た時点で話が合ったこととして私が記憶しておりますのは、さつき申し上げた三点でございます。それは私物化する傾向が出てきている、それから信用金庫の業務範囲を超えて会員募集があるのではないかと、それからお歳暮等を出していると、こういう三点でございます。

それで、KSDと福利厚生事業等を会員のために実施している任意団体である豊明会との関係について、二十億ないし三十億の補助金が出ている、その中から豊明会の方が政治献金を出しているのではないかとということで、選挙管理委員会の資料等を私に提示したのは私が局長になってからでございます。実際は、私の記憶詳細でございますが、早くとも平成八年の後半、多分平成九年に入ってからではないかというふうに記憶をいたしております。

その辺がこの豊明会との関係について私が明瞭な認識を持った最初でございます。

○木俣佳丈君 ちよつと不明確なので、いつごろから二十億、三十億というこの使途不明金があるというふうに思われたか、もうちよつと書いてもええですか。

○政府参考人(伊藤庄平君) 二十億、三十億の使途不明金と言われますと、私、週刊朝日にそうした点で答えたことは正直ございませぬ。

私どもの問題意識は一貫して、KSDから福利厚生事業を会員のために実施する任意団体である豊明会に二十億ないし三十億の補助金がある、その中から政治献金がなされているのではないかとという指摘に対して、それはいろんな説明はありましたけれども、経理区分をしない限りそうした指摘に対してやはり説得力を持った説明にならないんだということを指導していたのは、私は平成八年から九年にかけて、その後も引き続き行い

ましたけれども、そのころが最初であるというふうに私は認識をいたしております。

○木俣佳丈君 ちよつと今の答弁も全然、労働省から指導監督状況というのでこれもらっています、今言われた八年、九年なんて一個も書いてないですよ、ここに、何やってたかなんというところは。平成十年の十一月に初めて、「豊明会におけるKSDからの補助金の使途の明確化」と、こう書いてある。それ以前は何にもないんだ。何にもないのに何かやっただんというのを、今さら何ですか、それは。国会の場で何を言っているんですか。これが労働省の報告書だよ、これ、国会に、議院に出してきた。これはどういうふうに考えるわけですか、次官は。

○政府参考人(伊藤庄平君) 何にもないことは今申し上げたとおりないわけでございます。私もそうした問題に対して内部発表あるいは外部からのそうした指摘を受けまして、KSD、そこに福利厚生事業を目的として流される補助金の使途の明確化といいますが、いわば経理区分をするようにということとはかねて言ってきたわけでございます。

私の記憶によれば、先生御指摘の点は、平成十年になりました、さらに国会サイドの方からもそうした政治献金についての問い合わせが正直ございました。そうしたこともやはり経理区分ができていないからそうした問題が指摘されるということ、私どもその段階でまた重ねて指導し、国会の方にも先生にも報告した経緯がございますが、その際にいろいろ、十一年度に向けては経理の明確化に努めたいというような返事もKSDから出されて対応した記憶がございます。

そうした点の、今申し上げた最後の点を先生は御指摘になられているんだらうというふうに思っています。

○木俣佳丈君 大臣にちよつと伺いたいんですが、何年から問題があったか、それだけ。問題があると指摘をし始めたか、それだけちよつと聞きます。——何でそんなことわからないの。だ

から、早く答えてよ。

○国務大臣(吉川芳男君) 事柄の真否を確かめる意味におきまして、局長から答弁させていただきます。

○木俣佳丈君 何を言っているんだ。疑惑がいつからあったかだよ。だめです、委員長、これは。そんなの、局長も手を下げて。そんなの、だから大臣が答えなきゃだめだ。

○政府参考人(野寺康幸君) 事実だけ……

○木俣佳丈君 だめ、だめ、だめ、そんな事実じゃないよ。細かなことじゃないじゃないか。だめです、理事、これはだめ、そんなの。何を言っているんだ。

○政府参考人(野寺康幸君) 私の後で大臣から……

○木俣佳丈君 いつからと聞いているんだから、次官が今言ったじゃないか、いつからというの。聞いていればわかるだろう、そんなのは。何言っているんだ、だめだ。だめ、だめ。

○国務大臣(吉川芳男君) 平成六年ごろから豊明会への補助金の使途について不明瞭な部分があるから、古閑理事長に対し経理を明確化するよう指導してきたところであります。

○木俣佳丈君 それじゃ、大臣、平成十年のときはまさに不明瞭だということは明確になったわけね。平成十年。

○国務大臣(吉川芳男君) 平成十年十一月十二日にはKSD理事を出頭させ、KSD豊明会に対して支出されている補助金の使途の明確化、豊明会の経理に關し、KSDからの補助金とそれ以外の区分経理を指導したものであります。これに対して、KSDからは一層明確な管理を進めていくというこの返事がありました。

○木俣佳丈君 平成十年の時点で何があったかという参議院選挙なんですよ。だから、平成九年に大体選挙運動というのは始まるらしいんですが、こういつたものは見たことありますか。(資料を示す) これは、「中小企業経営問題議員連盟幹事長」、「私たちは村上正邦先生を支援します」、

「KSD豊明会会長古閑忠男」と書いてある。これは見たことありますか。

○国務大臣(吉川芳男君) 私は見たことはございません。

○木俣佳丈君 何を調べているんだ、所管の官庁として。今まで問題があると言ったじゃないか。平成六年から問題があると言ったじゃないか、あなたが今、現に言っただろう。その問題のところが、関連したところがこういつたものを出しているのに、知らない存ぜぬで通じますか、大臣、ちよつと聞きたい。それは責任者に聞きたい、責任者に、大臣。

○国務大臣(吉川芳男君) 豊明会のそれは政治活動の一環と見ていいと思うのでございまして、労働省とは関係ないと思います。

○木俣佳丈君 ちよつと待つてよ。だから、財団が問題がなくても豊明会と財団の経理に問題がある、その所管が労働省だ。そこまではっきり言った。そして何年からある、平成五年か六年から問題がある。平成十年の時点、九年の時点では必ず問題がある。そういうふうには明言したじゃないですか。労働省は所管じゃないやなくて、所管中の所管ですよ。豊明会へ不正な経理があるという指摘をしているわけだから、何でそんな逃れるんですか、大臣。

○政府参考人(野寺康幸君) ちよつと事実関係を……

○木俣佳丈君 大臣ですよ。だって、それはおかしいじゃないか、そんなの。大まかな話じゃないか、事実関係じゃないよ。

○政府参考人(野寺康幸君) その後で申し上げます。

○木俣佳丈君 だめ、だめ、だめ、局長。委員長、大臣が答えるよう言うてくたさいよ、これ肝だもの。だめだよ、そんなの。大臣答えるよ、そんなことは。何でそんなことわからないんだ。自分が今まで並べたエビデンスからすれば絶対おかしいじゃないか。

○国務大臣(吉川芳男君) 平成十年というふう

限定されますけれども、そのときにそういう選挙、事前の文書が出ているということについても私は知りませんでした。知らないの知らないと言っているじゃないですか。

○政府参考人(野寺康幸君) ちよっとだけ……

○木俣佳丈君 要らないですよ、要らない。

○政府参考人(野寺康幸君) 事実関係のところだけ答えさせていただきます。

先生御指摘でございますけれども、あくまで私どもは豊明会という任意団体にKSD本体から補助金が行っている、その補助金が適正に使われているかという観点からの監督指導責任があるわけでございます。

そういう意味で、KSDの方から例えば平成十年の補助金に係る収支計算書を出させておりますが、これを見る限り政治活動に使ったという記載はございませんので、当方としてはこの件に関しては豊明会独自の判断でやりになった政治活動であるというふうに考えております。

○木俣佳丈君 局長、さつき午前中の審議を聞いていたんでしよう、そんなことよくも言えなね。

豊明会の収入が二億二千万、平成九年でも使ったお金が三十二億ですよ。どうやってやるんだ。補助金があったから、そういうふうになんてしたんだ。しかも、この豊明会をスルーして自民党の豊明支部に献金されているんだから。こんな事実無根と言えないじゃないか、そんなの、そうでしょう。

○政府参考人(野寺康幸君) また事実関係であると思ひますので、お答え申し上げます。

確かにKSDから豊明会に三十億近い金が流れております。それから、豊明会自身の自前収入と申しますのは、これもたびたびお答え申し上げておりますけれども、会員のいろんなイベントにおける負担金、それから雑収入といったものでございまして、これは大体年によって違いはございまして、二億数千万という金額でございまして、先生御指摘の政治資金といひますか政治寄附、

これは金額的には数千万というふうには承知いたしておりますので、この自前収入の中から支出したというふうには我々は報告を受けておりますので、問題はないうというふうには考えております。

○木俣佳丈君 だから、朝言ったように、これ、収支報告を見れば言えるんだけれども、朝は政務次官、違うことを言ったんだよ、事業収入からさうやって出したと言っているんだ。今、会費収入からでしょう。もうころころ変わっているのよ。統一見解が全くないんですよ。全くないんだよ、それは、全くないんですよ。

だって、いいですか、会費収入が二億二千万しかないのに三十二億の事業をやるんですよ。補助金が三十億KSDから行っている、そこから五千万、平成九年だと、記憶によれば、五千万行っているんですよ。それで結局、補助金から行っていないよ、お金に色はないと言いかもしないけれども、普通の考え方です。借金もたくさん抱えていて補助金をもらわなきゃいけないような機関が、だから補助金をもらっている例えれば企業は、または補助金をもらっているところは献金できないでしょう。当然じゃないですか。収益の方が少なくて支出の方が多いいのに、何でも政治献金できるんだよ。そんなばかな話があるか。それ自体が監督権者としておかしいことを言っているんです。

そんなことを言っていると時間がなくなりますから、とにかく今のおかしいと言っているところから、どうやって出しているわけだ、村上さんのこの名簿を集めましょうというところで、これは、「協力頂きましこのご署名は、自由民主党内における参議院比例代表区候補の順位を決めるための資料となります。」「なお、この署名を頂いた方にご支援確認のお電話が来年三・四月頃までにかかる事がございまして。その際には、①自由民主党を支持する。②村上正邦先生を支援(推薦)している。以上のようにお答え下さいようお願い申し上げます。」と、こういうふうな御丁寧な手紙をつけて送っているんだよ、豊明会が。問題の

この任意団体が送っているんだよ、大臣。今わからないなら、これ見てください、どうぞ。これについてどう思うか。

○国務大臣(吉川芳男君) 政治はおよそ公明正大に堂々とやれるのが一番いいと思っているんですけど、ですから、この団体もだめだ、この団体もだめだということじゃなくて、やっぱり労働省、本

体はそれはできないことはよくわかりますけれども、豊明会支部というのは、任意団体でやっているらっしゃるそうですから、私は悪いことだと思っ

ていません。○木俣佳丈君 全然違いますよ。「KSD豊明会会長古閑忠男」と書いてある。任意団体の「KSD豊明会会長古閑忠男」と書いてある。どうですか。

○国務大臣(吉川芳男君) それはたまたま古閑忠男さんが両方の理事長、会長をなさっている。しかも、定款上だか何か私ちよっと記憶には、KSDの会長は即この豊明会の会長になるというふうな仕組みになっているようございまして、その方の名前が出たからといって、これはいかなものではないですか。

○木俣佳丈君 御自分で言っていることを整理して物を言ってくださいよ。今の、今までKSDと豊明会がぐちゃぐちゃになっているからおかしいと言ったんでしよう。

○国務大臣(吉川芳男君) それは経理部門じゃないですか。○木俣佳丈君 経理部門がぐちゃぐちゃということは、要は人的な役員ももうぐちゃぐちゃに重なっているんですよ。そんなこと知っているでしよう。それがおかしいと言っておきながら、自動的になるんだからしようがないって、そんなばかな話がありますか。全然論理的じゃないよ、そんなことは。

しかも、これが送られてきた人たち、証言がいろいろありますよ。例えば、天下の公器に載った証言だけでも、十月七日朝日新聞、知らないうちに自民党員になっていたというんですね。KSD

会員の神奈川県内の建築会社社長六十歳、この人も、自分が知らない間に自民党総裁選の封書が飛んできて、投票してください、こういうことを言われたそうですよ。

そしてまた、これは五月五日、総裁選前や村上正邦さんの参議院選挙前になると、豊政連が中心になって大量に架空の党員をつくった。古閑理事長の指示ですよ。こういう話がずっとあって、自民党費九万人分を負担していたというのが新聞にずっと載っている。そしてまた、我々も今全国でこれを調査しています。

では、これについてどう思いますか。○政府参考人(野寺康幸君) ちよっと事実関係を。

○委員長(吉岡吉典君) 先に大臣に。○国務大臣(吉川芳男君) 政治活動が自由であると同時に、あなた様が一定の立場でもって調査をなさっているということもこれは自由だと思ひます。

○木俣佳丈君 大臣、ちよっと伺いたいのは、無断で名前を使うことが政治活動なんですか、政治活動が大事だといって。無断で使われたという数々の証言があるのに、それが大事な。どういいう大臣ですか。だから、どういいうあれなの。何を言っているの。

○国務大臣(吉川芳男君) 無断で使ったとか人の名前を使っ

てやったんだということについては、私はそんなことは知りませんですね。○木俣佳丈君 だめだよ、そんなの。質問できません。質問できない、そんなの。ちよっと理事、質問できません、ちよっと全然もう。○委員長(吉岡吉典君) 吉川労働大臣、つけ加えることはありませんか。

○木俣佳丈君 そんなの知らないはずがないじゃないか。ずっと新聞を追って見てみるよ。(発言する者あり)

○委員長(吉岡吉典君) 不規則発言はやめてください。吉川労働大臣に再度、ちよっと静かに、再度あ

れですが、今質問者は、人の名前を勝手に党員として使つてやることをどう思うかという質問なんです。それに対して再度答弁をしていただきます。

○国務大臣(吉川芳男君) 人の名前を勝手に使うということは、原則論からいえばそれはよくないかもしれませんが。しかし、政治活動はやっぱり相手の人にも、自分は村上先生を支持しているという人ならば、何とか当選してもらおうというつもりで、あなたも入つていただませんかということまで、それはいかぬというぐあいにはいかぬじゃないですか。

○木俣佳丈君 時間がございませんが、大臣、今の雇用の状況とか中小企業の状態を考えた答弁に全然なっていないと私は思いますよ、本当に。

私は大臣の辞任を求めて、質問を終わりたいと思います。

○但馬久美君 公明党の但馬久美でございます。

私は、繊維業界の危機問題、そして介護労働問題、そしてシックハウス症候群に関する問題、この三点について伺いたいと思います。

まず、繊維業界のこの危機的な状況を、先日、中部そしてまた京都、兵庫の方々が来られました、いろいろ問題を持ってこられました。それを伺いまして、私、非常に心を痛めております。

それを前提といたしまして、先般、十月初旬に、東南アジアなどの輸入攻勢に圧倒されている国内繊維業界が、繊維の産地の市長や町長、そしてまた商工会などの関係者の参加を得て、約三千人の産地危機突破大会というのを都内で開催いたしました。そのまゝ国会にその方々が来られました、いろいろ訴えておられました。

経営危機よりもさらに重い産地危機という、ここまで来たかというように感じておりますけれども、繊維産業は、戦後いち早く復興のために、輸出の増進として国民の衣料の確保のために、我が国の経済の自律的発展のために大きく貢献してきたことはもう言うまでもありません。さらに、大半が中小企業で、全国で繊維産地を形成

し、地域産業にも大きな役割を果たしてきたところであります。しかし、一九七〇年代を境に、米国の初め欧州の輸入規制に加えて、東南アジア諸国の繊維産業の追い上げによつて、我が国の繊維産業は内外においても後退を余儀なくされてきているのが実情であります。この辺の状況について、まず通産省からお答えをいただきますか。

なお、繊維業界の要望は、欧米先進国並みの輸入規制、輸入制限措置ですね、これを講じていただきたいというのがその要望の趣旨でありましたけれども、こうした繊維産地の状況を察知して通産省としてはどのような対応を図ろうとしているのか、まず伺いたいと思います。

○政府参考人(林良造君) 通産省の生活産業局長の林でございます。

ただいま但馬委員から御指摘ございましたように、大体昨年からことしにかけまして、中国からの繊維の二次製品、織物と言われますいわゆる衣類でございますが、その輸入が、大体年率、前年比二〇％前後の増という形で急増しております。この結果、繊維産業、とりわけ御指摘ございましたように、産地の中小企業が深刻な影響を受けておる事態は今お話にあつたとおりでございます。

このような輸入急増の背景でございますけれども、消費全体が冷え込んでおるといふサイクル以外のものに加えまして、消費者の志向が変わつてきたというような経済的な大きな変化、あるいは特に中国の繊維産業の品質が向上してきたというようなことがあると考えております。また、輸入の内容をつぶさに見てまいりますと、現地でむしろ我が国企業が生産をし、日本向けに輸出するというケースが多いというふうな、やや複雑な要因を持つておるといふふうに認識してございます。こういう状況でございますので、本年四月から繊維産業界各団体と、それから通産省でタスクフォースをつくりまして、今まで十回の議論、あるいは中国に行き、米国に行き、欧州に行きという調査を重ねてまいっております。

そのような検討のプロセスで明らかになつてきた点といたしまして、一つは輸入急増に対応するための通商面での対応だけではなくて、むしろアメリカ、ヨーロッパの繊維産業が同じようなことを経ながら再生してきたわけでもございまして、そういうことを踏まえた競争力をどういうふうに強化していくのかといったようなことを含めまして、総合的な対策を考えていかなくちゃいけないということが今タスクフォースの共通認識としてでき上がつてきつたわけでございます。

具体的には、輸入急増に際しましての緊急措置でございますが繊維のセーフガードを機動的に活用できるような産業界での生産とそれから販売の間の情報が共有されていると。製販一体というふうな言葉も最近言われておりますけれども、そういう仕組みでございすとか、あるいは過剰な発注でその後それを受け取らないというふうな形で商慣行、返品が事業主にあいまいな商慣行といったものを改善していかなくちゃいけないという点でございすとか、あるいはイタリアが六〇年代に成功したわけでございますけれども、海外に向けたブランドを確立して海外に向かって展開していったケース、あるいはアメリカで見られましたような、情報技術を活用したベンチャー企業などが中心になつてコスト競争力も含めた競争力をつけていくということによって再生してきたケースといったような、そういうことを考えながら、そういう海外展開の支援でございすとか、あるいはベンチャー企業への支援といったような繊維産業の競争力を強化するということの視点と立て、総合的な対応を取りまとめつつあるところでございまして、これは非常に大きな政策転換にもなりますので、繊維産業審議会を開催して年内に、急いで年内に、今そういう大きな取りまとめ、基本的な政策の方向、具体策を取りまとめていかなくちゃいけないと思っております。

こういうラインに従つて進めていくことによりまして、政府が環境をつくり、そして繊維産業の創意工夫、バイタリティーを発揮するということができれば、もともと非常に質の高い消費者市場、消費者のある市場を持っておりますし、また高い技術力を持った産地というものもございす。そういう市場あるいは企業の集積というふうなものを核にして、我が国の繊維産業がアメリカ、イタリアにありましたように、また大きな雇用を引っ張つていけるような地域産業としても再生していただけるのではないかと今ふうに期待しておるところでございます。

○但馬久美君 どうも細やかにありがとうございます。それを聞きまして、私は労働省にお伺いしたいと思うんです。

そこで、繊維輸入及び輸入の浸透率を見ますと、この輸入浸透率というのは国内の需要量に対する輸入量の割合でありますけれども、一九九〇年では輸入量が九十三万三千トンで輸入浸透率は三四・四％だったものが、九年たちまして一九九九年では輸入量が千四百四万トン、そして輸入浸透率は六〇・六％と倍増しております。つまり繊維の輸入品が国内の六割を占めているということなんです。

また、繊維製造業の主要指標を見ますと、昭和六十一年では事業所数が十四万一千カ所、従業員が百三十三万九千人で、平成十年では事業所数が九万五千カ所、従業員が八十三万五千人と、十三年間に事業所数が五万も減つて、従業員数が五十万も減つていっているんです。

繊維産地としては、例えば京都府なんかでは事業所数の大体四九・一％、約五割です。そして従業員が一九・三％、つまり二割は繊維業界であります。兵庫県、播州繊維も同じようなことが言えます。

労働省としては、こういう雇用を守るため繊維業界に対してどのような対策をとっておられるのか、お伺いしたいと思います。

○政務次官(金本邦茂君) 現在、業種雇用安定法に基づき、産業構造の変化による構造的な不況に

一つは、一級、二級、三級課程のこれまでの累積の受講修了者の方に重なり、ダブルとあるだろうと、これもおつしやるとおりだと思います。どのくらいの比率かはわかりかねますが、一部あるのかと思います。それから、研修を受けた方が即労働といひましょうか雇用に結びついておらないのも数からいひましても明らかでございますが、私どもはもちろんその受講が労働雇用に結びつくということも大事なことでございますけれども、いろいろアンケート調査などをいたしておりますと、自分の知識として、あるいは将来場合によつては労働するともあり得べしということを受講されている方も少なからずございますので、それはそれで介護の基盤を広げるという意味では大事な要素だとは思っております。

いづれにいたしましても、研修修了者と実働者数が少しギャップがございますし、将来この必要

数がふえてまいるのも事実でございますから、これまで幸いにも毎年のように研修の規模が膨らんでまいっておりますし、実際には地方自治体、都道府県が中心になって地域の実情あるいは御要望あるいは受講希望、こういうものを勘案して毎年の講習事業を決めるわけでございますけれども、幸いにもこのところ急激にふえてきています。

例えば、平成九年度の、これは全体でございますが、受講修了者が八万九千人でございました。平成十年度、これは介護保険制度がいよいよ近づいてきたということもあらうと思っておりますけれども、十七万人でございます。

そういったこと最近の傾向も勘案いたしますと、今後五年後の平成十六年の三十五万人という目標、なかなか大変ではございますけれども、私どもは現在の状況が続けばある程度対応ができる見込み、またそのためには関係各方面の御協力も得なければならぬというふうに考えております。

○但馬久美君 実働に結びつかない原因の一つに、養成研修のみでは実習の不足などで実務に必要な技能のすべてが修得できず不十分な技能で実務に入らざるを得ない状況があるという意見もあります。

そして、このために労働省は養成研修二級課程の修了者を雇用した事業主に対して実習生一人当たり五万円程度の助成金を支給して実務経験不足を補おうとする実習制度を平成十三年度から導入する予定になっているところでありますね。

その実習制度についてでありますけれども、これはどのような形になっているのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(渡邊信君) 労働省におきまして、これから需要増大が予想されます介護労働者の養成に努めているところであります。現在、二級、三級のホームヘルパーを中心に年間二万人ないし三万人介護労働安定センターで研修を行っているところでありますが、ただいま御指摘のように、養成研修、研修を終わりましたも実務の経

験がないということではなかなか実際の就労に結びつかないというケースがあるということ、実情であるようでございまして、今御指摘のように、ホームヘルパーの二級研修の修了者を中心にしたしまして一人一カ月当たり五万円、二カ月十万円ということになります。約三千人分の三億円程度の予算を来年度予算で今要望中ということでございまして、こういったことを通じまして、研修修了者が実技も身につけてスムーズに実際の就労に移行できるという施策を行っていきたいというふうに考えております。

○但馬久美君 また、実働に結びつかない直接な原因として考えることは、もう一つ、労働条件の低さであると思うんです。

介護報酬のうち実際にホームヘルパーに対して支払われている比率は三から四割程度にとどまって、週に数回または二、三時間だけ働くという非常勤的な雇用形態が多く、ホームヘルパーにとって時給の低さを与えていると思うんです。

ホームヘルパーの労働条件の改善に向けた取り組みを今後どのように行っていくのか、これをお伺いしたいと思います。

また、労働省は今後厚生省と連携して実働に結びつかない研修修了者の労働力化をどういうふうに対策を持っていけるのか、この辺お尋ねしたいと思えます。

○政務次官(金本邦茂君) 介護保険法の施行に伴い、同法に基づく介護サービス事業に新規参入する事業者が多数認められるところでございますが、労働基準監督機関としましては、介護サービス事業者の労務管理の状況、労働者の就業実態の把握に努めるほか、これら事業主に対し労働基準法等の関係法令の周知のための集団指導を実施し、監督指導等においてこれら関係法令違反の問題を把握した場合にはその遵守を指導するなどの対応をとっているところであります。

今後とも確かな監督指導を実施することなどにより、介護サービス事業に従事する労働者の法定労働条件の履行確保を図ってまいりたいと考えております。

○政府参考人(渡邊信君) 厚生、労働行政の実務研修の協力の問題でございますけれども、厚生労働省になるわけであります。ホームヘルパーの研修を終えた方について実際に実技の研修をしていただくところの紹介を厚生省の方でお願いするというふうな形によりまして、この実務研修がスムーズにいくというふうなことを考えております。

○但馬久美君 もう一つちょっとよくわからなかったんですけれども、今後どのようにするという労働条件の改善に向けた取り組みをなさるのか、その辺をもう少し詳しくお答えくださいますでしょうか。

○政府参考人(野寺康幸君) 基本的には、介護保険法の施行に伴いましていろんな新規参入がふえておりますので、こういったところについてはなかなか基本的な労働条件、労務管理等が必ずしも十分周知されているというふうには承知いたしておりません。したがって、政務次官の方からお答え申し上げましたとおり、全国に三百幾つある監督署を通じて、そういった事業主個々に基本的な理解を、特に労働基準法関係の基本的な理解をお願いするというのがまず中心でございます。

いずれにしても、問題が起きる前に、こういった特に今後発展が期待される介護の労働力分野でございますので、基本的な労働条件が十分守られるようにしっかり指導してまいりたいというふうな考えております。

○但馬久美君 介護労働、そしてまた介護保険が導入されて、各地域によってそれぞれ違うようになっておりますけれども、それを一つにまとめるということは大変難しいことだと思います。そこを労働省としてはやはり労働条件をきちっと定義することによってバランスを図っていただきたいと思えます。

介護労働者に対する雇用安定対策についてでございますけれども、この介護労働は全体として供給不足が問題になっておりますけれども、他方、経営難を理由とする企業の事業縮小などによって職を失う介護労働者が出てきております。なぜ経営難かと申しますと、利用者や利用料の伸び悩みなどが原因でありますし、また、潜在的なサービス需要があるにもかかわらず、それが実際の需要に反映されないで、結果として供給がふれてしまうような状況になっているのが実態のようです。利用の伸び悩みは利用料の設定など介護保険制度自体に存在する問題で、これは厚生省の問題でありますけれども、こうした制度発足間もない時点で、不安定な事業経営を理由として職を失うおそれのある介護労働者に対して雇用安定のための特別対策が必要だと思っておりますけれども、この点、これはぜひ大臣にお答え願いたいと思えます。

○国務大臣(吉川芳男君) 介護分野は、急速な高齢化の進展に伴い労働需要の大きな拡大が見込まれる分野であります。一方、依然として厳しい雇用失業情勢が続く中で、このような成長が期待されている分野で労働力確保と良好な雇用機会の創出等を図っていく必要があります。

このため、本年四月に施行された改正介護労働者法に基づき、介護分野における良好な雇用機会の創出、能力開発の推進等を図るための対策を強力に推進してまいります。

○但馬久美君 介護雇用創出助成金の実施状況についてお伺いいたします。

改正介護労働者法が施行されて半年がたちますけれども、同法により創設された人材確保助成金を初めとする介護雇用創出助成金の実施状況はどのような形になっているのか。また、この助成金による雇用創出効果はどの程度のものになっているのか、これは労働政務次官からお答えをいただきたいと思えます。

○政務次官(金本邦茂君) 本年四月に創設された介護分野における新たなサービスの提供や、事業の開始に伴う良好な雇用機会の創出等を支援するための助成措置である介護雇用創出助成金につい

では、本年九月末日時点で、この助成金の支給申請の基礎となる改善計画の提出件数は二千四百八十二件となっております。

また、この計画に基づく雇入れ予定数は既に一万三千三百人程度となっており、年度当初の予定である年間一人の雇用創出効果を大きく上回ることが予想され、介護分野の良好な雇用機会の創出の支援に極めて有効に機能していると考えております。

○但馬久美君 ありがとうございます。

介護問題はこの辺にいたしまして、次に、私は以前にも化学物質の過敏症について取り上げたことがあります。シックハウス症候群に関する問題について何点か伺いたいします。

このシックハウス症候群とは、御存じのとおり、住宅建材に含まれているホルムアルデヒドという化学物質が原因で頭痛や吐き気、そしてまたひどいときには呼吸困難など体調不良を起こすということを言いますけれども、住民のみならず内装工事の従事者なども比較的長時間にわたって室内で仕事をしている、そういう人たちが低濃度の化学物質を日常的に吸い込みます。そのときに健康に影響するおそれがあり対策が必要であると思うんですけれども、まず労働省の実態調査についてでありますけれども、これは労働大臣にお伺いしたいと思えます。

労働省はシックハウス症候群に関する健康被害実態調査を来年度から二年間にわたって実施するようでありますけれども、どのような目的で、どのような作業に従事している方を対象として行うとしているのか。まずこれが一点。

○国務大臣(吉川芳男君) 今お話しのとおり、近年、新築、改築等の住宅やビルにおいて、ホルムアルデヒド等の化学物質による目、鼻、のど等への刺激、頭痛等、いわゆるシックハウス症候群と呼ばれる症例が数多く報告されております。

労働省といたしましては、この問題が職場においてどのような実態にあるかを把握し、対策を確立することにより、職場におけるシックハウス症

候群の発生の防止を図りたいと考えております。

このため、木造家屋建築工事、ビル工事における内装工事などを対象として、化学物質の作業環境中の濃度を測定するとともに、医師による問診等により労働者への健康影響を調査することとしたしております。

○但馬久美君 それでは、今、このシックハウス症候群の労災の申請がないと言われているんですけれども、これは実際どうなっているのか、お伺いしたいと思えます。

○政府参考人(野寺康幸君) シックハウスにつきましてはまだまだわからない部分がいろいろございます。先ほど先生はホルムアルデヒドというふうにおっしゃいましたが、それ以外のいろんな物質も関係しているように思います。またさらに、その影響、つまりどういった場合にどういった因果関係があるか、なかなかこれは難しい面があるというふうに承知いたしております。

現在のところ、先生御指摘のとおり、労働者が業務上起因してシックハウス症候群を発症したといったような形の労災請求はなされておられません。ただ、仮にそういった請求が行われた場合には、労働者の具体的な作業の内容、それから被曝の程度、発症するに至った経緯等、具体的に詳しく調査をさせていただきます。因果関係を十分確認できれば確かな判断を行うということになるわけでございます。

○但馬久美君 シックハウス病、今までそうやって調査の段階であると言われておりますけれども、非常にアレルギー性疾患、これを含めてこれから問題になってまいりたい。ぜひこの辺をしっかりと踏まえていただきたいと思えます。

平成十二年の六月に厚生省のシックハウス問題に関する検討会、そこから中間答申が出されました。新たに三物質について指針値が定められたところでありまして、シックハウス症候群の疑いがあるか否か、判定する場合の判断基準の策定については今後どのようにされていくのか。そしてまた、この実態調査は今後二年をかけて行わ

れる、その間労働者に起こるだろうと予想されるこのシックハウス症候群の対策はどのように行っていくのか、この二点をお伺いします。

○政府参考人(野寺康幸君) 先生御指摘のとおりでございます。ただ、労働省の場合、職場におきましてシックハウス症候群という場合には、一般の状況とは少し異なる、例えば一般人と申しますとこれは赤ちゃんからお年寄りまでみんな入るわけでございますが、職場というものは大体成人の方が中心でございますので、若干厚生省で出されております一般的な濃度基準とは違ったものが必要ではないかというふうに思っております。

いずれにしても、まず、今後いろいろな調査を通じて、厚生省が既に出しておられます指針値を一つの基準にしまして、私どももなりの検討会を設置して、職場における指針値といったものをできるだけ早急に設定してまいりたいと思えます。

また、それに至るまでの間でございすけれども、これは残念ながら一般的な基準がない状態でございますので、個々具体的に判断しながら必要な対策を打ってまいりたいことになろうかと思えます。

○但馬久美君 もう時間がまいりましたので、最後、もう一点。

作業環境測定というので第三類に含まれている化学物質に対する対策は現在どのように講じられているのか、この一点だけお伺いいたします。

○政府参考人(野寺康幸君) 御指摘の点は、安全衛生法施行令の別表第三に掲げる第三類物質のことかと思いますが、漏えい事故によります急性障害を防止するといったようなことを目的としたしまして、製造過程あるいは取り扱いの際に設備の基準を定めております。こういった日常管理にかかわります措置を講ずることによっておるといのが一般的な状況でございます。一方、作業環境測定に関しましては、日常業務におきます健康障害というのを防止する観点から測定を義務づけてお

るわけでございます。

いずれにしても、第三類の物質を扱う設備は、これは密閉した系統の中で行う、そして日常におきます異常漏えいに対します措置がそういった形で講じられているということで、そういう密閉の中でありまして、特に作業環境を測定する必要はないというふうな考えております。それが一般的な状況でございます。

○但馬久美君 ありがとうございます。

作業環境の実態を正確に把握することが健康管理の第一歩だとあります。どうかその辺、しっかりと踏まえて、よろしくお願いいたします。

以上です。ありがとうございます。

○笠井亮君 日本共産党の笠井亮です。

今、労働行政をめぐって看過できない問題が起こっております。言うまでもなく、背任容疑で東京地検の在宅捜索を受けた労働省所管の財団法人ケーエスデー中小企業経営者福祉事業団をめぐる問題であります。

そこでまず、吉川労働大臣に伺います。KSD関連の政治団体豊明会中小企業政治連盟、豊政連に計十二万四千分のパーティー券を購入してもらったという問題、けさもありません。大臣の答弁は、通信社から指摘されて、調べたらあった、言ってこなければ全然わからなかったことだと言われました。強制捜査から三週間もたった十月二十七日になって、指摘をされて慌ててその日に書留で返送すると。

労働省は、ことし五月にKSDに立入検査し、そして大臣就任後の八月には改善勧告書も出されている。しかも、大臣は、強制捜査後の記者会見で、適切運営の指導の徹底を指示したと述べられ、公私混同や行き過ぎがあったと指摘までされていまして。

本来、問題を熟知する立場にある最高責任者であります。三週間もありませんでした。私は、強制捜査をされたら、直ちにみずからのKSDとの関係について調べたり確認をされる。これは自民党の議員、政治家の問題が絡んでいるということが当初から言われているわけですから、これは当然だと

思うんです。その点について、指導監督の最高責任者として責任をどのように感じておられるか、答弁を願いたいと思います。

○国務大臣(吉川芳男君) 新聞でも、またきょうの委員会でもう既に私からも述べてありますように、十年、十一年と二年にわたって……

○笠井亮君 経過は結構です。

○国務大臣(吉川芳男君) はい、それならやめますが。

どういう認識かということでございますが、私は名簿によって、この名簿というものがまたいろいろ言われて困るわけなんですけれども、これは自民党と友好的な団体あるいは会社等の一覧でございまして、それはお願ひして、どれだけのところからどれだけのお金が入ったかなんというところについては、私は任せてあるものですから中身まで見ておりませんので、今あなたがおっしゃるような段階に立つまで調べてもみなかったというのが実態でございます。

○笠井亮君 労働省所管の財団法人がこれだけ問題を起こしている。政治家絡み、政党絡みと言われている。私は問題の重大性が本当にわかっていらつしやるのかと問いたいと思います。

けさの、世論調査では支持率一五％に低下、危険水域に入ったという新聞もありました。私は、今の森内閣に共通する、そしてこの問題では所管大臣としての問題の重大性、そして指導監督の立場にある者からしてみます正すという点で、余りに鈍感な対応だと言わざるを得ない。これは厳しく申し上げたいと思います。

KSDというのは、中小企業の経営者に労災保険がないことから、経営者を対象に災害補償の共済を運用することなどを目的につくられました。共済保険の掛金は月二千元、年間二万四千元の掛け捨てであります。加入者は約百万人で、掛金総額は年間二百四十から五十億円になる。本来、これは会員のための会費収入であることは当然であ

ります。

ところが、KSDの場合に、あの霊園問題は周知ですけれども、我々がそのほかに調べただけでも乱脈ぶりは大変なものです。中小企業の経営者の血と汗の結晶である、そのなけなしの会費を食い物にしていると申し上げたい。

乱脈ぶりの第一は、KSDの役員報酬の問題です。大体これがばらばらであります。今年度の役員は何人で、その報酬総額、予算ベースで結構です。それから、幾らになっているか。そのうち古関前理事長の報酬は年俸幾らになっていたか。局長、どうなっていますか。

○政府参考人(野寺康幸君) 十一年度でお許しを願いたいと思うんですが、十一年度の役員報酬総額は二億九千四百万でございます。これは役員が現在二十五名以下と定められておりますが、現在員は二十三名というふうに承知しております。それから、理事長の給与は年取七千二百万というふうに承知いたしております。

○笠井亮君 二十三名で二億九千四百万といえ、一人当たりになりますと二千万円程度ですかね。

大臣に伺いますが、特に今、古関前理事長の報酬、これは聞いてみますと、ほかの財団法人だと大体二千万円程度というふうな形が役員の報酬になっているようですけれども、それと比べてもこの七千二百万円というのは異常に高い。大臣、これでいいというふうに思われますか。いかがですか。

○国務大臣(吉川芳男君) 閣議で民間のベースよりも上回らないようにと、極端に上回らないようにというお達しがあったそうでございますが、そういうことから敷衍して考えますに、やっぱり正常ではないというように思いますね。

○笠井亮君 これは正常じゃないで異常ですよ。総理大臣が今四千四百七十万円だと思えます。そして、最近まで年俸が五千万以上ということですから、問題になった日銀総裁でも、ことしの場合合

と。民間から比べてもかなりですよ、これ。驚くべきです。

正常ではないというのだったら、これは労働行政のあり方が問われています。所管である労働省は、こういう役員報酬の問題についてなぜチェックできないんですか、これ。

○政府参考人(野寺康幸君) 基本的には私ども公益法人の役員報酬は総額で幾ら、そしてそれが何人に対して総額で幾らというふうに把握しております。それ以上、一人一人の役員が幾らもらっているかということは、これはある意味でプライバシーの問題でもございまして、ここについては従来から立ち入っております。

ただ、総額で今二億八千万と申し上げましたが、これを平均した場合にこれが異常な額になるということであれば、初めてそれはちよつとおかしいのではないかとこのうふうになるわけでございます。

○笠井亮君 とんでもないですよ、これはプライバシーの問題じゃないですよ。だって、古関前理事長は私物化の問題とかたくさん問題になってきたわけですよ。まさにその当事者が、理事長という一番最高の責任者の立場で七千二百万円と、これ全部合わせた、丸めた数なんということで掌握していることで、これ会員とか公益法人のあり方、会員から見ただけで、世の中から見ただけで、おかしいじゃないですか。

労働省が八月にKSDに対して出した改善勧告書、これで報酬について一言も触れていないんですよ。ずさんきわまる。私は、こういうことで労働行政をちゃんとやるのかと。大臣、こういうあり方についてどう思われますか。

○国務大臣(吉川芳男君) この問題が起きてからはいろいろと世間常識に合わないなと思うような案件もあるようでございまして、これらは強制捜査が終わる次第やばりきちんとしなけりやならぬことかなというふうに思っております。

○笠井亮君 この問題が起きてからじゃないんですよ。大体、労働省だって平成五年から少なくとも

も問題点を指摘していたわけでしょう。こういう問題だって当然視野に入れてどうだったのかちゃんと検討すべきですよ。会員のお金から成り立っている公益法人で、こういう形でどういう運営がされ、報酬が使われているのかと。

第二のKSDの乱脈ですけれども、これはKSDが抱えている保有資産についてであります。その一つとして、ゴルフ会員権、これを保有していると思うんですが、KSDは幾つ持っていますか。

○政府参考人(野寺康幸君) 十七であるというふうに承知しております。

○笠井亮君 私も一覽表をここに持っていますけれども、これらのゴルフ会員権、このゴルフ場というのはKSDの一般会員はだれでも使えるようになっていきますか。

○政府参考人(野寺康幸君) 私どもが立入検査をしましたところ、一般の利用規定についてきちんとして、さきの先生も御引用なされました八月の改善勧告におきまして会員の利用規定をきちんと定めるとい趣旨の勧告をいたしているわけでございます。

○笠井亮君 一般の利用規定がないということは、一般に使われないということですよ、一般の会員は。しかも、私も調べてみて、これらのゴルフ場、政治団体である豊政連が使っているところと不思議に符合をいたします。これ、役員が政治家を接待しているのではないかとこの疑問も出てくるわけですが、そういうことではないと言えますか。

○政府参考人(野寺康幸君) そういったことがあるかどうかわかりませんが、KSDそのものは公益法人としてあなたの方の所管なんです。そして、これだけ問題になっているのに、きちつと調べてくれますか、じゃ。

○政府参考人(野寺康幸君) その点だけではございませんが、今後KSDにつきまして、これは後

ほど出るかと思うんですが、自主的な改善の計画も発表しております。そういったものがきちんとなされているかどうかということも含めまして全部しっかりと監督してまいりたいと思っております。

○笠井亮君 その点も調べるということですね。

KSDは、このような先ほども述べたような高額の報酬を出している一部役員だけが勝手に使えて一般会員が使えないようなゴルフ場、会員権、そして、その上に立派な軽井沢クラブとかヴィラ熱海などを持っている。これもゴルフ会員権と同じ問題が出てきます。

第三の乱脈の問題、あるいはこれ非常におかしな問題である問題点といましようか、天下りの温床になっているという点であります。

KSDの役員、顧問、相談役、参与は合わせて何人で、そのうち労働省出身者を含む国家公務員の退職者というのは何人おられますか。

○政府参考人(野寺康幸君) 現在のところ、KSDに在籍する役員、顧問、相談役、参与の数は、非常勤監事を除きますと、役員二十一名、顧問九名、相談役一名、参与六名の計三十七名でございます。

このうちで、常勤の公務員の過去を持っております者は、役員のうち六名、顧問のうち五名、参与のうち二名、計全部で十三名でございます。

○笠井亮君 三十七名中十三名、実に三分の一強であります。

労働省の出身者では、一九八九年に東京労働基準局長を最後に退官された方が九八年七月からの理事になられている、そういう方々がいる。理事以外にも全国の労働基準局長など多数がいれば天下っている。

KSD側は、監督官庁からお願いますと頼まれて受け入れたと、長い間にわたって二期四年ぐらいたつて受け入れており、ローテーションのようなものだといふふうに言っている。労働省から再就職を依頼したんじゃないんですか。

○政府参考人(野寺康幸君) 労働省からこちらの

方に行っている人間につきましては、それぞれの専門分野におきます知識、経験を買われて就職しているというふうには承知いたしております。

○笠井亮君 労働省はどういうかわかりを持っていますか。紹介したりとかそういうことをやっているんですか。

○政府参考人(野寺康幸君) ちょっと失礼、御質問がちょっと把握できませんでした。

○笠井亮君 労働省としてどういうかわかり方をしているか。紹介するとか、あるいはお願いしなすと言っているのか、そのところですか。

○政府参考人(野寺康幸君) 労働省の方としては、こういった団体からこういう実力のある方を紹介してほしいと頼まれた場合に紹介しているというところでございます。

○笠井亮君 紹介していると。

KSD自体をとつても、今見たように三つの乱脈です。さうな実態がある。最初に見ましたけれども、本来、会員のための会費収入をやっているんだと、しかしどうして、こういう実態を見ると、会員のための会費収入になつていと言えぬか。それをまともにチェックもせず天下りだけは紹介して確実に送り込む。これでは公益法人を健全かつ適正に運営するように監督をする労働行政の責任の私は放棄と言わざるを得ないと思ふんです。

○国務大臣(吉川芳男君) これから捜査当局においても、また監督をして労働省におきましても、今言われているような問題について逐一調査、点検すると思ふますから、それによつてどのような措置がなされるかということは十分研究してみたいと思つております。

○笠井亮君 これまでも何回も問題点を指摘して指導あるいは問題点を提起する、それで回答を求めるといふことをやってきて、それが変わらないという事態も、この労働省の文書自体でも事態が改まらない。評議員会の問題でもつくれと言つてもつけないといふことが言われているわけですから、これ本気でやらなかったら労働省もそうい

う乱脈を一緒になつて容認していると、天下りも絡んでいるわけですから、こういうふうに見られるわけで、これはしっかりとやらなきゃいけない、そういう問題だと思ふます。

次に、KSDと政治活動との関係について伺いたいと思ふます。

本来、公益法人たるKSDが特定の政治家や団体を支援する活動をやつてはならない、これは当然ですね、大臣。

○国務大臣(吉川芳男君) そのとおりでございます。

○笠井亮君 ところが今、この中小企業経営者の会費、年間二百四十から五十億円の中から自民党や自民党議員に、つまり特定の政治家や政党に相当な資金が流れていることが指摘されてお

お手元の配付資料の1をごらんいただきたいと思ふんです。

まず第一の問題は、財団法人KSDからKSD豊明会、これに対して年間約三十億円ずつ、九五年以降の五年間で見ますと百三十七億円の補助金が出されている。政治資金収支報告書によりま

と、同時期にその豊明会から、先ほど午前中答弁ありました、昨日公表された九九年の四千四百万を含めて、自民党の東京都豊明支部に対して二億五千七百四十万円という巨額の資金が寄附をされています。これは、いろいろ伺つていますが、結局、KSDからの補助金からこの金が出てい

いうことじゃないんですか。

○政府参考人(野寺康幸君) 先生のお配りになられた資料でございますが、KSD本体からKSD豊明会という任意団体に対して、福利厚生事業をしていただくということで毎年三十億弱のお金

が、豊明会の収支計算書、これ最初のときは決算書と書いてあるんですが、最近では計算書になつておりますが、これを私、九五年以降のものを持っております。総括というそれぞれ一枚物であり

すが、これを見ますと、収入の部の内訳はKSD補助金、それから会員負担金、雑収入の三つ

であります。同会の収入の九十数%は補助金であり、雑収入、これは会員の福利厚生費の負担金であり、豊明会から自民党支部への献金は補助金から出ているということではないか。

先ほどの議論、私も聞いていましたけれども、ごまかしちゃいけない。一体このどこから政治献金が出てくるか。あなた方は、KSDの補助金からは、福利厚生費の補助金からは出ていないから問題がないと言いたいようなんですけれども、そう

すると、会員負担金があるのは雑収入かしかありません。ところが、考えてみると、会員負担金というのは福利厚生費の負担金であり、万が一これを政治献金に流したと、こうなりますと、これは重大です。福利厚生と言つておきながら、負担金を取つておいて、それを政治献金に流している。不正のきわみであります。そんなことはないと思ふんです

が、どうですか。

○政府参考人(野寺康幸君) 私どもは、これも午前中の繰り返しになりますけれども、KSD本体から福利厚生事業をするという趣旨でKSD豊明会に流れております約三十億のお金がそういった目的に使われているかどうかということを受支計算書、総括表という形で事情聴取をし、調べてお

るわけでございまして、それ以外の自前収入が、先生おっしゃいました会員負担金あるいは雑収入といった収入の場合二億数千円でございますか、それは私どもの監督の権限外でござい

ます。

残るところというのを見ると雑収入だけですよ。しかし、その雑収入というのは、これを見てみますと、九五年が五十一万円、九六年が五十五万八千円に対して、自民党支部への政治献金はそれぞれ八千五百四十万円、五千二百万円。雑収入どころか丸々補助金から出ているという以外にないじゃないですか。そうならざるを得ない。九七年、九八年も全く同様だ。

つまり、豊明会におけるKSD補助金の使用実態というのは、会員の福利厚生を行うためという本来の補助の目的から完全に逸脱をして、自民党への献金に使われているというのは明らかじゃないですか。

大臣、補助金から出ていたら好ましくない、こんなことは当たり前ですよ。いかがですか。

○国務大臣(吉川芳男君) 平成十年の十一月にKSDから受けた説明によれば、豊明会から自由民主党東京都豊明支部への寄附に関する支出にはKSDからの補助金は充当しておらず、それ以外の収入から充当しているということでありました。先ほど局長もその点については答弁しておりますので、よろしくひとつ。

○笠井亮君 伺いますけれども、そうしますと、そういう説明があったと。補助金から使っていないと。じゃ、あなた方はそういう説明を聞いて、会員負担金から政党にお金が流れている、そういう認識を持っているんですか。それも指摘もしないわけですか。そうでしょう。雑収入というのは五十万程度ですよ。あとは会員負担金でしょう。福利厚生のために、あなた言われましたよね、そのために会員から負担金を取っている。じゃ、労働省としては、そのお金を政治献金に回している、こういう認識を持っているということですか。

○政府参考人(野寺康幸君) その点については確認いたしておりますので、私どもの監督権限外でございます。

○笠井亮君 だって、その三つしかないんだから。確認するも何もその三つしかないんですよ。補

助金がちゃんと使われているかということが問題になっているわけだから。あなた方、この会員の負担から出ていると、それはそうだというふうに見過しているわけですか。福利厚生のためのお金でしょう。補助金と会員負担金と雑収入と。補助金ではない、雑収入でもない。確認していないというのは、あなた方はそういうことを容認しているわけですか、じゃ。

○政府参考人(野寺康幸君) 何度も申し上げますが、公益法人を認可している労働省として監督が必要である範囲というのはあくまでもKSDから豊明会に流れている三十億の使途でございます。それ以外の自前収入がどのように使われているか、これは私どもの監督権限の及ばざるところでございます。

○笠井亮君 任意団体だから、本体は公益法人だけれどもこっちは及ばないと、さんざん聞きましたよ。しかし、これは本当に成り立たないと思いますよ。労働省自身、改善勧告書の中で、公益法人たる貴財団の福利厚生事業を行う福利厚生部が任意団体たるKSD豊明会事務局と組織、職員及び場所において同一であることは問題だと指摘している。KSDの会員というのは自動的に豊明会の会員になるんですよ。しかも、本部だけではなくて地方でも全部一体ですよ。私たち調べました。

しかも、私、調べてみますと、任意団体の豊明会、知るところでないと言いますけれども、この豊明会主催の中小企業決起大会、これ、やられています。KSDの機関誌の「沙羅双樹」という、これコピーですが、この中に大きく出ていますよ。当時の橋本総理大臣、それから伊吹労働大臣、豊明会の行事にちゃんと堂々と出て東京ドームであいらつしていますよ。

そのほかにも私たちいろいろ調べてみました。リストを持っています、一々言わないけれども。青年部の大会とかあるいは記念行事、地方の行事などに歴代の労働大臣や労働省幹部が出席してあ

野寺局長、あなたも大臣官房審議官時代の九五年十月十六日、豊明会主催のゴルフ大会、労働大臣杯というのに出席されています、うなずかれていますか。

さらに言います。ここに去年の十月十五日付のスポーツ新聞があります。これ一面、豊明会の特集で、よくこういうことを記事というか、面を買い取りながら記事をつくるのかもしれないんですが、私は経過を知りませんが、特集が出ています。「KSD99 内閣総理大臣杯・労働大臣杯・NHK会長杯 チャリティプロ・アマゴルフ大会 主催 KSD豊明会」、大々的に報じております。

労働省が、豊明会関係ないと、関知しないなんということは言えないじゃないですか。少なくともあなた方が出た行事について、どういってお金を使っているかということだっけかわかるわけですよ。

伺いますけれども、私は労働大臣杯というのはよく知らないんですが、労働省も知らないという労働大臣杯というのはないですよ。当然、労働省はちゃんと、これはそれ、こういうことだというので認めてやるわけですよ。

○政府参考人(野寺康幸君) 今の労働大臣杯の話でございますけれども、KSDは毎年チャリティゴルフというところで、チャリティを目的に豊明会の会員のゴルフ大会をやっているようにございまして、そのチャリティの上がりが労働省の日本障害者雇用促進協会に寄附される、二百万円ぐらいでしたかね、そういう関係がございまして、労働大臣杯というカップをお渡ししているわけでございます。中小企業の事業主の福利厚生を図るということ自身はこれは大変結構な問題でございまして、それに対して労働省が支援することとは決して間違っていないと思っております。

ちなみに、そのコンペとおっしゃいますが、私は別にゴルフをやりに行ったわけではございませんので、カップを持っていたと、こういうことでございます。

○笠井亮君 いや、それ自体を私は問題にしているわけですよ。労働大臣のカップを持っていたわけですからね。公認、認知しているわけですよ、当然そういう形で。

あなた方が豊明会は任意団体だから関知しないんだと言われるから、私はこうやって、それどころか深くかかわっているじゃないですかと、そんな使い分けをしてもだめでしょうということを言っているんです。いいですか。

福利厚生費について会員からの負担金が、さっきの問題に戻るけれども、じゃ政党に流れているかもしれない、それだけ深い関係にあるんだからただして当然でしょう。それもやらないで、いや、はっきりしないんです、補助金じゃないんですと、そっちの言うことだけは、KSDの言うことをうのみにして、あとはわからないんです、こんな無責任なことないでしょう。補助金と負担金と雑収入、額でさっきも言いました。どう見たって補助金から出ている以外にないでしょう。負担金から使ったら、もう大変な問題ですよ、これ。

私は、豊明会の、そこまで言うんだったら収支計算書、一枚物で毎年一枚しかこれは来ない、私たちの手に入っていないんですが、詳細があると聞いています。本部のもの、それから都道府県別、全部あると聞いている。使途不明金の問題も指摘されているわけですから、これ全部出してください。

それから、そういう問題について、少なくとも調査をすると、大臣、きちつとこれは大臣として答弁をいただきたい。

○政府参考人(野寺康幸君) その前に……

○笠井亮君 いや、いいです、労働大臣。時間がないですから、大臣。

○国務大臣(吉川芳男君) 豊明会の収支の問題について、直接労働省としての権限がございませんので、今確たる答弁は差し控えさせていただきます。

かどうかという、そういう問題を言っているわけですよ。そして、もうそれしかないということ、今私は申し上げたわけですよ。その問題についてきちっと調べると、これぐらい言っているわけじゃないですか、豊明会だとして深い関係があるんだから。労働大臣杯まで出しているんです、歴代。そうやって豊明会についてお墨つきを与えているんですから、労働省は、責任があるんですよ。大臣、答えてください。

○委員長(吉岡吉典君) 吉川労働大臣、先に答えてください。

○政府参考人(野寺康幸君) 先に私じやまずいでしょうか、事実のところだけ。

○笠井亮君 事実といたって、そこは……

○政府参考人(野寺康幸君) 先に私が……

○笠井亮君 大臣の姿勢ですよ、これは。どういう態度をとるかということを開いているんだから、大臣。(そもそも大臣の認識自体が甘いよ)と呼ぶ者あり)

○国務大臣(吉川芳男君) KSDからの補助金の使途が明確でないことに問題があるから、KSD補助金とそれ以外の収入を区分処理して勘定を別にするようKSDに対して指導してきたところでありま。

○笠井亮君 指導してきているけれどもはっきりしないと言っているじゃない、さつき局長が。わからないと言っているんですよ、指導してきたのに、今、そうでしょう。私、別にそんなあれでなければどね。指導してきたけれども、わからないと言われているんですよ、現時点でも。

きかというものを十分論議しますから、そうした上で全貌が明らかになればこれはもう隠し立てなんてするわけじゃないんですよ、それまでちょっと待っていただきたいということです。

○笠井亮君 労働省として、大臣としてこの問題を積極的に解明して、本来のあり方にふさわしい形にどうするか。指導監督するという責任感が私、感じられません。もう時間がないから次に行きますけれども。

第二のこの問題で言いたいのは、幽霊党員にかかわる問題であります。

私たちも会員の方々、百数十人は少なくとも調べました。その中で、東京では例えば、私は入党届にサインはしたけれども党費は払わなくていいと、自民党ですよ、こういう会員の方がいました。神奈川の会員からも、入党届に家族の名前もまとめて書いたけれども党費は一切払っていないと、こういう証言を得ました。たくさんあります。それだけではありません。

実際に千葉支局の職員からの内部告発によりまして、前回の参議院選挙のとき、KSD本部から千葉支局で一万人の自民党員をつくれという指示が来た。これは古関から来ると。職員はこれを必死になってやらされる。通常の業務の中で、自民党の署名運動というふうな名称を仕事としてつけてやる。KSD会員の名簿、自民党後援会の名簿、それにどこかの学校の卒業生名簿を勝手に使って職員が三文判を数百個買いに走ってそろえてくる。それをほとんど書いて本部に送っている。職員の間ではこんな仕事っておかしいよねという声があり、仕方がなくやっていると。自民党豊明支部の党員数、これを見てもみると、九五年以降の四年間で二十二万五千五百八十五人、掛けの自民党党費四千円だと思いますが、これで約九億円が党費として自民党に入っていることになる。これが党費立てかえとそれから幽霊党員づくりと言われている状態だと思うんです。そうした資金まで豊明会から出ている疑いが濃厚であります。

労働省として、これはKSDの仕事としてやっているというわけですから、きちっと解明する責任があるんじゃないですか。いかがでしょうか。

○政府参考人(野寺康幸君) 今、先生御指摘のような事態というのは、当方としては現在のところ確認しておりません。ただ、本件につきましてはいろいろな角度から検察の方で捜査に入っているようでございますので、そういった解明を待ちたいというふうに考えております。

○笠井亮君 これが労働省所管の公益法人であるKSDの仕事としてやっているという問題が問題になっているんですよ。だから、捜査にまかせたいじゃないんですよ、これ。私たちが調べ、調べれば調べてある範囲でこういうことが出てくるわけですから。なぜこれを調べないんですか。

○政府参考人(野寺康幸君) くだいようございませうけれども、私どもが毎年収支計算書等も含めましてKSDの経理運営につきまして報告を受けている。その中でいろいろな調査によりましては、先生が御指摘のような事実は確認できておりません、KSD本体としては。

したがって、私どもとしては、確証が得られない段階でございますので、一方で検察の方が広い角度から捜査に乗り出しているわけでございますので、あまつさへかなりの書類が現在そちらの方に押収されているというふうにも聞いております。ことから、本件に関しましては捜査当局の推移を見守りたいというふうに考えております。

○笠井亮君 私、先ほどから伺っていて大変疑問を持つんですが、この問題について、労働省の対応の仕方というのが非常におかしいと思うんですよ。検察当局の捜査にまかせたいと言っているけれども、そういう問題じゃないですよ、実際に所管のそういうところがある問題を起こしているということがあるわけですから。これを労働省としてきちっと責任を持って調べるといって徹底してやらなかつたら、これは本当に信頼を失墜するばかりですよ。

ここに平成九年の資料があります。平成九年度臨時神奈川県KSD豊明会正副支部長、正副女性部長、正副青年部長合同会議議事録。平成九年五月二十一日、豊明会が出している神奈川の文書であります。この中にこういうのがある。

村上正邦参議院自由民主党幹事長の比例代表区における支援のための署名活動について、豊明会中小企業政治連盟より、別紙資料一及び二より説明があった。なお、神奈川県から十万以上の署名をいただきたい。また、九月末までを締め切りとさせていただきます。この補足があった。この後、県会長よりKSDにとっても中小企業にとっても村上氏を支援する必要がある、当選させるようよろしく願うとの補足があった。

この提起に基づいて、先ほどもありましたけれども、こういう署名簿が配られて、(資料を示す)そしてこういう返信用の封筒があつてやるわけですよ。そして、この結果どうだったか。豊政連、政治連盟の機関紙にあります。

平成十年六月一日、「村上正邦先生の署名に、ご協力ありがとうございました!」(総数九十五万名に及ぶ署名をいただき、誠にありがとうございました。この署名が本年七月の参議院選挙で大きな力となります。と。選挙ではよろしく書いてあるんです。

もはやKSD、それからKSD豊明会と豊政連、これは三位一体の関係というのは明らかじゃないんですか。これでも違うんだということを言えますか。大臣どうですか、大臣。

○国務大臣(吉川芳男君) 今、お話の中に、KSDの会員は知らないうちに自民党の党員にされたようだ、こういうくだりがございますけれども、これはやっぱり、その会と、会のどなたであるか知りませんが、大勢の中ですから、その中で党員集めに走って回っているうちに、その説明が少し足りない。それから、お金をもらわなかったということについても、これはやっぱり当然一人四千円、家族党員であれば二千円をもらうということが原則なんですけれども、受け取る方も、金が名簿と合わなくても受け取っていたとい

ようなどころがあるんでないかなというふうにも憶測をしているわけでございます。

○笠井亮君 大臣自身が実態を半分認めたようなものでしょう。ひどいじゃないですか、これ。しかも、個別にだれかがちよつと勇み足でなつたというんじゃないですよ、組織的にこれをやっているんだから。(発言する者あり) やつていてるでしょう、私は先ほど言ったじゃないですか。

では今度、KSDが今度の事態の中で発表しました「KSDの改革について」。(2) 豊明会を解散し、KSDは一切の政治活動を行わない。また、特定の政党、政治家に対する支援も行わない。なお、豊政連は事実上既に解散している。」。これが改革の問題として言われているんですよ。なぜこういうことを改革として言わなきゃいけないか。それは実態がその逆だからですよ。KSDが政治活動をやつてきて、特定の政党、政治家に対する支援をやつて、豊政連と一体になつてやつてきたからだという実態があるから、だからそれを改革として逆のことで言わなきゃいけない。KSDそのものがそういうことを告白しているじゃないですか。

三つ目の問題、時間がないの言いますが、このKSDと自民党との関係、これはもつと直接的かもしれないが、KSDそのものから自民党の機関紙「自由民主」、「自由新報」へのこういう広告、(資料を示す)これが一面使った広告というのが出ております。

特に、九五年以降、急増している。グラフにしてみました。九四年はゼロ、九五年は九回、九六年は十二回、九七年は十八回、九八年二十五回、九九年は三十六回。三十六回というのは、九九年に出た毎号すべてにこのKSDの一面全部を使つた広告が出ている。ことは十月十日、ここまで三十四回、あの六日の問題があったから、それ以降は広告はなくなつています。私、これも実質的には事実上の政治献金と変わらないんじゃないか。

労働省はこの問題でも、これらの広告料が総額

幾らになつてゐるか、調べてきちつと報告していただきたい。いかがですか。

○政府参考人(野寺康幸君) まず、KSDが事業をやっているわけでございますから、その事業に伴ひしているいろいろなPRをする、そしてそのPRを依頼する先がどこになるか、それはKSD自体が判断すべき問題だというふうには思つております。事業を継続している以上、事業の拡大、PRをするのは当然であるというふうに思います。

○笠井亮君 これはもう、そもそもこの団体自身が自民党とか政界の絡み、いろいろ問題点がある中でこういう問題が出てゐるんですよ。局長としてはそんなことを言つたらだめです。これは幾らになつてゐるか調べてほしいと言つてゐるわけですから、調べて報告することがなぜできないんですか。広告費というのは、これは重大な問題としてこの間も繰り返し問題になつてきたんですよ、政党への機関紙広告費というのは。こういう問題だつて、公益法人がちゃんと適正な運営をしてゐるか、きちつとやつてゐるかという問題について、健全にやつてゐるかという問題について指導監督するんだつたら、これ調べるのは当たり前でしよう。大臣、これ調べるぐらい言つてくださいよ、KSD本体なんですからね。総額幾らになつてゐるかという広告料の額です、額。

○国務大臣(吉川芳男君) 額の点については、これはいろいろ聞いてみなければわからぬところだと思ふんですね。

それから、大体あうんの呼吸で、はつきり言わなくても、我々はやつぱりわかるだけのことは調べようというのを申し上げてゐるはずじゃないですか、何回も、今までの間に。

○笠井亮君 いや、はつきり言つてください、調べてるんですね。額ですから、KSDの経理について。

○国務大臣(吉川芳男君) KSDのことについては今捜査のさなかでもございますし、これも終わりに、資料も戻つてきたら、できるだけわかるように調べましようというふうに申し上げております。

す。

○笠井亮君 この間、質問を伺う中でも、いろいろ資料をちゃんと、それは捜査中だつてわかるものはあるんですよ。聞けば、ことし幾らだとか、そういう広告料ぐらゐわかるでしょう。これさえ言えないつていうんで調べますとまず言つてくださいよ。相手が出せる出せないはまた次の段階だから。調べる姿勢もないのかという問題です。――いや、大臣、それをちよつと一言言つてくれないと終わらないですよ、これ。いやいや、大臣、調べるぐらい言つたらいいでしょう、向こうがどうだというのはまた別なことから。

○国務大臣(吉川芳男君) 全体のこの問題についての中に、皆さん方からも御理解いただけと思ひますよ。その捜査が終わり、みんな資料も戻つてきたところで、一つきちんとしたものをひとつ調べてみたいと言つてゐます。

○笠井亮君 それじゃ自民党に聞いてください。自民党の機関紙ですから、自民党でこれ広告料を幾ら払つてゐるか、それを調べたいいでしょう。労働省、これはKSDというのは公益法人なんだから、捜査中で資料がないんだつたら自民党で調べられるはずですよ。

○政府参考人(野寺康幸君) 事業主体であるKSDが、その本来の事業主体の目的からしていかなるところにどの程度の広告料を払うか、これはKSDの自由でございます。したがうして、調べる必要はないんじゃないかというふうに思ひます。

○笠井亮君 ちよつと、そこまで言つたらだめですよ。大臣だつてあうんの呼吸とまで言つてゐるのに、調べる必要がないんだつたら全然だめですよ、大臣以下だもの。

○国務大臣(吉川芳男君) それでは、政治家吉川芳男として、自民党の本部に広告費はどれぐらゐ払つてゐるのかということについては聞いてみましょう。

○笠井亮君 もう時間ですので終わりますが、KSD会員の会費が知らないうちに乱脈あるいは自

民党への献金、党費のために使われている、あるいはその疑いがある、これは本来の趣旨に反している重大問題だと思ひます。そこに今多くの会員が怒つてゐるし、抗議と退会の動きが相次いでゐる。我々のところにもいろいろな抗議が来ます。所管の労働省としても真相究明がどうしても必要だし、それが筋だ。きちつとやつぱり調べて、必要な資料を出していただきたい。

そして最後に、当委員会として、真相を解明するために、古閑忠男前理事長の証人喚問並びに必要な関係者の当委員会への参考人招致を求めたいと思ひます。委員長、理事会で諮つていただきたいと思ひますが、よろしく願ひします。

○委員長(吉岡吉典君) ただいまの要求につきましては、後刻理事会で協議いたします。

○大脇雅子君 KSD問題についてさまざまな議員から御質問が相次いでおりますが、私も社会民主党が十月十九日、二十日、二十三日の三日間、KSD問題ホットラインを開設いたしましたし、電話及びファクスにより市民から情報の提供を受けました。総数において二百三件来ております。

その中で、最も多いことはKSDの問題それ自体についてですが、これは信用金庫、信用組合、商工中金、銀行など取引先の金融機関から半強制的に入会を迫られて入会をした、これほど多くの金融機関がいかなる理由でKSDの会員の獲得に躍起になつたのか、その真相を解明してほしいという声がたくさん寄せられております。

こうした組織的な入会獲得行動というのは、信用金庫法に定められた業務範囲を逸脱して信金法違反の疑いが強いとすら思われるわけですから、そういう認識というのは労働省はお持ちなんでしょうか。またさらに、KSDの新会員を獲得したら二十万円ももらえるシステムがあるところもある、新会員を五十人獲得して十万円の表彰状をもらった人がいるとか、あるいはKSDの共済の会費以外に、中小企業の声を政治に反映するという名目で年三千万円出してくれと言われて渋々応じ

たところ自動引き落としで取られているとか、こういった実態の音が寄せられています。これらの点について、今後とも労働省はどのような認識を持たれて調査をされる、まさに調査をされなければならぬと思うんですけれども、この点について、通告はしてございませぬが、労働大臣にお尋ねをいたしたいと思ひます。

○政府参考人(野寺康幸君) よろしければ私の方から……。

○委員長(吉岡吉典君) 労働大臣、公式に言っていただけませんか、局長に答弁させるといふことを。

○国務大臣(吉川芳男君) 局長に答弁していただきます。

○政府参考人(野寺康幸君) 一般論でございませうけれども、共済事業をやっておりますKSDとして事業の基盤を確立することは当然でございませう。そういう意味で、会員拡大のためのいろんな活動をやるということもこれまた当然であろうというふうに思ひます。

一方、信用金庫等が、先生御指摘のように、公益法人等から奨励金なるものを受け取りながら当該法人の会員の拡大に協力するといったようなことが金融機関の活動として果たして適切かどうかという問題は、これは金融当局が判断し対処すべき問題であると考えております。

そういうことでございませうが、労働省としても、今後、そういった金融当局の判断を待ちながら歩調を合わせて必要な対応をしてまいりたいというふうに思ひます。

○大脇雅子君 信用金庫がもちろん組織的な入会活動というのとはよくないんですが、KSDでもそうした半強制的な組織的な会員勧誘というものは、これは大問題だと思ひますが、あくまでもそれは監督官庁として、労働省としてはKSDそれ自体にやはり捜査、調査をされるべきであるというふうにお尋ねしたいのですが、今後やられるかどうか、じゃ今度は大臣に重ねてお願いいたします。

○国務大臣(吉川芳男君) 局長に答弁していただきます。

○政府参考人(野寺康幸君) 何分にも御通告がなかった問題でございませうので、大変失礼ながら御答弁申し上げます。

一般論としては、今申し上げましたとおりでございませう。したがって、金融機関に關します行動が適切であったかどうか、それは金融当局の判断を待つわけでございませうが、一方で、会員獲得の上で先生御指摘のようにも行き過ぎがあるというふうなことがあれば、これはそういうことはあつてはならないわけでございませうので、今後ともそういった観点から必要な調査はいたしたいというふうに思ひます。

○大脇雅子君 加えて、私が申しましたのは、中小企業の声を政治に反映するという名目で会費以外の徴収をしているところもあるというふうな声が寄せられているので、その点も調査をしていただきたい。調査するかどうかということについて、大臣の御答弁をお願いしたいと思ひます。

○国務大臣(吉川芳男君) そのような強制的にわたるような勧誘の方法があつたかないかというわけですね。

○大脇雅子君 そうです。

○国務大臣(吉川芳男君) その点については、各方面に聞いてみたいと思ひます。

○大脇雅子君 私は、きょうは外国人の研修・実習生の制度に關連して問題をお尋ねしたい。

質問通告の順序と少し入れかわりますが、関連でお尋ねしたいと思ひますが、外国人の研修・実習生問題ではこれまで、パスポートを強制的に企業主等が持つ、あるいはお金を賃金から取つてそれを送る、それから受け入れ企業による積み立ての強制貯金がされるというふうなことがいろいろ言われておりまして、十月二十七日のNHKニュースによりまして、財団法人アイム・ジャパン、正確には財団法人中小企業国際人材育成事業団というところがパスポートの預かり制度をそういう誓約書をとつて行つていたという報道がな

れました。このアイム・ジャパンというのは理事長が古閑忠男氏であります。

こうした点について私がお尋ねしたいのは、このアイム・ジャパンというのはインドネシアからの研修生、実習生はほぼ一〇〇％行つてきておりますし、あるいはタイとかからも受け入れておりますし、これからはベトナムからも受け入れていくことでありますが、まず、こうした受け入れ機関というのは具体的にどのくらいあるのか、それから受け入れ機関は何人の研修生や技能実習生をそれぞれ受けているのか、その中でアイム・ジャパンは何％の研修生を受け入れているのかということについて、お尋ねしたいと思ひます。

○政府参考人(町田幸雄君) 研修生の受け入れにつきましては、いろんな形態で行われているわけでございませうが、例えば、我が国の企業等が現地法人等から直接研修生を受け入れて、研修して、また国へ戻すというふうなやり方をしている。そういうこともかなりございませうし、また民法第三十四条の規定により設立された法人、いわゆる公益法人でありますとか、あるいは商工会議所、商工会あるいは中小企業団体または農業協同組合などが第一次的な受け入れ機関として種々の責任を負う場合に、その傘下の中小企業等がより緩和された基準により研修生の受け入れを行うことができる、そういうことになっております。

そういう第一次的な受け入れ機関は、傘下の中小企業等の研修実施能力を補完して日本語教育などのいわゆる座学研修の実施とか、生活指導員、研修指導員の育成、傘下の中小企業等が行つていく研修の監査報告を行うなど、研修が適正に実施されるよう研修事業の実施主体としての責任ある役割を果たすことになっております。

このような第一次受け入れ機関による受け入れ実績は、平成十一年においては約二万人となつております。必ずしも正確な統計数値ではありませんが、その内訳では、中小企業団体が約一万一千人ぐらい、それから商工会議所とか商工会が約千五百人とか農業協同組合が千百人というふうなこ

とになっております。

アイム・ジャパンが何名というのをちよつと私も手元に今、御質問に事前になかつたものですから直接は持つておりませんが、個別企業のこれ、私どものところには今、統計数字、アイム・ジャパンという形で持つておりません。

○大脇雅子君 財団法人中小企業国際人材育成事業団、アイム・ジャパンの「研修生受入事業の現況」という紙があるわけですが、これによりますと、現在、インドネシアからは在留約六千五百名というふうな規定があります。そのほか、タイとかベトナム等受け入れるわけですが、一万一千人が中小企業団体というふうに言われると、この団体はおよそ六千五百人ですから、かなりの半数以上の研修生を受け入れているということになると思ひますが、こうした受け入れの中小企業団体というものはどういふ基準でどこが認可して決めるんでしょうか、どういふ要件で決めるんでしょうか。

○政府参考人(日比徹君) ただいまの御質問にお答へする前に、ちよつと数字の面でございませうが、先ほどの一万一千名ほどというのは技能実習生に年々切りかわる量というふうにお考えいただければと思ひます。

それで、六千有余名という数、これは現在きちんとした数字をお持ちしなくて恐縮でございませうが、アイム・ジャパンの場合にはインドネシアからは大体年々二千人ほどということとございまして、技能実習移行後、今は最大、最初の研修期間も含めると三年いるケースがございませうので、年々量ではなくて現在日本に今いる技能実習生、これがアイム・ジャパン経由ですと六千名ぐらいにはなろうかと思ひます。

それで、その受け入れ団体、現在約三百五十ほどあるかと思ひますが、これにつきましては、どういふ団体で受け入れ団体をやつてもらうか、これにつきましては特段本来は制限ないわけとございませうが、ただし、いろんな事務を的確にやつていただくということが必要でございませうので、

商工会議所等の事業主団体といいますが、そういうところあるいは公益的な性格を持つような団体というところを中心にしてやっていくということでは、これは法務省の御判断というのは相当強いわけですが、法務省のほかにも私ども関係省庁集まりまして、受け入れ団体、おのずからの範囲ということで先ほど申し上げましたようなことを決めてやっておるところでございます。

○大脇雅子君 そうしますと、このアイム・ジャパンという財団法人というのは関係省庁で認められた受け入れ機関と、こういうふうな理解していいですか。第一次受け入れ機関ですね。三百五十あるわけですか、それが。

○政府参考人(日比徹君) 受け入れ団体、現在約三百五十程度でございます。この受け入れ団体と言っておりますのは、先ほど申し上げましたが、商工会議所あるいは協同組合というものがございまして、非常に規模の小さいところも当然ございます。

それで、アイム・ジャパンにつきましては、こういう事業をやるということにつきまして、これは何といえますか、許認可というような認めるということではございませんが、事実、技能実習移行含みの研修生を受け入れており、その関係でこういう現在事務をやっておる、そしてその事務に基づきまして事実として技能実習生に切りかわっている人を出しているという受け入れ団体だと、そういう意味で認めているかと言われますと、確かに認めております。

○大脇雅子君 このアイム・ジャパンがインドネシアからずっと受け入れておられるわけですが、こうした外国人の研修・実習制度をサポートしているNGOの方から問題が三つ提起されております。一つは、パスポートをこのアイム・ジャパンが預かっているということ、これはパスポートの取り上げ、預かりということばこうした研修生や実習生の逃亡を阻止して強制労働に駆り立てるといふ効果があるわけ、これは強制労働を禁止する労基法五条に違反するのではないかと。そうした

預り証の誓約をとっているということで、NHKでは実習生に返還して今後ほしくない旨の報道はされたんですが、これは徹底しておられますか。どのように指導し、その結果がどうなっているのでしょうか。

○政府参考人(町田幸雄君) 今お尋ねの財団法人中小企業国際人材育成事業団における研修生等の旅券の取り扱いにつきましては、報道されたとおり、旅券の保管の事実が把握されましたので、法務省としては実は前から改善方指導してきたところでありまして。しかし、この点に対する理解がまだ十分徹底していないと考えられますので、今後とも引き続き指導してまいりたいと考えております。

○大脇雅子君 それから、研修生の貯金名目で二万円ずつ徴収をして、それを本国に一括して送っているということが言われておりますが、この点については労働省は把握しておりますか。何か調査をされておられますか。

○政府参考人(日比徹君) ただいまの二万円の、これはインドネシアのケースではないかと思いますが、送金問題、これは私も正直に申し上げまして把握しておりませんでしたが。

ただ、報道等なされておいて、送金ということも少なくもやっておったというようなことは聞いております。その送金の仕方等についてはある程度はありますと本人の家族口座とかいふような実態はあるようございまして、いずれにしましても、先ほどのパスポート問題もそうでございまして、送金の問題その他につきましても不適正なところがあれば当然指導しなければならぬと思っておりますので、今後十分慎重に労働省としても対応してまいりたいと思っております。

○大脇雅子君 二万円を研修生の数だけ別々にそれぞれの家族に送金すると送金手数料など非常にかかるとアイム・ジャパンが負担して一括して送金しているという事実が報告されておりますので、この点はやっぱり問題だろうというふうに思いますので、調査をしていただきたいと思います。

す。

それからまた、さらに、三年間の研修、技能実習を終了して帰国した場合には、受け入れ企業が積み立てた資金六十万円、研修時一万円、技能実習時二万円を一種の起業資金や退職金として、帰ったらインドネシア労働省に代行してアイムが集めてインドネシア労働省に送金するという事実が行われていて、ベトナムで今度直接に政府からこのアイム・ジャパンが研修生を受け入れるときの契約書にもこういうふうな書かれていっているんですが、これはどうも私はひっかかるんですね。こういう性質なのか。給料の全額払いの原則に反するのではないかと。確実に帰った研修生や技能実習生に渡るといふ保証はないわけですから。

私もこの間ベトナムに行きましたときにこの点をいろいろ聞いたのですけれども、なかなかそうした今までの保証金とかそういうものも過重で、失踪して不法就労するという人も多数あるというふうな聞いておりますので、この六十万円のいわゆるその受け入れ機関、企業が積み立てた資金というのはいくらに当たるのかというふうなことを考えるわけですが、どんな御見解でしょうか、労働省。そういう実態がある場合に、どういう形でこれを見られるのかということをお尋ねしたいと思っております。

○政府参考人(日比徹君) ただいまのインドネシアの六十万円というケースでございまして、詳細なところを承知しておらずで大変恐縮でございしますが、パンフレットその他でも把握しておりますので申し上げますと、インドネシア労働省とその御本人、こちらに來られる方、その間の問題として処理されておるようございまして、金のルート等いろいろちよつと詳細把握していない点があつて恐縮ですが、パンフレット等によりまして、金額は明示してございませぬけれども、一定の額、これが恐らく六十万円相当ではないかと思ひますが、帰国後インドネシア労働省から本人に支払うという形をとっておるようございします。

なお、どういう実態等にあるかにつきましては、これは私ども労働の対価とかそういう性格ではなからうという気もいたしておりますが、労働省としてどこまで関心を持つべきか、いろいろあるかと思ひますが、ただ技能実習制度につきましてはいろいろ不適正な運営というものを図らなければならぬ、そういう時期あるいはそういう問題であろうかと思つておりますので、この点につきましても十分念頭に置いておきたいと思つております。

○大脇雅子君 六十万円を帰ってから渡すという場合、こちらで働くときの賃金が一般の日本の労働者と違つて非常に低いわけですから、やはり私は賃金相当部分と理解できるのではないかと。十分な感じがして、大きな疑問を持っております。十分に調査をしていただきたいと思います。これまで、外国人研修生、技能実習生の受け入れに關しては、その本国からの送り出しにおいて登録料とか違約金とか保証金とか渡航費用というような名目で、ローンとして日本における労働の結果として手にする賃金から返済する、このことが多く指摘されてきたわけですが、どうしてもそうした高い賃金を得ることができなければ、家族へも送金できないという理由で失踪したり不法就労したりするということもまた多数現実に存在するわけですから、こうした事実関係について当該省庁としてどのように把握して、そして政府としては、私は政府間会議というような形で送り出しの国と正式の外交関係を用いての解決が非常に重要だといふふうな考えるわけですが、法務省と外務省の方々に御尋ねしたいと思ひます。

○政府参考人(町田幸雄君) お尋ねの失踪とかあるいは不法就労の関係について御説明いたします。昨年の一年間に研修受け入れ機関から報告を受けた研修生の失踪者数は三百五十四名であります。この数字は、その前年の新規入国者が約五万人、研修で入国したのが五万人おりますので、五万人の中で三百五十四名というぐあいに考えて

いいかと思ひます。また、同様に報告を受けました技能実習生の失踪者数は百五十九名となっております。同様に、技能実習に移行した者が前年約一万三千人でありましたので、その中の百五十九名が失踪したというぐあいに考えております。これら失踪した研修生及び技能実習生の大半は在留期限を超えて不法残留、不法就労していると考えております。

○政府参考人(今井正君) 答え申し上げます。

外国人研修生、技能実習生の受け入れは、我が国において蓄積された技術、技能または知識の移転により、諸外国の人づくり等、経済社会の発展に寄与することを通じまして我が国として国際貢献をすることを目的とする有意義な制度であると考えております。

この制度は、相手国送り出し機関と我が国受け入れ機関との契約に基づいて活用されておられ、御指摘のような問題につきましては相手国送り出し機関と我が国受け入れ機関との間で問題解決に向けた直接的な話し合いが行われているというふうに承知しております。

外務省といたしましても、本制度が適切に運用され、不法就労等の問題が生じないようにすることが重要であると考えておりまして、今後とも適切、必要な働きかけを行っていく所存でございます。

○大脇雅子君 第二次出入国管理基本計画というものによりまして、研修時の技能実習制度はこれからさらに拡充していくということで新たに独立した在留資格として創設するというものを検討することになっておりますが、現在どのような状況にあるのでしょうか。

○政府参考人(町田幸雄君) 技能実習活動につきましては、実はこれまで特定活動という在留資格で対応してまいりました。この特定活動と申しますのはどういふことかといいますと、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動ができるといふような非常に包括的なものでありまして、例えば日本にございます在外公館、外国の大使館

等で大使館員が雇う外国人メードとか、あるいはワーキングホリデー制度に基づいて入国した外国人についてとか、そういうような種々雑多なものについて認める制度をいわば流用するような形でやってまいりました。

しかし、この技能実習への移行者数が毎年一万人を超える状態となっておりますし、また技能実習制度は制度として十分定着してきたと認められます。また、いつまでも法的な枠組みをあいまいにしておくのは適当でないと考えられますので、御指摘のように技能実習制度のための独立した在留資格を新設したいと、そのように考えて出入国管理及び難民認定法の改正にちようど着手したところでございます。

○大脇雅子君 先回、外国人研修生実習制度の問題について、私は千葉県銚子市の生鮮食料品協同組合、あるいは武生のコンフィクションに関する問題をお尋ねしました。この現状のフォローアップは少し時間がございますので次回に回させていただきますまして、そのとき労働大臣に五省庁連絡会議というものを労働省のイニシアチブでつくるというお約束をいただいた、それが実現しておりますが、これらの体制整備というのについてどのような具体的な対策を表明され、その後この連絡会議による具体的な施策はどのように進捗しているのかお尋ねをいたしまして、質問を終わります。

○国務大臣(吉川芳男君) 今お話しした国際研修協力機構を共管しておる省庁、五省庁ですね、労働省、法務省、外務省、通商産業省、建設省による五省庁連絡会議は、国際研修協力機構の業務運営のあり方等に関する意見交換を含む内容として年二回程度開催しております。最近では、本年三月七日及び六月二十日に開催し、同財団の事業計画や事業報告、技能実習職種の追加、入管法に基づく第二次出入国管理基本計画等について具体的な議論を行ったところでございます。

労働省といたしまして、今後とも本連絡会議の場も活用しながら関係省庁との密接な連携を図

り、技能実習制度の適正かつ円滑な推進に努めてまいりたいと思っております。

○高橋紀世子君 八月九日の委員会では、小学校や中学時代のような学校教育の早い段階からインターンシップ制度などを導入したり、職業教育の重要性について述べさせていただきました。

早い時代について述べていただければ、そんなことを学ぶことが職業意識を向上させて、何になりたいかな、大きくなったらこういうことをやりたいかなと、そういうふうな子供たちが思うことが少年少女時代の生活を充実させることにもつながるのではないかと思っています。そして、やはり少女時代、少年時代の人間生活をより豊かにするのはないかと考えるのであります。

その後、新聞などを見ておりましたら、労働省や文部省が共同してそんな研究会を発足させるお話が出ていましたので、とてもうれしく思いました。そして、文部省ではキャリア教育の導入を提言したようなことが載っていましたし、これから中学校や高校でそういうカリキュラムの研究がなされたらとてもうれしいと思います。

その新聞が出たのをちよつと持ってきたんですが、これも、十月五日に産経新聞で、文部省と労働省と合同研究、「ストップ・ザ・フリーター」行政 本格取り組み 社会問題化危うい。

全国で百五十万人を超える「フリーター」について、文部省と労働省は四日、増加に歯止めをかけるため、両省合同で対策を取ることを決めた。職業人としてのキャリア形成が十分になされないおそれがあり、「今後、深刻な社会問題とならぬか」とフリーターという存在に對し、「望ましくない」との認識で文部省と労働省が一致した。

そんなあれが出ていましたけれども、フリーターが悪いとは思いませんけれども、若いときから文部省や労働省やみんなが力を合わせて子供たちに職業的教育をするというのはすごくいい傾向だと思います。これは十月五日の新聞なんです。こちらは八月二十九日、やりたいことを早く探

そう、「職業意識、小学校から教育」、これは日本経済新聞の八月二十九日なんです。文部省専門家会議が提言、特別活動など活用。

高校卒業後に進学も就職もしない「フリーター」のうち、約二二%が「何をやりたいのか分からなかった」ことを理由に挙げていることが二十八日、文部省の初の意識調査で分かった。生徒の職業観や社会人としての能力の未成熟などが背景にあるとして、同日、小学校段階から職業意識を植え付ける「キャリア教育」の導入などを提言する中間報告をまとめた。

これも新聞に出ていました。

労働省と文部省が共同して研究会を発足させるなど、こういう取り組みがどんどん出てくることは本當にうれしいことだと思います。そしてまた、文部省ではキャリア教育の導入を提言したと知りまして、本當にそれは、これからの子供たちの職業に対する気持ちが若いときから根づいてくるということは大変いいことだと思います。

いい学校に行くというのが、今までは何でいい学校に行かなきゃならないのか、職業との関連がわかっていない子供たちが余りなくて、私も三人子供を育てましたけれども、何の職業につきたいかということになるとどの子もみんな迷いが多くて、本當に最後まで考えあぐねておりましたから、できれば中学校から何の職業につくか考えようというような教育がもう少し徹底できたらしっくりと思います。

労働省及び文部省の方に、学生の職業意識を高めていくための取り組み方、今考えていらっしゃることを、もし何かお考えがあったら伺いたいと思います。

○政府参考人(御手洗康君) 小学校の段階から働く意義や目的あるいは具体的な職業生活のあり方、さらには中等学校段階におきまして職業生活に必要な基礎的な知識や技術を身につけていくということ、学校教育上極めて大きな課題でございます。

文部省といたしましては、そのために小学校段階

階から物づくりや生産活動などの体験的な活動を重視してこの方針を新しい学習指導要領のもとにおきまして出したところでございまして、現在におきまして、例えば小学校の三、四年生や五年生段階では、地域の生産や販売の仕事あるいは我が国の農業、水産、工業、通信などの産業の様子、こういったことについて具体的な学習を始めますとともに、道徳教育におきましては、小学校段階から働くことの意義を理解し社会に奉仕する、さらに公共のために役立つ、こういったことを目標に進めているところでございます。

具体的には、中学校段階になりますと、実際に職場を体験したり、あるいは技術者など社会人の方のお話を直接学校においていただいております。こういった体験的な学習を積極的に導入しているところでございます。

また、高等学校におきましては、特に専門高校を中心といたしまして、具体的な職業に必要な各種の専門的な教育を体系的に施すということをしておりまして、その中でも実際の実験、実習の場におきましては、就業体験いわゆるインターンシップを積極的に導入する、場合によってはインターンシップによる実験、実習体験をすべて授業として振りかえることができる、このような措置も図りながら、各学校におきましてインターンシップの充実にも努力しているところでございます。

このためにも労働省との協力ということは大変重要な課題でございまして、去る十月四日には両省の事務次官をキャップにいたしまして第三回の教育・労働問題連絡協議会を開催いたしました。インターンシップの推進につきましても今後、連携協力していくという基本的な合意を見たところでございまして、十月二十三日には労働省、文部省を初めといたします関係省庁によりまして高校生、インターンシップ推進のための関係省庁連絡会議を開催いたしました。関係省庁が今後とも密接に情報交換を進めながら、それぞれの学校、地域におきまして具体的なインターンシップ授業の推

進に努力することを確認したところでございまして。

今後とも、文部、労働を初めといたしまして関係各省庁とも協力しながらインターンシップの条件整備というものを進めたいとともに、各都道府県教育委員会等を通じて具体的な各学校あるいは地域の連携体制づくりに努力をしてまいりたいと考えております。

○政府参考人(渡邊信君) 高校生あるいは大学生につきましましては、いわゆる無業者がふえているような状況、きょうの委員会でも御議論ございました。それから、非常に早い段階での離職がふえてきておりますし、いわゆるフリーターといううな方も、百五十万という数字は少し前の数字です。それから現在もふつとふえているのではないかと、うふうに思いますが、今こういった若年者の就職、就業の問題というのは大変大きな問題になってきておりまして、このまま放置すると我が国の将来にとっても大変ゆゆしき問題であろうというふうに私も考えております。

労働行政は、従来、再就職の切迫度といえますか、中高年の解雇、倒産による離職者の再雇用対策といったものを最重点にやってきておりましたけれども、そういった課題は引き続きもろろ重要な課題ですけれども、今申しましたようなことから若い人たちの職業意識の啓発あるいは職場への定着ということが大変大きな課題であるというふうな労働行政としても再認識をしているところでございまして。

今、文部省から御答弁ありましたように、文部省と協力をしてインターンシップをさらに促進しますこととか、あるいは職業ガイダンスを在学中から行っていきますこととか、そういったことを積極的にこれから進めていこうと思っておりますし、今お話がございましたように、文部、両省共同で勉強会を開催して、若い人たちの職業意識の啓発にこれから検討していくというふうなことで、行政の大きな課題として私も取り組んでいきたいというふうに考えております。

○高橋紀世子君 ありがとうございます。

私は、九歳の子供と十一歳の子供と一緒にアメリカの田舎町で二年間暮らしたことがあったんですけれども、公立の学校に子供をやったんですけれども、そのときにキャリアといまして、授業といつても勉強じゃなくて、職業を考えるという科目が中学に一年からありまして、毎日ではない週一なんですけれども、その科目があるんです。

その科目は何かというと、何になりたいかということの子供たちと先生が授業の中で会話をしたり、それからいろいろな職業についてる人のところに行つて話を聞いたり、ただそれだけの科目なんですけれども、中学一年からそういうのがあったのがすごく印象的だったので、またいろいろお考えをお聞かせいただきたいと思います。

それから、私は、キャリア教育というんですか、学校のカリキュラムのあり方について議論する場合は、議論する場所は政府が決めた審議会や研究会の場所だけではなくて、やはりどんなカリキュラムをしたらいいかというのは、もう少し国会の場で自由に皆さんとお話し合いができるようにした方がいいのではないかと思います。

つまり、学習指導要領のようなことは国会の承認を必要としない、つまり国民の同意の必要のないレベルで決定されるべきことではないと思うのです。だから、やはり学校教育法の抜本的な改正を含めて、もっと国会議員が学校教育の姿を国民の前に広く提示して、国会の中でどんなカリキュラムをしたらいいかということを議論するようなふうにしていくというのはいいかと私は思っています。

日本の停滞した労働市場を活性化するためには、想像力と個性のあふれた人材の育成が本当に必要なんですけれども、そのためには学校自体が今後地域の特色があるものに、もう少し学校自体が一つずつ個性があつていいと思うのです。そうですね、今ですと文部省主導のやり方が全国に行き渡つて、どの学校でも同じカリキュラムでやるようなことになっていきますけれども、もう少し

し地域でカリキュラムを決めたり学校の中でカリキュラムを決めたり、それからもう少し学校それぞれがそれぞれの地域性に合ったカリキュラムで動いてもいいのではないかと思いますけれども、そのことについて文部省の方や労働大臣、どういうふうにご考えていらっしゃいますでしょうか。

○政府参考人(御手洗康君) 御指摘ございましたが、現在文部省におきましては、小中高等学校におきまして基本的な学習の内容を定める基準といたしましてそれぞれ学習指導要領をつくっているわけでございます。そこで国語、社会、算数、理科というような各教科の基礎的、基本的な内容については全国どの学校でもきちっと教えて、子供たちが身につけるべき内容という意味での内容を定めて教科書をつくり、そして実際にそれに基づいて授業を行っていただくという仕組みにしております。

しかしながら、御指摘ございましたように、各学校がそれぞれ地域の中で地域の特色を生かしながら、ある意味では地域を支える人材をつくっていく、ひいてはそれが国を支える人材になっていく、あるいはそれぞれの子供たちの個性に即した能力を開花させていく、こういったことは極めて重要でございまして、文部省といたしましてはこういった基礎、基本の上に立つて、子供たちがみずからの考え、みずから課題を見つけて、そして実際にその課題を自分の力で主体的に行動して解決することができるよう、こういう学習活動が今後極めて重要になると思っております。

こういった観点から、小中高等学校を通じて、教科の内容については学習指導要領では定めない総合的な学習の時間というものを小学校で三時間、中学校で二時間ないし三時間、あるいは高等学校では卒業までに三単位時間、三単位分というふうなことを必ずどの学校でも実施していただいて、そこで地域の文化、伝統あるいは環境問題、福祉の問題、こういった問題に教科を超えて横断的に課題学習を体験的に、実際に社会に出て

いたり、地域に出ていたり、自然体験に触れたり、こういった学習をやっていたらどうと。そのかわり、その中の具体的な内容をどうするかというところはそれぞれの学校のカリキュラムの編成に任せよう、こういう時間をつくっているところがございます。

また、中学校の段階になりますと、国語、社会、数学、理科というような教科につきましても選択の時間を設けて、この選択の時間は学習指導要領の中身で縛らずに、それぞれの子供の興味、関心に応じてさらに発展的な内容を学習したり、あるいは基礎的な内容を繰り返したりということ、子供の進路あるいは理解の程度、そういったものに合った個別学習ができるようにというような学習指導要領の工夫もいたしているところがございます。

特に、高等学校につきましては、全体として必修として学ぶべき教科科目というものは全体の三分の二程度の単位数にとどめておいて、その後の物理あるいは生物、あるいは地理、歴史、そういった専門的な教科につきましてはそれぞれの進路に応じて子供たちが必要に応じて単位を積み重ねて卒業していく、こういった非常に弾力的な形で学習指導要領も構成しているところでございまして、こういった学習基準に従いまして、御指摘ございましたように、それぞれの地域で特色ある学校づくりをしていただくよう、私どもとしても今後とも十分配慮してまいりたいと考えております。

○国務大臣(吉川芳男君) ただいま高橋委員から、御自分のお子様も含めてアメリカでのユニークな体験についてお知らせいただきまして、大変示唆するところがたくさんあったと思います。その中で、自分は将来何になりたいかというテーマを持って上手に職業の重要さ、働くことの楽しさ等について理解をしてもらうというところは大変私、勉強になったと思うのでございまして、文部当局の方も来ていらっしゃると思いますので、十分その精神は生かされると思っております。

○高橋紀世子君 やはり、学校の場所が自由に楽しくなりましたら、子供たちも学校での生活がもっと楽しくなって、学校に行きたくなる子供や、いじめや何かがなくなってくれるように思っています。

それからもう一つ、近年、過労死やリストラを心配する自殺とか、仕事上の精神的ストレスによる疾病等が社会的な問題になっています。

私は、過労死やリストラを心配して自殺するようない社会問題を引き起こす根本的な原因の一つに、日本社会における終身雇用制の神話崩壊という現実が労働者が適応できていないことが挙げられると思います。この社会にいらなくなったら私の人生は終わりだと思いつめて死を選択する人も多いのではないのでしょうか。

終身雇用、年功序列のような時代に合わなくなった古い価値観を脱却し、組織中心社会から個性重視の社会に転換していくためにも、人生のいつの時代から転換の可能な労働力が円滑に流動することのできるような確固たる新しい社会的価値観による制度の構築が急務と考えます。

就職していた企業からのリストラが人生の終わりではなく、第二、第三の人生の始まりと希望を持って自然に迎えるような社会づくりのために必要な施策、例えば転職を希望する人のための相談窓口のようなものをもっとつとめる、それから会社でストレスがたまったら人に相談窓口がどんなふうある、もしそういうような具体策を何かお考えになっていただきたいと思います。

やはり、本日に会社で疲れてストレスがたまったり、それからリストラにおびえたりする、そういう人たちにどうやって救いの手が差し伸べられるか、そういう点で何かいい方法を考えたり、対策を練っていただきたいと思います。

○政府参考人(渡邊信君) 現在でも、我が国は三百万人の失業者、これは大変荒っぽく申しますと、そのうち約百万人は解雇や倒産という非自発的な失業者でありますけれども、残りの二百万人

の失業者というのはその大部分は自己の意思で転職をしていく人たちでありまして、現在でも失業者に占める自己転職の方の比率が高いわけでありまして。

さらに、現在、産業構造が大きく転換しているわけでありまして、今後ともこういった労働移動の傾向というのは強まっていくのではないかと、いふように考えておいて、今委員おっしゃいましたように、転職移動というものをできるだけスムーズにいけるような体制の整備というものが私どもも必要であるかというふうに思います。

身近なところから申しますと、各都道府県の主要な安定所には転職を考えている在職者のための相談コーナーも今設置を始めているところがございます。

さらに、この転職について考えますと、やはり職業能力の再開発とか、的確な情報が迅速に手に入らされる体制の整備とか、さらに中高年の方にとっては年齢制限の問題が大変大きいわけでありまして、こういったことをいろいろ考えながら、次の国会には何とかこの移動を含めた雇用の安定というものについて法的整備も含めて体制整備ができないかどうかということは今検討している真っ最中でございまして、これからの産業構造の転換等に合わせた雇用対策にしていくなければならぬかというふうに私どもも考えておるところでございます。

○国務大臣(吉川芳男君) まず、御指摘の過労死等の予防対策といたしましては、健康診断の実施、心身両面にわたる健康づくり等を推進しているところでありまして、また過労死等の予防のための第二次健康診断等に係る新たな保険給付を創設することを内容とする労働者災害補償保険法の改正案を今国会に提出しているところでございます。

また、職場におけるストレス等を感じる労働者の割合が増加していることから、本年八月に、事業場における労働者の心の健康づくりのための指針を策定し、その普及啓発を図るとともに、労災

病院等における相談体制の整備を図っているところでもあります。

さらに、労働者の自殺予防対策については、厚生省との統合に伴い、職域及び地域両面からの施策として総合的にその防止のための調査研究、相談、啓発活動を進めていきたいと考えております。

労働省といたしましては、今後とも、これらの施策を通じ、過労死等の予防対策及び職場のメンタルヘルス対策の推進に努めてまいりたいと思っております。

○高橋紀世子君 心のケアの健康診断のことでも、やはり健康診断でも通り一遍の診断では本当のことがわからないので、もし今度改正するときはやはりその心のケアみたいなことには十分注意が払える健康診断にしていきたいと思っております。

私も、去年クモ膜下出血で倒れましたが、人間ドックに入ったりいろいろ自分では健康診断はしていたつもりなんですけれども、やはりクモ膜下出血になるかならないかの健康診断はしていなかったらしんどいですね。

ですから、やはりいろいろ考えて、少々費用がかかっても、やはり最大限の努力をして、なるべくでしたら予防できるような健康診断に今度していただきたいと思います。

きょうの質問は終わります。

○委員長(吉岡吉典君) 本日の調査はこの程度といたします。

○委員長(吉岡吉典君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、笠井亮君が委員を辞任され、その補欠として八田ひろ子君が選任されました。

○委員長(吉岡吉典君) 労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。吉川労働政府から趣旨説明を聴取いたします。

大臣。

○国務大臣(吉川芳男君) ただいま議題となりました労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

近年、過労死等の労災認定件数が増加傾向にあり、その発生を予防し労働者の健康を確保することが重要な課題となっております。また、建設業における災害率が低下していること等に対応し、所要の制度の改正を行うことが必要となっております。

政府といたしましては、このような状況にかんがみ、本法律案を作成し、労働者災害補償保険審議会その他関係審議会の全会一致の答申をいただき、ここに提出した次第であります。

次に、この法律案の内容につきまして、概要を御説明申し上げます。

第一は、労働者災害補償保険法の改正であります。

労働安全衛生法に基づき事業主が行う健康診断において、労働者に業務上の事由による脳血管疾患及び心臓疾患の発生に関連する高血圧、高血糖等の異常の所見があると診断されたときに、その労働者に対し、医師による二次健康診断及びその結果に基づく保健指導を労災保険の保険給付により行うこととしております。

第二は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律の改正であります。

建設工事など事業の期間が予定されている事業である有期事業に関し、事業主の災害防止努力を促進するために事業場ごとの災害率により保険料を増減させるいわゆるメリット制について、その増減幅の上限を百分の三十から百分の三十五に拡大することとしております。

なお、この法律は、平成十三年四月一日から施行することとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(吉岡吉典君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十七分散会

十月六日本委員会に左の案件が付託された。

一、学生の就職活動への緊急措置等に関する請願(第二〇号)

第二〇号 平成十二年九月二十七日受理

学生の就職活動への緊急措置等に関する請願

請願者 名古屋市中区平出町九五 佐々直紀 外六百七十九名

紹介議員 八田ひろ子君

現在の就職戦線は、民間企業、公務員などあらゆる職場で採用が抑制され、異常な状況にある。

昨年度大学を卒業した人の就職率は六十・一％と過去最低であり、進学も就職もせずに卒業した学卒未就職者は全体の十九・九％にも上り、将来への不安が募っている。学卒未就職者は日々の生計を立てるためのアルバイトに追われ、就職活動もままならない状況にある。また、男女雇用機会均等法も改正されたが、女子学生に対する差別は後を断たず、就職内定率も昨年七月上旬の時点で男子に比べ約十五％の差がある。女子学生が差別にあつた際の相談窓口である都道府県女性少年室はほとんど知られておらず、改正均等法を実効あるものにするため、思い切った予算措置を採ることが求められている。さらに、政府は昨年六月雇用対策案を発表したが、就職活動中の学生に対する策は全く講じられていない。

ついては、就職難を一刻も早く解決し学生生活を守るため、次の事項について緊急に実現を図りたい。

一、政府の力で雇用を増やし、就職難を解決する

ため、(一)サービス残業をなくし、雇用を増やすこと、(二)政府公約の年間総労働時間千八百時間を早期に実現して、雇用を拡大すること。

二、学卒未就職者の生活と求職活動を保障するために、生活援助措置を採ること。

三、女子学生に対する差別一掃のため、(一)女性少年室の拡充・強化、均等法の違反行為に対する指導・勧告を強化するとともに、各職業安定所や各労働基準監督署などに女性相談窓口を設けること、(二)政府が責任を持って募集・採用における女子学生に対する差別の実態調査を行い、報告書を作成・公表すること。

四、学生が安心して就職活動に取り組めるよう、(一)学業と両立可能な公平かつ公正なルールをつくること、(二)学生の実態を踏まえた採用活動の在り方についての話し合いの場に学生を参加させること。

十月十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、第二十六期中央労働委員会労働者委員の公正な任命に関する請願(第九六号)(第九七号)

(第九八号)(第九九号)(第一〇〇号)(第一〇一号)(第一〇二号)(第一〇三号)(第一〇四号)(第一〇五号)(第一〇六号)(第一〇七号)

(第一〇八号)(第一〇九号)(第一一〇号)(第一一一号)(第一一二号)(第一一三号)(第一一四号)(第一一五号)(第一一六号)(第一一七号)

第九六号 平成十二年九月二十九日受理

第二十六期中央労働委員会労働者委員の公正な任命に関する請願

請願者 東京都三鷹市大沢二ノ二〇ノ三三

ノ一〇三 福田武夫 外三百八十四名

紹介議員 阿部 幸代君

労働委員会は労働争議に対するあつせん・調停等、労使紛争の解決や労使関係の改善に重要な役割を果たしている。また、同委員会は労働組合からの推薦による労働者委員、使用者団体からの推薦による使用者委員及び公益委員の三者により構成されている。このうち労働者委員の任命に当たっては、昭和二十四年労働省通牒第五十四号により「委員の選考に当たっては、産別、総同盟、中立等系統別の組合数及び組合員数に比例させる」とされている。しかし、政府は中央労働委員会における労働者委員の任命に当たり、この十年間、連合(日本労働組合総連合会)の推薦する候補のみを任命するという不公正な任命を続け、労働委員会の救済機能をゆがめてきた。労働者の調査によると連合加盟の労働組合には七百四十八万三千人が加入しているのに対し、全労連(全国労働組合総連合)には百六万六千人が加入している。したがって、労働者委員は連合以外の系統の労働組合からも任命されるべきである。今後、中央労働委員会では本年十月に第二十六期委員の任命が行われるほか、独立行政法人制度の発足に伴い労働者委員二名の増員が予定されているが、任命権者である内閣総理大臣が公正な任命を行うよう求める。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、本年十月に予定されている第二十六期中央労働委員会労働者委員の任命に当たっては、偏向した任命を改め、昭和二十四年労働省通牒第五十四号に基づく公正な任命を行うよう、適切な措置を講ずること。

第九七号 平成十二年九月二十九日受理

第二十六期中央労働委員会労働者委員の公正な任命に関する請願

請願者 熊本市二本木一ノ六ノ二四

太 外三百八十四名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第九六号と同じである。

第九八号 平成十二年九月二十九日受理

第二十六期中央労働委員会労働者委員の公正な任命に関する請願

請願者 大阪府東大阪市小阪三ノ四ノCノ二〇三 由良英作 外三百八十四名

紹介議員 池田 幹幸君
この請願の趣旨は、第九六号と同じである。

第九九号 平成十二年九月二十九日受理
第二十六期中央労働委員会労働者委員の公正な任命に関する請願

請願者 宮城県岩沼市桜三ノ一三ノ五一ノ三〇六 馬場可奈 外三百八十四名

紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第九六号と同じである。

第一〇〇号 平成十二年九月二十九日受理
第二十六期中央労働委員会労働者委員の公正な任命に関する請願

請願者 兵庫県明石市大久保町山手台二ノ一六 若林正昭 外三百八十四名

紹介議員 岩佐 恵美君
この請願の趣旨は、第九六号と同じである。

第一〇一号 平成十二年九月二十九日受理
第二十六期中央労働委員会労働者委員の公正な任命に関する請願

請願者 仙台市青葉区角五郎二ノ一三ノ一 千葉雅幸 外三百八十四名

紹介議員 緒方 靖夫君
この請願の趣旨は、第九六号と同じである。

第一〇二号 平成十二年九月二十九日受理
第二十六期中央労働委員会労働者委員の公正な任命に関する請願

請願者 横浜市金沢区片吹二ノ一六 阿部 茂代 外三百八十四名

紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第九六号と同じである。

第一〇三号 平成十二年九月二十九日受理
第二十六期中央労働委員会労働者委員の公正な任命に関する請願

請願者 鹿児島市緑ヶ丘町三七ノ七 家室 瑞子 外三百八十四名

紹介議員 笠井 亮君
この請願の趣旨は、第九六号と同じである。

第一〇四号 平成十二年九月二十九日受理
第二十六期中央労働委員会労働者委員の公正な任命に関する請願

請願者 三重県名張市安部田二、九五ノ四ノ三 竹中伸也 外三百八十四名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第九六号と同じである。

第一〇五号 平成十二年九月二十九日受理
第二十六期中央労働委員会労働者委員の公正な任命に関する請願

請願者 長崎県佐世保市吉岡町一、八七九ノ二 前田文香 外三百八十四名

紹介議員 小泉 親司君
この請願の趣旨は、第九六号と同じである。

第一〇六号 平成十二年九月二十九日受理
第二十六期中央労働委員会労働者委員の公正な任命に関する請願

請願者 埼玉県浦和市本太一ノ八ノ五ノ二 関健一 外三百八十四名

紹介議員 須藤美也子君
この請願の趣旨は、第九六号と同じである。

第一〇七号 平成十二年九月二十九日受理
第二十六期中央労働委員会労働者委員の公正な任命に関する請願

請願者 山形市西田四ノ一ノ一四 渡辺久子 外三百八十四名

紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第九六号と同じである。

第一〇八号 平成十二年九月二十九日受理
第二十六期中央労働委員会労働者委員の公正な任命に関する請願

請願者 新潟市松山一、三八六 佐々木隆 外三百八十四名

紹介議員 富樫 練三君
この請願の趣旨は、第九六号と同じである。

第一〇九号 平成十二年九月二十九日受理
第二十六期中央労働委員会労働者委員の公正な任命に関する請願

請願者 千葉県松戸市新松戸四ノ二七ノ二六ノDノ一〇六 佐々木幸子 外三百八十四名

紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第九六号と同じである。

第一一〇号 平成十二年九月二十九日受理
第二十六期中央労働委員会労働者委員の公正な任命に関する請願

請願者 千葉県我孫子市寿二ノ一七ノ二八 永尾真理 外三百八十四名

紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第九六号と同じである。

第一一一号 平成十二年九月二十九日受理
第二十六期中央労働委員会労働者委員の公正な任命に関する請願

請願者 埼玉県大宮市春野三ノ一〇ノ二 江口二男 外三百八十四名

紹介議員 畑野 君枝君
この請願の趣旨は、第九六号と同じである。

第一一二号 平成十二年九月二十九日受理
第二十六期中央労働委員会労働者委員の公正な任命に関する請願

請願者 岡山県倉敷市玉島黒崎四、四三一 田中邦男 外四百名

紹介議員 八田ひろ子君
この請願の趣旨は、第九六号と同じである。

第一一三号 平成十二年九月二十九日受理
第二十六期中央労働委員会労働者委員の公正な任命に関する請願

請願者 東京都文京区向丘一ノ七ノ二八ノ三〇五 宮内淳 外三百八十四名

紹介議員 林 紀子君
この請願の趣旨は、第九六号と同じである。

第一一四号 平成十二年九月二十九日受理
第二十六期中央労働委員会労働者委員の公正な任命に関する請願

請願者 神奈川県逗子市小坪一ノ一八ノ一七 北原良和 外三百八十四名

紹介議員 筆坂 秀世君
この請願の趣旨は、第九六号と同じである。

第一一五号 平成十二年九月二十九日受理
第二十六期中央労働委員会労働者委員の公正な任命に関する請願

請願者 福岡県宗像郡玄海町池田三、〇九五ノ二 田中秀美 外三百八十四名

紹介議員 宮本 岳志君
この請願の趣旨は、第九六号と同じである。

第一一六号 平成十二年九月二十九日受理
第二十六期中央労働委員会労働者委員の公正な任命に関する請願

請願者 広島市西区福島町二ノ二八ノ二 松村正一 外三百八十四名

紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第九六号と同じである。

第一一七号 平成十二年九月二十九日受理

第三三八号 平成十二年十月十八日受理
じん肺根絶に関する請願

請願者 東京都武蔵村山市神明三ノ一三二
ノ六 渡辺真寿美 外三百四十三
名
紹介議員 畑野 君枝君
この請願の趣旨は、第二〇三号と同じである。

第三三九号 平成十二年十月十八日受理
じん肺根絶に関する請願

請願者 福島県郡山市深田台九八 脇坂勲
外三百四十三名
紹介議員 八田ひろ子君
この請願の趣旨は、第二〇三号と同じである。

第三四〇号 平成十二年十月十八日受理
じん肺根絶に関する請願

請願者 東京都江戸川区東葛西九ノ二二ノ
九 上島信義 外三百四十三名
紹介議員 林 紀子君
この請願の趣旨は、第二〇三号と同じである。

第三四一号 平成十二年十月十八日受理
じん肺根絶に関する請願

請願者 北海道赤平市豊栄町一ノ一〇 鹿
野猛 外三百四十三名
紹介議員 筆坂 秀世君
この請願の趣旨は、第二〇三号と同じである。

第三四二号 平成十二年十月十八日受理
じん肺根絶に関する請願

請願者 札幌市西区平和二条二ノ四ノ九〇
佐々木雄二 外三百四十三名
紹介議員 宮本 岳志君
この請願の趣旨は、第二〇三号と同じである。

第三四三号 平成十二年十月十八日受理
じん肺根絶に関する請願

請願者 北海道三笠市柏町四二六 浅見久
美子 外三百四十三名
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第二〇三号と同じである。

第三四四号 平成十二年十月十八日受理
じん肺根絶に関する請願

請願者 埼玉県八潮市八條六四五ノ一 植
竹明 外三百四十三名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第二〇三号と同じである。

第四二六号 平成十二年十月十九日受理
雇用・失業情勢の深刻化に対応するための労働行
政体制の整備に関する請願

請願者 愛知県稲沢市小池三ノ八ノ一ノ二
〇一 牧野宏俊 外四百十一名
紹介議員 末広まきこ君
雇用・失業情勢が深刻さを増す中で、全国の公
共職業安定所には求職者があふれ、また、労働基
準監督署、雇用均等室には相談者・申告者が急増
している。大幅な業務量の増大により職員が努力
も限界を超えつつあり、このままでは雇用の安定
や労働条件の改善等に対する行政サービスの大幅
な低下を招きかねない。今必要なことは、労働
者・国民、事業主の要望に迅速かつ適切に対応す
るために、国の責任を明確にした施策と行政機能
の充実、職員の増員等による労働行政体制の整
備・強化を図ることである。また、そのためには
職業安定行政、労働基準行政、雇用均等行政の連
携を緊密にするとともに、本年四月に設置され
た都道府県労働局を拡充・強化する必要がある。
ついては、次の事項について実現を図られた
い。

一、現下の雇用・失業情勢の深刻化に伴う労働行
政の需要増大等に対応するため、緊急に職員の
増員等による労働行政の体制整備を行うこと。
二、勤労国民の雇用の確保・安定と労働条件の維
持・向上を図るため、左記の観点から職員の増
員等によって労働行政各分野の体制整備を行う
こと。
1 中高年齢労働者・障害者・若年労働者の雇
用促進を始めとして、勤労国民の雇用・失業
保障の確立と職業能力開発の推進など行き届
いた行政サービス確保のため、必要な職業安
定行政の体制整備を行うこと。
2 勤労国民の労働条件、命と健康を守る監督
行政、労働安全衛生行政、労災補償行政の充
実を図るため、必要な労働基準行政の体制整
備を行うこと。
3 雇用・就業における真の男女平等の実現
と、仕事と家庭の両立支援対策のための雇用
均等行政の充実と必要な体制整備を行うこ
と。
4 職業安定行政、労働基準行政、雇用均等行
政の連携を強化することにより、総合的労働
相談等の実施など、分野を超えた横断的な行
政課題を充実させるほか、各都道府県の実情
に応じた施策を実施するために、都道府県労
働局の体制整備を行うこと。

第四五一号 平成十二年十月十九日受理
雇用・失業情勢の深刻化に対応するための労働行
政体制の整備に関する請願

請願者 徳島県美馬郡貞光町辻六八 原須
美子 外四百七十四名
紹介議員 高橋紀世子君
この請願の趣旨は、第四二六号と同じである。

第四五二号 平成十二年十月十九日受理
雇用・失業情勢の深刻化に対応するための労働行
政体制の整備に関する請願

請願者 福岡県山門郡瀬高町上庄一、二一
六ノ三ノ一三三 諫山孝二 外千
九百九十九名
紹介議員 三重野栄子君
この請願の趣旨は、第四二六号と同じである。

第四五六号 平成十二年十月十九日受理
雇用・失業情勢の深刻化に対応するための労働行
政体制の整備に関する請願

請願者 名古屋市長区滝ノ水三ノ二〇六ノ
四 市川浩 外九百九十九名
紹介議員 大脇 雅子君
この請願の趣旨は、第四二六号と同じである。

十月三十日本委員会に左の案件が付託された。

一、労働者災害補償保険法及び労働保険の保
料の徴収等に関する法律の一部を改正する法
律案

労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料
の徴収等に関する法律の一部を改正する法律
案

労働者災害補償保険法及び労働保険の保
料の徴収等に関する法律の一部を改正する
法律

(労働者災害補償保険法の一部改正)

第一条 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法
律第五十号)の一部を次のように改正する。
目次及び題名を次のように改める。

労働者災害補償保険法
目次

第一章 総則(第一条―第五条)
第二章 保険関係の成立及び消滅(第六条)
第三章 保険給付

第一節 通則(第七条―第十二条の七)
第二節 業務災害に関する保険給付(第十
二条の八―第二十条)
第三節 通勤災害に関する保険給付(第二
十一条―第二十五条)

第四節 二次健康診断等給付(第二十六
条―第二十八条)

第三章の二 労働福祉事業(第二十九条)
第四章 費用の負担(第三十条―第三十二条)
第四章の二 特別加入(第三十三条―第三十

七条

第五章 不服申立て及び訴訟(第三十八条―第四十一条)

第六章 雑則(第四十二条―第五十条)

第七章 罰則(第五十一条―第五十四条)

附則

第一条及び第二条の二中「又は死亡」を、「死亡等」に改める。

第七条第二項に次の一号を加える。

三 二次健康診断等給付

第八条の六を削る。

第二十二條の二第二項中「第二十二條の六第六項」を「第二十三條第二項」に改め、同条第三項中「第二十五條第二項」を「第三十一條第二項」に改める。

第三十九條から第四十一條までを削る。

第三十八條中「第二十五條第一項」を「第三十一條第一項」に、「同法」を「徴収法」に改め、第五章中同条を第四十一條とする。

第三十七條中「第三十五條第一項」を「第三十八條第一項」に改め、同条を第四十條とする。

第三十六條を第三十九條とし、第三十五條を第三十八條とする。

第三十二條から第三十四條までを削る。

第三十一條中「第二十七條各号」を「第三十三條各号」に改め、第四章の二中同条を第三十七條とする。

第三十條第一項各号列記以外の部分中「第二十七條第六号」を「第三十三條第六号」に改め、「保険による」の下に「業務災害及び通勤災害に關する」を加え、「第三章」を、「第三章第一節から第三節まで」に改め、「の各号」を削り、同項第一号中「第二十七條第六号」を「第三十三條第六号」に改め、同項第二号中「第二十八條第一項第二号」を「第三十四條第一項第二号」に、「第二十七條第六号」を「第三十三條第六号」に改め、同項第三号中「第二十七條第六号」を「第三十三條第六号」に改め、同条第二項中「第二十八條第二項」を「第三十四條第二項」に、「第二十七

条第六号」を「第三十三條第六号」に、「第二十八條第四項」を「第三十四條第四項」に、「第三十條第一項」を「第三十六條第一項」に改め、同条を第三十六條とする。

第二十九條第一項各号列記以外の部分中「第二十七條第三号」を「第三十三條第三号」に、「第三章」を「第三章第一節から第三節まで」に改め、「の各号」を削り、同項第三号及び第五号から第七号までの規定中「第二十七條第三号」を「第三十三條第三号」に改め、同条第二項及び第五項中「第二十七條第三号」を「第三十三條第三号」に改め、同条を第三十五條とする。

第二十八條第一項中「徴収法第三條の規定により成立する労災保険に係る労働保険の保険関係以下「保険関係」という。」を「成立する保険関係」に改め、「保険による」の下に「業務災害及び通勤災害に關する」を加え、「第三章」を、「第三章第一節から第三節まで」に改め、「の各号」を削り、同条を第三十四條とする。

第二十七條を第三十三條とする。

第四章中第二十六條を第三十二條とする。

第二十五條第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「同法」を「徴収法」に改め、同条を第三十一條とする。

第二十四條を第三十條とする。

第三章の二中第二十三條を第二十九條とする。

第三章第三節中第二十二條の八を第二十五條とし、第二十二條の七を第二十四條とし、第二十二條の六を第二十三條とする。

第三章に次の一節を加える。

第四節 二次健康診断等給付

第二十六條 二次健康診断等給付は、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第六十六條第一項の規定による健康診断又は当該健康診断に係る同条第五項ただし書の規定による健康診断のうち、直近のもの(以下この項において「一次健康診断」という。)において、血圧検査、血液検査その他業務上の事由によ

る脳血管疾患及び心臓疾患の発生にかかわる身体の状態に關する検査であつて、厚生労働省令で定めるものが行われた場合において、当該検査を受けた労働者がそのいずれの項目にも異常の所見があると診断されたときに、当該労働者(当該一次健康診断の結果その他の事情により既に脳血管疾患又は心臓疾患の症状を有すると認められるものを除く。)に対し、その請求に基づいて行う。

第二十八條 この節に定めるもののほか、二次健康診断等給付について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第四十二條中「及び介護給付」を、「介護給付及び二次健康診断等給付」に改める。

第四十六條中「第二十九條第一項」を「第三十五條第一項」に改める。

第四十七條中「第二十八條第一項第一号、第二十九條第一項第三号又は第三十條第一項第一号」を「第三十四條第一項第一号、第三十五條第一項第三号又は第三十六條第一項第一号」に改める。

第四十八條を次のように改める。

第四十八條 行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、当該職員に、適用事業の事業場又は労働保険事務組合若しくは第三十五條第一項に規定する団体の事務所に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四十九條中「行なつた」を「行つた」に、「当該官吏」を「当該職員」に改め、同条に次の一項を加える。

前条第二項の規定は前項の規定による検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

第五十一條中、「左の」を「次の」に、「一」を「いずれかに」に、「これを六箇月」を「六月」に、「第二十九條第一項」を「第三十五條第一項」に、「団体が左の」を「団体がこれらの」に改め、同条第二号中「第四十八條」を「第四十八條第一項」に、「当該官吏」を「当該職員」に改める。

第五十三條中「第二十九條第一項」を「第三十五條第一項」に、「左の」を「次の」に、「一」に

を「いずれかに」に、「これを六箇月を」を「六月」に改め、同条第二号中「第四十八条」を「第四十八条第一項」に、「当該官吏」を「当該職員」に改め、同条第三号中「第四十九条」を「第四十九条第一項」に改める。

第五十四条第一項中「第二十九條第一項」を「第三十五條第一項」に、「罰するの外を」を「罰するほか」に、「対しを」を「対しても」に改め、同条第二項中「第二十九條第一項」を「第三十五條第一項」に改める。

別表第一中「第二十二條の六」を「第二十三條」に改める。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正)

第二条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「災害率」の下に「並びに二次健康診断等給付(同項第三号の二次健康診断等給付をいう。次項及び第十三条において同じ。)に要した費用の額を加え、同条第三項中「第三十條第一項」を「第三十六條第一項」に、「第二十三條第一項第二号」を「第二十九條第一項第二号」に改め、「」から「」の下に「非業務災害率」を、「災害率」の下に「及び二次健康診断等給付に要した費用の額を加え、(以下「通勤災害に係る率」という。)をいう。以下この項及び第二十二條第一項において同じ。)に、「通勤災害に係る率」を「特別加入非業務災害率(非業務災害率から第十三条の厚生労働大臣の定める率を減じた率をいう。第二十二條第一項各号及び第二十二條において同じ。)に、「通勤災害に係る率」を「非業務災害率」に改める。

第十三条中「第二十八條第一項」を「第三十四條第一項」に改め、「同一の率」の下に「から労災保険法の適用を受けるすべての事業の過去三年間の二次健康診断等給付に要した費用の額を考慮して厚生労働大臣の定める率を減じた率」を加える。

第十四条第一項中「第二十九條第一項」を「第三十五條第一項」に、「同項第六号」を「同条第一項第六号」に、「第二十七條第三号」を「第三十三條第三号」に改める。

第十四条の二第一項中「第三十條第一項第二号」を「第三十六條第一項第二号」に、「第二十八條第一項第三号」を「第三十四條第一項第三号」に、「第二十七條第六号」を「第三十三條第六号」に改める。

第十五条第一項中「第二十八條第一項」を「第三十四條第一項」に、「第三十條第一項」を「第三十六條第一項」に改め、同項第三号中「第二十九條第一項」を「第三十五條第一項」に改め、同条第二項中「第二十八條第一項」を「第三十四條第一項」に改める。

第十九条第一項中「第二十八條第一項」を「第三十四條第一項」に、「第三十條第一項」を「第三十六條第一項」に改め、同条第二項中「第二十八條第一項」を「第三十四條第一項」に改める。

第二十条第一項各号列記以外の部分中「又は第十三條及び」又は「第一種特別加入保険料を削り、「通勤災害に係る率」を「非業務災害率」に、「百分の三十」を「百分の三十五」に改め、同項第一号及び第二号中「通勤災害に係る率」に「通勤災害に係る率を減じた額」を、「非業務災害率に係る率に「通勤災害に係る率を減じた額」を、「特別加入非業務災害率」に「通勤災害に係る率を減じた額」を加え、同条第三項を「同条第四項」とし、同条第二項中「前項」を「第一項」前項において準用する場合を含む。」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定は、第一種特別加入保険料に係る確定保険料の額について準用する。この場合において、同項各号列記以外の部分中「第十一條第一項」とあるのは「第十三條」と、「非業務災害率」とあるのは「特別加入非業務災害率」と読み替えるものとする。

第三十五條第三項中「第二十五條第四項」を

「第三十一條第四項」に改める。

第四十六條中「六箇月を」を「六月」に、「第二十九條第一項」を「第三十五條第一項」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とする。

第四十七條中「六箇月を」を「六月」に改める。

第四十八條第一項及び第二項中「第二十九條第一項」を「第三十五條第一項」に改める。

附則

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

(労働者災害補償保険法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前の期間に係る労働者災害補償保険法の規定による年金たる保険給付の額の端数の処理については、なお従前の例による。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三条 施行日の属する保険年度(労働保険の保険料の徴収等に関する法律第二條第四項に規定する保険年度をいう。以下同じ。)及びこれに引き続く二保険年度においては、第二條の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律(以下「新徴収法」という。)第十二條第二項中「二次健康診断等給付(同項第三号の二次健康診断等給付をいう。次項及び第十三条において同じ。)に要した費用の額」とあるのは「労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律(平成十二年法律第 号。以下「平成十二年改正法」という。)の施行の日の属する保険年度及びこれに引き続く二保険年度における二次健康診断等給付(同項第三号の二次健康診断等給付をいう。以下同じ。)に要した費用の額又は二次健康診断等給付に要する費用の予想額」と、同条第三項中「及び二次健康診断等給付に要した費用の額」

とあるのは「並びに平成十二年改正法の施行の日の属する保険年度及びこれに引き続く二保険年度における二次健康診断等給付に要した費用の額又は二次健康診断等給付に要する費用の予想額」と、新徴収法第十三条中「過去三年間の二次健康診断等給付に要した費用の額」とあるのは「平成十二年改正法の施行の日の属する保険年度及びこれに引き続く二保険年度における二次健康診断等給付に要した費用の額又は二次健康診断等給付に要する費用の予想額」とする。

第四条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第二十條第一項の厚生労働省令で定める有期事業であつて、施行日前に同法第三條に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係が成立したものに係る確定保険料の額については、なお従前の例による。

(労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正)

第五条 労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和三十一年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項、第七條及び第十五條第一項第五号中「第三十五條第一項」を「第三十八條第一項」に改める。

第十七條の二第三項中「第三十五條第二項」を「第三十八條第二項」に改める。

第二十五條第一項中「第三十五條」を「第三十八條」に改める。

第三十八條第一項中「第三十五條第一項」を「第三十八條第一項」に改める。

第三十八條第一項第六号中「第三十五條」を「第三十八條」に改める。

第四十九條第三項中「第三十五條第二項」を「第三十八條第二項」に改める。

(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部改正)

第六條 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第八十

三号)の一部を次のように改正する。

附則第十二条第一項第二号中「第二十九條第一項第三号」を「第三十五條第一項第三号」に、「第二十七條第三号」を「第三十三條第三号」に改める。

(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第七條 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和四十四年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第十九條第三項の表第十五條第一項の項中「第二十八條第一項」を「第三十四條第一項」に、「第三十條第一項」を「第三十六條第一項」に改め、同表第十五條第二項の項中「第二十八條第一項」を「第三十四條第一項」に改め、同表第十九條第一項の項中「第二十八條第一項」を「第三十四條第一項」に、「第三十條第一項」を「第三十六條第一項」に改め、同表第十九條第二項の項中「第二十八條第一項」を「第三十四條第一項」に改め、同表第十九條第二項の項中「第二十八條第一項」を「第三十四條第一項」に改める。

第二十一條第二項中「第二十八條第一項」を「第三十四條第一項」に、「第三十條第一項」を「第三十六條第一項」に、「徴収法第三條の規定により成立する労災保険に係る労働保険の」を「成立する」に改め、「第六條の規定により成立する」の下に「同法第五條第一項に規定する」を加える。

(労働保険特別会計法の一部改正)

第八條 労働保険特別会計法(昭和四十七年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第四條及び第十二條第一項中「第二十六條」を「第三十二條」に改める。

(労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第九條 労働者災害補償保険法等の一部を改正す

る法律(昭和五十一年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十一条中「第二十三條第一項第二号」を「第二十九條第一項第二号」に改める。

(賃金の支払の確保等に関する法律の一部改正)

第十條 賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第九條及び第十六條中「第二十三條第一項第四号」を「第二十九條第一項第四号」に改める。

(短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部改正)

第十一條 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成五年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第十六條第一項及び第二項中「第二十三條」を「第二十九條」に改める。

(労働福祉事業団法等の一部改正)

第十二條 次に掲げる法律の規定中「第二十三條第一項」を「第二十九條第一項」に改める。

一 労働福祉事業団法(昭和三十一年法律第二百六十六号)第十九條第一項第一号

二 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法(昭和四十二年法律第九十二号)第十條第一項

三 独立行政法人産業安全研究所法(平成十一年法律第八十一号)第十一條

四 独立行政法人産業医学総合研究所法(平成十一年法律第八十二号)第十一條

平成十二年十一月十日印刷

平成十二年十一月十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D